

岐阜市一般廃棄物処理基本計画

令和3年3月

岐 阜 市

目 次

岐阜市一般廃棄物処理基本計画に関する用語の説明

第1章 一般廃棄物処理基本計画の背景と趣旨

1.1 一般廃棄物処理基本計画策定の趣旨	1
1.2 一般廃棄物処理基本計画の位置付け	2
1.3 計画の範囲	5
1.4 目標年度	6

第2章 地域の特性

2.1 岐阜市の概要	7
2.2 上位計画	16

第3章 ごみ処理の現状及び課題

3.1 ごみ処理事業の概要	18
3.2 ごみ処理行政の動向	22
3.3 ごみ処理体制の現状	27
3.4 ごみ処理の実績	37
3.5 ごみ処理の評価及び課題	50

第4章 ごみ処理基本計画

4.1 ごみ総排出量及び処理量の予測	57
4.2 ごみ処理の目標値	65
4.3 ごみ処理の基本方針	76
4.4 排出抑制・分別計画	78
4.5 ごみの適正処理計画	82
4.6 計画の推進	93

第5章 生活排水処理の現状及び課題

5.1	生活排水処理体系の概要	94
5.2	生活排水処理形態別人口の状況	95
5.3	し尿・浄化槽汚泥の排出量の状況	96
5.4	処理主体	97
5.5	下水道の整備状況	98
5.6	水質汚濁の状況	99
5.7	収集・運搬体制	100
5.8	中間処理・資源化・最終処分体制	102
5.9	し尿処理経費	104
5.10	生活排水処理率	106
5.11	課題の抽出	107

第6章 生活排水処理基本計画

6.1	計画策定にあたっての検討事項	110
6.2	生活排水処理形態別人口、計画処理量の予測	111
6.3	生活排水の目標値	114
6.4	基本理念と基本方針	115
6.5	排出抑制計画	117
6.6	目標及び整備計画	118
6.7	収集・運搬、中間処理、最終処分計画	124
6.8	その他	127

岐阜市一般廃棄物処理基本計画に関する用語の説明

用 語	概 要
廃棄物	ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）のこと。（廃棄物処理法による定義）
一般廃棄物	産業廃棄物以外の廃棄物のこと。（廃棄物処理法による定義） 主な発生源別に「ごみ」と、し尿や浄化槽から発生する汚泥を含む「生活排水」に区分している。
産業廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、その他政令で定める廃棄物及び輸入された廃棄物のこと。（廃棄物処理法による定義）
生活系ごみ	一般家庭の日常生活に伴って排出されるごみのこと。集団回収量を含む。
家庭系ごみ	生活系ごみから資源ごみ（直接搬入資源ごみを含む）及び集団回収量等を除いたもの。（環境省資料「日本の廃棄物処理」による定義）
事業系ごみ	事業者の事業活動に伴って生じるごみのうち、産業廃棄物を除いたもの。
国民の責務、事業者の責務、国及び地方公共団体の責務	廃棄物処理法をはじめ様々な法律に、国民、事業者、国及び地方公共団体（県や市町村等）がそれぞれ果たすべき責任と義務が規定されている。
ごみ総排出量	生活系ごみ及び事業系ごみを合計したもの。計画収集量、直接搬入量及び集団回収等を含む。
計画収集量	岐阜市が収集するごみの量のこと。
直接搬入量	岐阜市の処理施設に市民や事業者が直接持ち込むごみの量のこと。
集団回収等	資源分別回収事業等によって回収した資源物の量のこと。
1人1日当たりのごみ排出量	市民1人が1日に排出するごみの平均値のこと。（ごみ総排出量 ÷（岐阜市の人口） ÷ 年間日数（365日又は366日））
リサイクル率	資源化量をごみ総排出量で除した率のこと。
総資源化量	直接資源化量、処理後資源物量及び集団回収等を合計したもの。
直接資源化	岐阜市の処理施設で処理せず、民間業者などに直接引き渡して資源化すること。
処理後資源物	岐阜市の中間処理施設によって資源を分別・回収した資源物のこと。

用 語	概 要
最終処分量	一般廃棄物最終処分場に埋立処分する量のこと。
感染性一般廃棄物	特別管理廃棄物のうち、人が感染するおそれのある病原体等が付着している廃棄物又は付着するおそれのある廃棄物のこと。
特別管理廃棄物	爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものこと。（廃棄物処理法による定義）
災害廃棄物	災害時に発生する廃棄物のうち、岐阜市がその処理を実施するもの。倒壊した家屋のがれきや浸水した粗大ごみ、避難所から排出される一般廃棄物等を含む。
生活排水処理率	計画処理区域内人口に対するし尿及び生活雑排水を衛生的に処理している人口の割合のこと。
計画処理区域内人口	生活排水処理形態別人口の合計のこと。行政区域内人口と等しい。
水洗化・生活雑排水処理人口	し尿及び生活雑排水を生活排水処理施設で処理している人口のこと。
生活排水	人の生活（炊事・洗濯・入浴等）に伴い、公共用水域に排出される水のこと。（水質汚濁防止法による定義）
生活雑排水	生活排水のうち、し尿を除くものこと。（浄化槽法による定義）
浄化槽人口 （合併処理浄化槽人口）	合併処理浄化槽の利用人口のこと。し尿及び生活雑排水を合わせて処理している。
公共下水道人口	下水道に接続している人口のこと。
水洗化・生活雑排水未処理人口 （単独処理浄化槽人口）	単独処理浄化槽の利用人口のこと。し尿は単独処理浄化槽において処理されるが、生活雑排水は未処理で放流される。
非水洗化人口	水洗化されていない人口のこと。（し尿汲み取り人口と自家処理人口の合計）
し尿汲み取り人口	し尿汲み取りトイレを使用し、し尿の収集を行っている人口のこと。簡易水洗トイレを含む。生活雑排水は未処理で放流される。
自家処理人口	し尿及び生活雑排水を自家処理している人口のこと。本市には存在しない。
し尿量	し尿の収集（計画収集）により岐阜羽島衛生センターに搬入されたし尿の量のこと。
浄化槽汚泥量	許可業者により岐阜市寺田プラント及び岐阜羽島衛生センターに搬入された浄化槽汚泥の量のこと。

第1章 一般廃棄物処理基本計画の背景と趣旨

1.1 一般廃棄物処理基本計画策定の趣旨

今日、環境保全は人類の生存基盤に関わる極めて重大な課題となっています。国においては、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を形成することを目指した施策を推進しています。

2018年（平成30年）6月には「循環型社会形成推進基本法」に基づき、「第四次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、循環型社会の全体像に関する指標、目標が設定されています。

岐阜市（以下「本市」といいます。）では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」といいます。）に基づき、2016年（平成28年）3月に「岐阜市ごみ処理基本計画」及び「岐阜市生活排水処理基本計画」を策定し、一般廃棄物の安定的・継続的な適正処理に努めてきました。

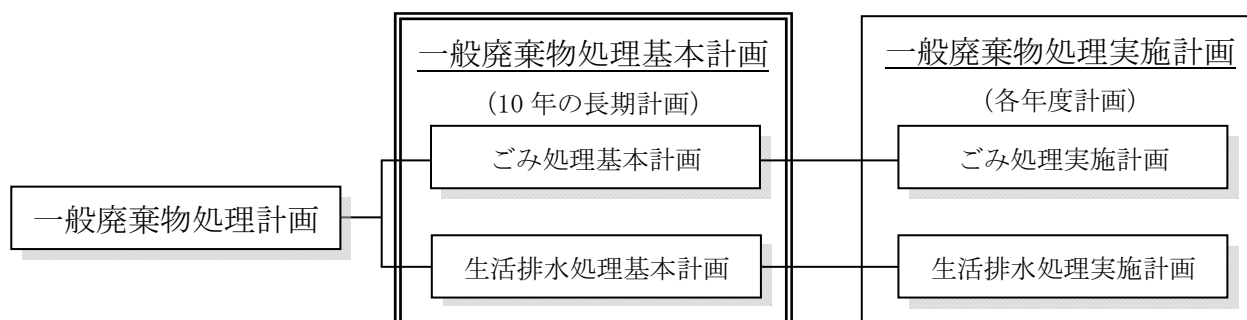
これらの計画では、概ね5年ごと、もしくは社会情勢や法体系の変化など、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には計画を見直すこととしています。そのため、本年度で計画策定より5年が経過し、中間目標年度に該当することから、本市の一般廃棄物処理基本計画の中間見直しを行います。

このような状況の中、本市の廃棄物処理行政は、近年の人口減少や高齢化の進行等の課題や、上述したような各種法体系の整備等といった廃棄物を取り巻く社会情勢の変化に対応しつつ、「循環型社会の実現」に向けて、さらなる廃棄物の減量化・資源化等の施策を行うため、「岐阜市ごみ処理基本計画」及び「岐阜市生活排水処理基本計画」において講じられた様々な施策について、更に効率的に実施するとともに、市民・事業者・行政の三者が協働して推進していくため、「岐阜市一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」といいます。）として見直し、市民の生活環境の保全と公衆衛生の向上を目指します。

1.2 一般廃棄物処理基本計画の位置付け

一般廃棄物処理基本計画は、市町村が区域内の一般廃棄物の処理に統括的な責任を有する者として「一般廃棄物」に係る長期的視点に立った基本的な方向を明確にするものです。廃棄物処理法第6条第1項の規定により、市町村は「当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。」とされています。

一般廃棄物処理計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3に基づき、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画（一般廃棄物処理基本計画）及び当該基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画（一般廃棄物処理実施計画）からなり、それぞれ、ごみ処理及び生活排水に関する部分から構成されます。（図1-2-1を参照）

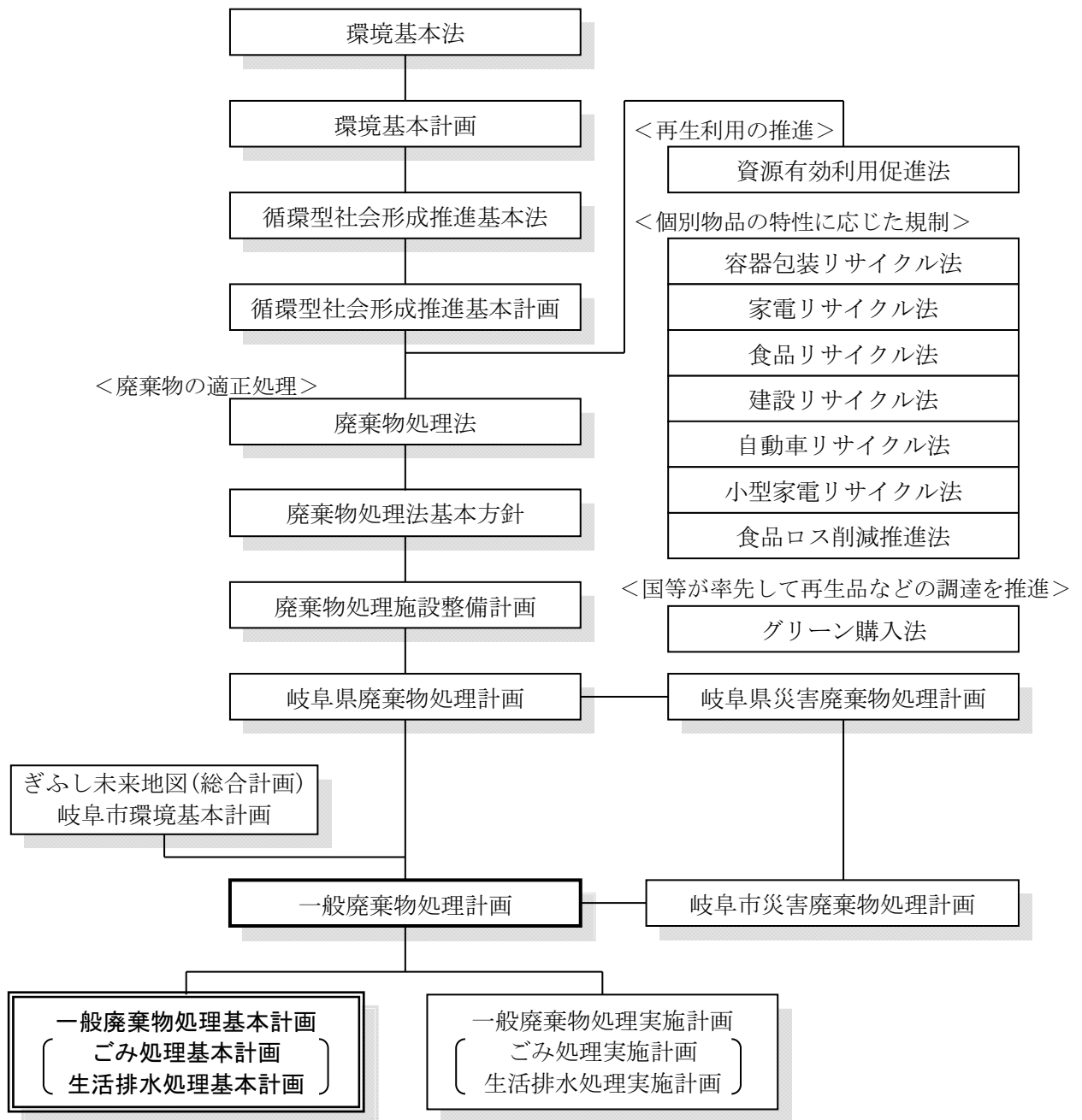


出典：環境省「ごみ処理基本計画策定指針（平成28年9月）」p.2の図1を加工して作成

図1-2-1 一般廃棄物処理計画の構成

本計画は、上位計画である「ぎふし未来地図（岐阜市総合計画）」や「岐阜市環境基本計画」及び「岐阜市上下水道事業経営戦略（下水道計画）」等で掲げている一般廃棄物処理行政の分野における計画事項について、基本方針や具体的な施策を示すものであり、本市の廃棄物処理に関する最上位計画と位置付けられます。

本計画の位置付けについて体系的に示したものを図1-2-2に、関係する法令等の概要を表1-2-1に示します。



出典：環境省「ごみ処理基本計画策定指針（平成28年9月）」p.9の図3を加工して作成

図 1-2-2 計画の位置付け

表 1-2-1 一般廃棄物処理計画に係る法令の概要

法律名等	整備時期	法整備の目的
環境基本法	平成 5 年 11 月制定 平成 30 年 6 月改正	環境保全について基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。
循環型社会形成推進基本法	平成 12 年 6 月制定	環境基本法の基本理念に基づき、国、地方公共団体、事業者、国民の責務を明確にし、循環型社会の形成に関する施策を定めることにより、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。
廃棄物処理法 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律)	昭和 45 年 12 月制定 令和元年 6 月改正	廃棄物の排出抑制や適正な処理（分別、保管、収集、運搬、処分、再生等）を行うことにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする。廃棄物の定義や処理責任、廃棄物処理業者及び処理施設に対する許可、廃棄物処理基準などを規定している。
資源有効利用促進法 (資源の有効な利用の促進に関する法律)	平成 3 年 4 月制定 平成 26 年 6 月改正	資源の有効利用を図るとともに、廃棄物の発生抑制や環境保全に資するため、主に事業者等の取り組みを中心に廃棄物の発生抑制、部品等の再利用及び原材料としての再利用の促進を目的とする。
容器包装リサイクル法 (容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)	平成 7 年 6 月制定 平成 23 年 8 月改正	市町村が容器包装を分別収集し、事業者がリサイクルを行う新しい容器包装リサイクルシステムの導入を目的とする。
家電リサイクル法 (特定家庭用機器再商品化法)	平成 10 年 6 月制定 平成 29 年 6 月改正	家電製品の製造・販売事業者などに、廃家電製品の回収、リサイクルを義務付けることにより、家電製品の効果的なリサイクルと廃棄物の減量化を図る。
食品リサイクル法 (食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律)	平成 12 年 6 月制定 令和元年 12 月改正	食品廃棄物等の再生利用や発生抑制及び減量に関して、食品関連事業者による食品廃棄物等の再生利用を促進するための措置を講じることにより、食品に関する資源の有効利用及び廃棄物の排出抑制を図り、事業者の発展、生活環境の保全及び国民経済の発展に寄与することを目的とする。
建設リサイクル法 (建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)	平成 12 年 5 月制定 平成 26 年 6 月改正	特定の建設資材について、解体及び再資源化等を促進するための措置を講じるとともに、解体業者について登録制度を実施すること等により、廃棄物の減量化をとおして、資源の有効な利用及び廃棄物の適正処理を図り、生活環境の保全、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
自動車リサイクル法 (使用済自動車の再資源化等に関する法律)	平成 14 年 7 月制定 令和元年 6 月改正	使用済自動車に係る廃棄物の減量や再生資源及び再生部品の充分な利用を通じて、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図り、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
小型家電リサイクル法 (使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律)	平成 24 年 8 月制定	使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
食品ロス削減推進法 (食品ロスの削減の推進に関する法律)	令和元年 5 月制定	食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とする。
グリーン購入法 (国等による環境物品等の調達 の推進等に関する法律)	平成 12 年 5 月制定 平成 27 年 9 月改正	国、独立行政法人等による環境物品等の調達及び情報の提供等、環境物品への需要の転換を促進するために必要な事項を定めることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図り、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

1.3 計画の範囲

1.3.1 計画対象区域

本計画の計画対象区域は、本市の行政区域内全域とします。

1.3.2 計画の範囲

本計画の範囲は、本市全域から発生する一般廃棄物（ごみ、し尿・浄化槽汚泥）の排出段階から収集・運搬、中間処理、最終処分までとします。

また、計画対象廃棄物は、本市全域から排出される一般廃棄物のほか、自治会などの市民団体が実施する資源分別回収や不法投棄されたごみ並びに一部受入を認めている併せ産廃についても対象とします。

(2) 気象

本市の気象状況を表 2-1-1 及び図 2-1-2 に示します。

2019 年（令和元年）の平均気温は 17.0℃と比較的温暖です。

また、同年の年間降水量は 1,798mm で、ほぼ平年並みとなっています。

表 2-1-1 気象状況

年・月	気温 (°C)			降水量合計 (mm)
	平均気温	日最高平均	日最低平均	
2015年 (平成27年)	16.5	21.3	12.5	2,266.5
2016年 (平成28年)	16.9	21.8	12.8	1,988.0
2017年 (平成29年)	15.9	20.7	11.7	1,864.0
2018年 (平成30年)	16.9	21.8	12.6	2,087.0
2019年 (令和元年)	17.0	21.9	12.9	1,798.0
1月	4.9	9.2	0.8	21.5
2月	7.2	11.8	3.1	62.5
3月	9.9	14.9	5.3	83.0
4月	13.9	19.2	9.0	179.0
5月	20.5	26.5	15.1	125.0
6月	23.3	28.1	19.5	213.5
7月	26.2	30.3	23.0	399.0
8月	29.2	34.2	25.7	222.0
9月	26.7	31.7	22.9	99.5
10月	20.3	24.7	16.8	296.5
11月	13.4	18.8	8.7	17.0
12月	8.6	13.0	4.6	79.5

出典：気象庁「地域気象観測所（アメダス） 岐阜（年・月ごとの値）」より抜粋

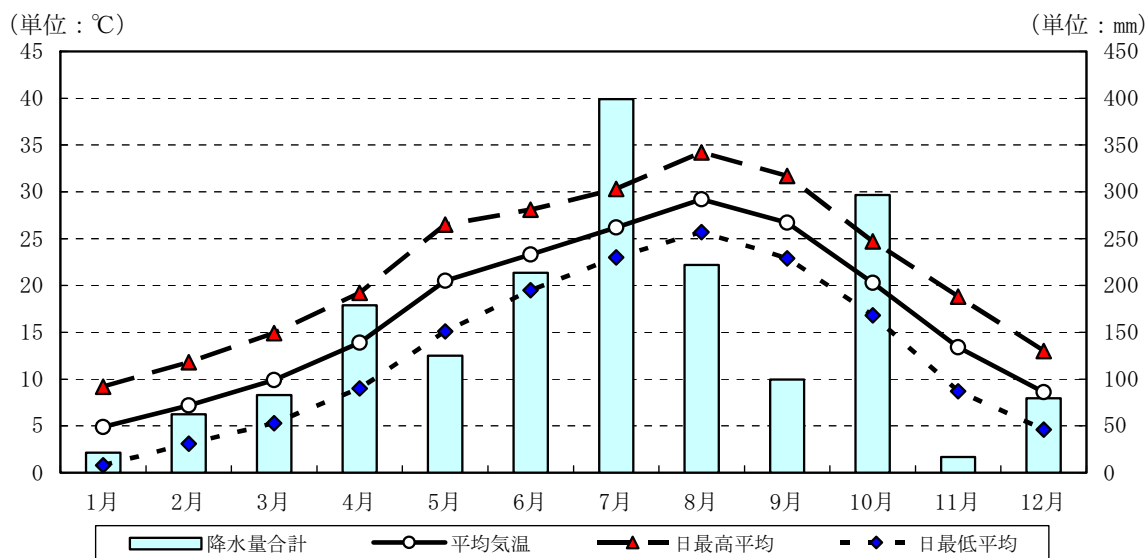


図 2-1-2 平均気温及び降水量（令和元年）

2.1.2 人口動態・分布

(1) 人口及び世帯数

本市の人口及び世帯数を表 2-1-2 及び図 2-1-3 に示します。

2019 年度（令和元年度）の人口は 408,109 人、世帯数は 181,716 世帯となっています。

経年変化を見ますと、人口は年々減少傾向にあり、世帯数は年々増加しています。このため、世帯当たり人口は年々減少しつつあります。

表 2-1-2 人口及び世帯数の実績

年度		年度末人口 (人)	世帯数 (世帯)	世帯当たり人口 (人/世帯)
和暦	西暦			
平成22年度	(2010)	419,306	170,356	2.46
平成23年度	(2011)	418,498	171,713	2.44
平成24年度	(2012)	416,750	172,111	2.42
平成25年度	(2013)	415,113	173,006	2.40
平成26年度	(2014)	414,382	174,490	2.37
平成27年度	(2015)	412,589	175,371	2.35
平成28年度	(2016)	412,254	177,102	2.33
平成29年度	(2017)	410,297	178,392	2.30
平成30年度	(2018)	408,970	179,872	2.27
平成31年度/ 令和元年度	(2019)	408,109	181,716	2.25

出典：岐阜市「住民基本台帳（各年3月31日現在）」より抜粋

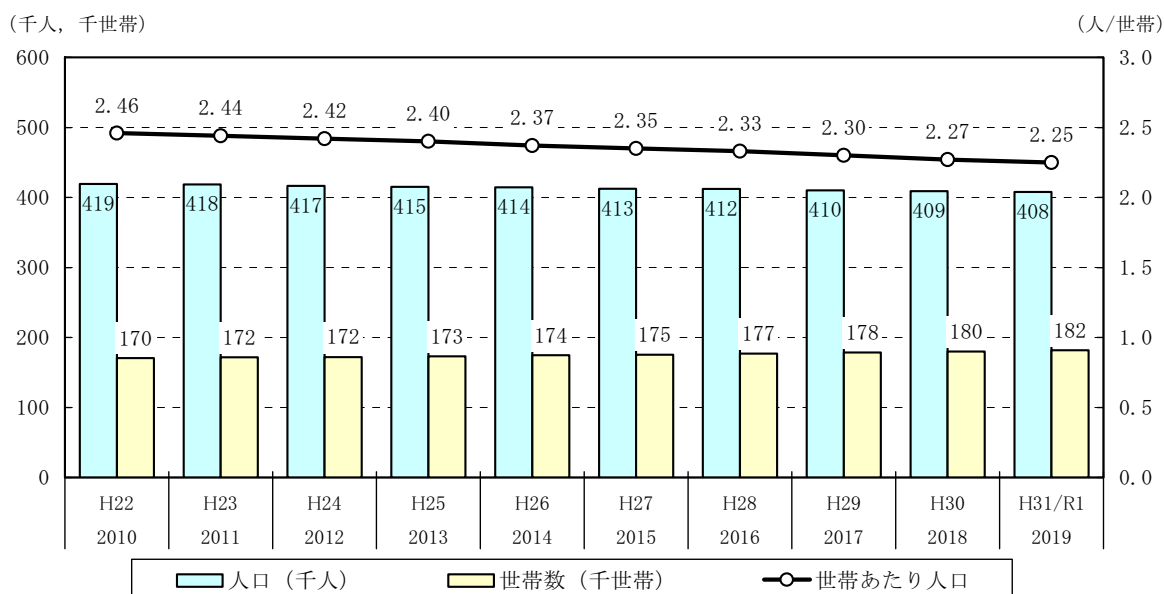


図 2-1-3 人口及び世帯数の推移

(2) 人口動態

本市の人口動態（社会動態・自然動態）を表 2-1-3 に示します。

2019 年度（令和元年度）の本市の人口動態について、社会動態は転入が転出を上回っており、583 人の増加となっていますが、自然動態の死亡が出生を上回っているため、1,695 人の減少となっていることから、全体的には 1,096 人の減少となっています。

表 2-1-3 人口動態

年次	社会動態			自然動態			その他	人口増減
	転入	転出	増減	出生	死亡	増減		
2015年 (平成27年)	15,218	15,648	△ 430	3,243	4,330	△ 1,087	△ 8	△ 1,525
2016年 (平成28年)	15,281	15,148	133	3,241	4,304	△ 1,063	46	△ 884
2017年 (平成29年)	15,233	15,308	△ 75	2,974	4,475	△ 1,501	19	△ 1,557
2018年 (平成30年)	15,117	15,155	△ 38	2,969	4,594	△ 1,625	9	△ 1,654
2019年 (令和元年)	16,169	15,586	583	2,904	4,599	△ 1,695	16	△ 1,096

出典：岐阜市「令和元年版岐阜市統計書」より抜粋

(3) 人口構造

本市の人口構造を表 2-1-4、図 2-1-4 に、年齢別人口を図 2-1-5 に示します。

2019 年度（令和元年度）の年齢別 3 区分人口は年少人口（構成比）が 50,501 人（12.4%）、生産年齢人口（同）が、241,834 人（59.1%）、老年人口（同）が 116,548 人（28.5%）となっています。

人口構造の推移を見ると、年齢別 3 区分人口の構成比は、年々年少人口が減少し、老年人口が増加しており、高齢化が進んでいることがうかがえます。

表 2-1-4 人口構造

区分 / 年度	2015	2016	2017	2018	2019
	H27	H28	H29	H30	H31/R1
年少人口（0～14歳）	53,760	53,002	52,053	51,131	50,501
生産年齢人口（15～64歳）	248,597	246,401	244,761	242,939	241,834
老年人口（65歳以上）	111,843	113,674	114,981	116,012	116,548
総人口	414,200	413,077	411,795	410,082	408,883

出典：岐阜市「岐阜市統計書」より抜粋（各年 10 月 1 日現在）

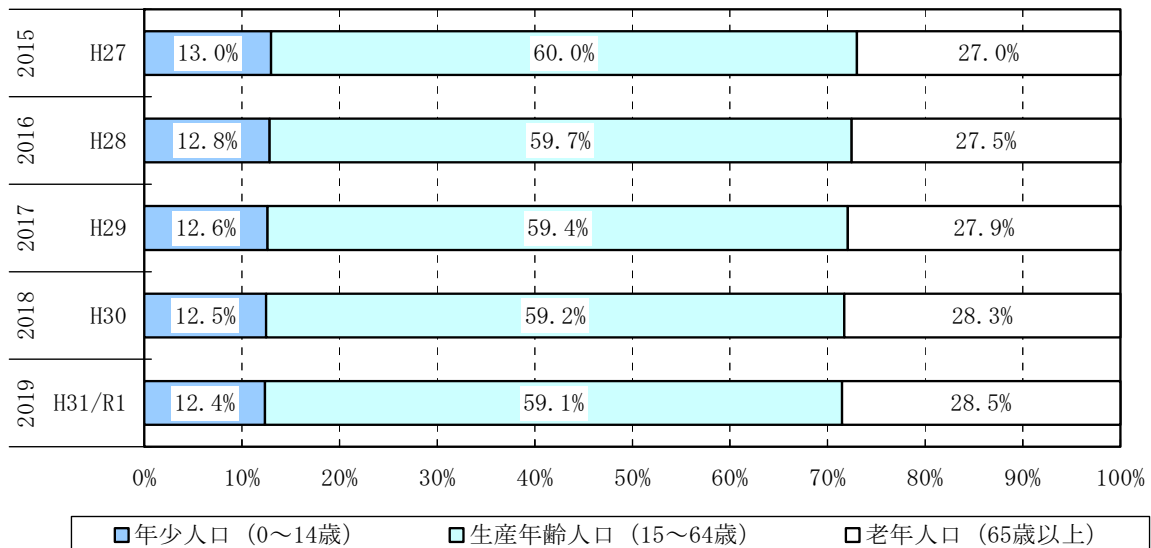
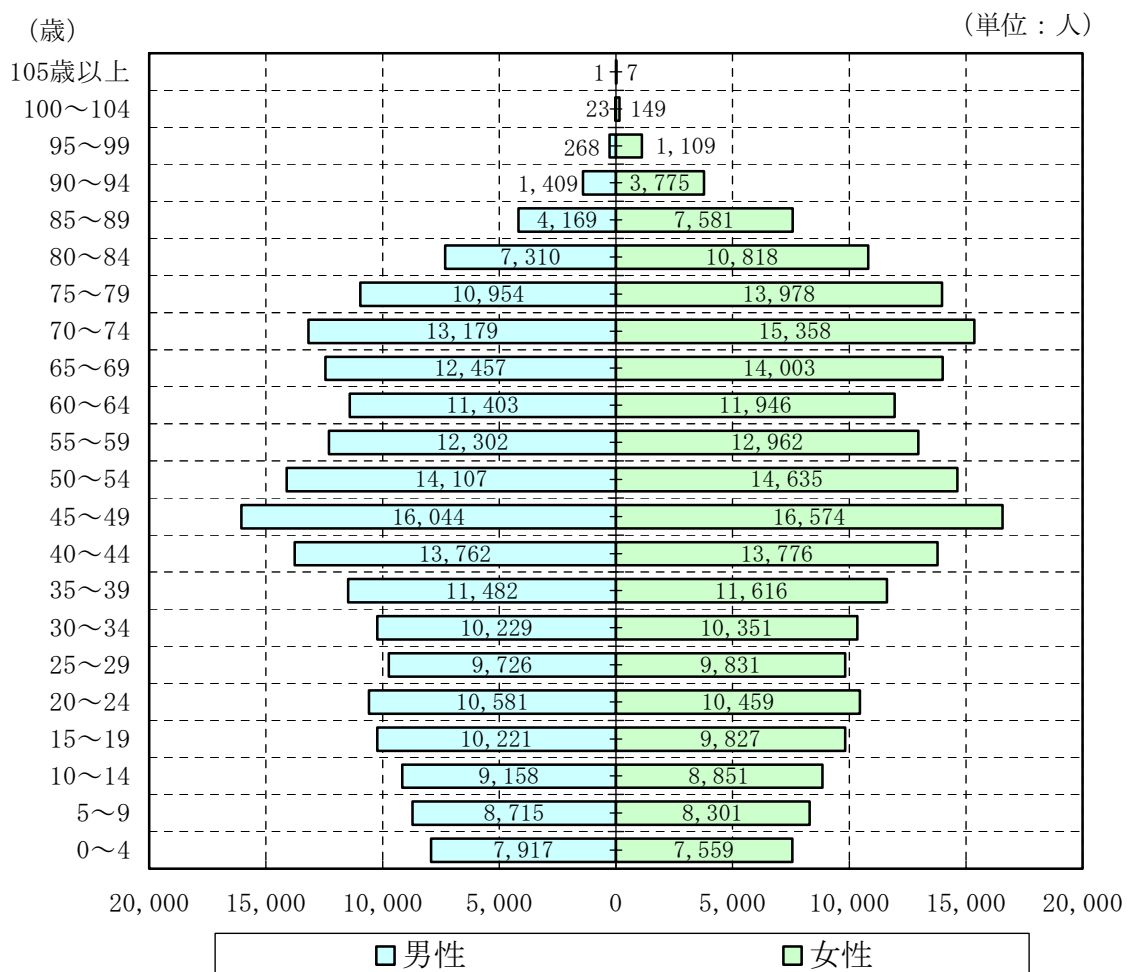


図 2-1-4 人口構造の推移



※令和元年10月1日現在

出典：岐阜市「令和元年版岐阜市統計書」より抜粋

図 2-1-5 年齢別人口

2.1.3 産業の動向

本市の産業の状況を表 2-1-5 に示します。

2016 年度（平成 28 年度）の民営事業所数は 21,067 事業所で、従業者数は 189,438 人となっています。

産業別に見ると第三次産業が事業所数及び従業者数ともに 84%以上となっています。

表 2-1-5 2016 年度（平成 28 年度）の産業別事業所数及び従業者数（民営）

産業分類	事業所数 (事業所)	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)	産業分類 (大分類)	事業所数 (事業所)	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)
第一次産業	42	0.20%	645	0.34%	農業	37	0.18%	596	0.32%
					林業	4	0.02%	48	0.03%
					漁業	1	0.01%	1	0.00%
第二次産業	3,292	15.63%	28,197	14.88%	鉱業、採石業、砂利採取業	1	0.01%	18	0.01%
					建設業	1,658	7.87%	12,942	6.83%
					製造業	1,633	7.75%	15,237	8.04%
第三次産業	17,727	84.15%	160,548	84.75%	電気・ガス・熱供給・水道業	9	0.04%	992	0.52%
					情報通信業	167	0.79%	2,678	1.41%
					運輸業、郵便業	258	1.23%	7,679	4.05%
					卸売業、小売業	5,588	26.53%	45,382	23.96%
					金融業、保険業	427	2.03%	8,834	4.66%
					不動産業、物品賃貸業	1,624	7.71%	5,017	2.65%
					学術研究、専門・技術サービス業	1,029	4.88%	6,730	3.55%
					宿泊業、飲食サービス業	2,771	13.15%	20,217	10.67%
					生活関連サービス業、娯楽業	1,894	8.99%	8,815	4.65%
					教育、学習支援業	656	3.11%	7,587	4.01%
					医療、福祉	1,684	7.99%	26,998	14.25%
					複合サービス事業	106	0.50%	1,458	0.77%
サービス業（他に分類されないもの）	1,514	7.19%	18,161	9.59%					
不詳	6	0.03%	48	0.03%	不詳	6	0.03%	48	0.03%
総計	21,067	100.00%	189,438	100.00%	総計	21,067	100.00%	189,438	100.00%

出典：岐阜市「令和元年版岐阜市統計書」より抜粋

2.1.4 土地利用状況

(1) 土地利用

2019年度（令和元年度）の土地利用状況を表2-1-6、図2-1-6に示します。

表2-1-6 土地利用状況

項目	面積 (ha)	構成比 (%)
農用地	3,950	19.4
森林	6,026	29.6
原野	23	0.1
水面・河川・水路	1,504	7.4
道路	2,049	10.1
宅地	5,389	26.5
その他	1,419	7.0
総計	20,360	100.0

※構成比は項目ごとに四捨五入しているため、総計と合わない場合があります。

出典：岐阜市「令和元年版岐阜市統計書」より抜粋

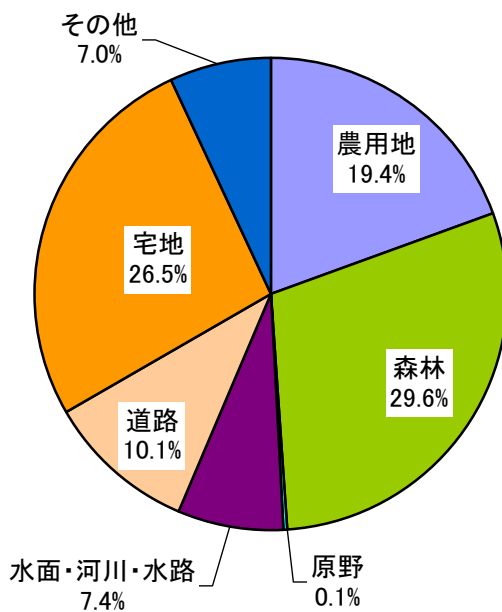


図2-1-6 土地利用状況

(2) 都市計画

2019年度（令和元年度）の都市計画状況を表2-1-7に示します。

本市の都市計画区域は、市全域の20,360haが都市計画区域となっています。このうち市街化区域が8,027ha（39.4%）、市街化調整区域が12,333ha（60.6%）となっています。

市街化区域のうち最も多くの割合を占めているのは、第一種住居地域で10.1%となっており、次いで準工業地域（6.0%）、第二種中高層住居専用地域（5.9%）の順となっています。

表2-1-7 都市計画状況（令和元年度）

区 分		面積 (ha)	構成比 (%)	備考	
都市計画区域		20,360	100.0%		
	市街化区域	8,027	39.4%	平成28年 5月26日修正	
	市街化調整区域	12,333	60.6%		
地域地区	用途地域	第一種低層住居専用地域	835	4.1%	平成28年 3月 7日変更
		第二種低層住居専用地域	9	0.0%	
		第一種中高層住居専用地域	630	3.1%	
		第二種中高層住居専用地域	1,196	5.9%	
		第一種住居地域	2,054	10.1%	
		第二種住居地域	857	4.2%	
		準住居地域	226	1.1%	
		近隣商業地域	267	1.3%	
		商業地域	652	3.2%	
		準工業地域	1,213	6.0%	
	特別用途地区	工業地域	88	0.4%	平成19年11月30日変更
		特別工業地区	372.9	1.8%	
		観光地区	41.8	0.2%	
	防火・準防火地域	大規模集客施設立地規制地区	1,213	6.0%	平成21年 3月18日変更
		防火地域	71.0	0.3%	
		準防火地域	3,242.1	15.9%	
		風致地区	2,163.7	10.6%	平成21年 3月30日変更
		駐車場整備地区	363	1.8%	平成12年 4月 1日変更
		高度利用地区	4.2	0.0%	平成26年 6月16日変更
		都市再生特別地区	0.59	0.0%	平成16年10月22日決定
	地区計画区域	1,328.4	6.5%	平成30年 4月 1日変更	
	高度地区	13.2	0.1%	平成18年 8月31日変更	
	流通業務地区	47.2	0.2%	昭和49年 5月10日決定	

出典：岐阜市議会事務局「市政概要（令和元年度版）」より抜粋

2.1.5 温室効果ガス（二酸化炭素）排出量

本市の廃棄物処理に伴い排出される温室効果ガス（二酸化炭素）は、表 2-1-8 及び図 2-1-7 に示すように 2017 年度（平成 29 年度）では 4.88 万 t となっており、岐阜市全体の約 2.7%となっています。

表 2-1-8 部門別二酸化炭素排出量

部 門 等	排出量(万t-CO ₂ /年)						
	2000年度	2010年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
全部門	216.3	201.9	195.1	190.0	186.7	188.2	183.5
エネルギー起源							
産業部門(小計)	45.4	36.0	33.0	32.9	29.9	29.9	29.8
製造業	34.3	28.1	25.7	25.6	22.7	23.8	23.5
建設業・鉱業 農林水産業	11.2	7.8	7.3	7.3	7.2	6.2	6.4
民生家庭部門	55.0	63.7	62.4	60.9	61.5	63.7	59.0
民生業務部門	36.7	33.7	33.3	31.7	30.8	31.2	31.2
運輸部門(小計)	74.7	64.1	61.5	58.7	59.3	58.5	58.6
自動車	72.6	63.0	60.4	57.7	58.2	57.4	57.6
鉄道	2.2	1.0	1.1	1.1	1.0	1.1	1.0
非エネルギー起源							
廃棄物分野	4.40	4.48	4.95	5.72	5.15	4.89	4.88

注) 2017年度（H29年度）は速報値です。

※本市の温室効果ガスの排出割合(2017年度速報値)は、二酸化炭素が96.6%、代替フロンガス及び一酸化二窒素がそれぞれ1.3%、メタンが0.9%となっています（端数処理により合計が100%になりません）。

本ページでは温室効果ガスの排出割合の大部分を占める二酸化炭素について説明しています。

出典：岐阜市資料「岐阜市における温室効果ガス排出状況について」より抜粋

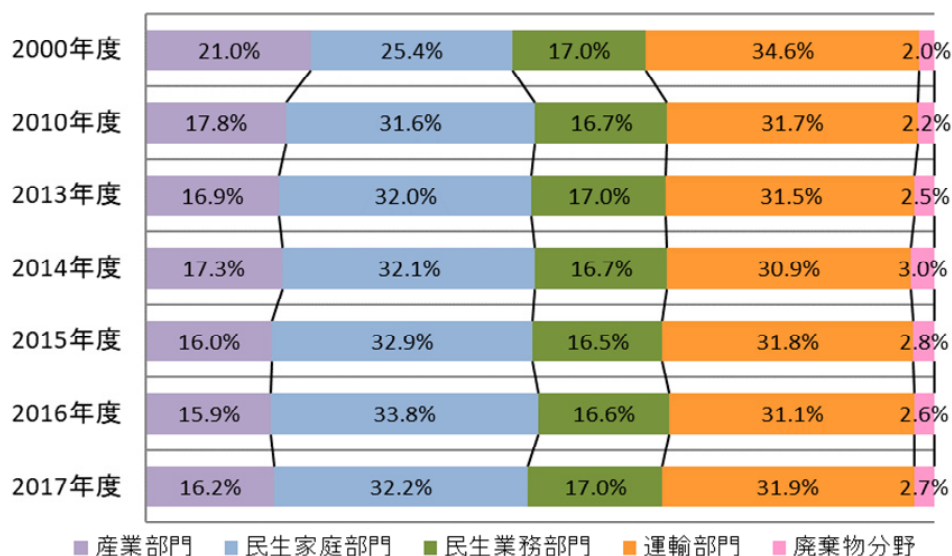


図 2-1-7 部門別二酸化炭素排出量の割合

2.2 上位計画

2.2.1 ぎふし未来地図

本市では2018年（平成30年）10月に市民と岐阜市の方向性を共有する、都市作りの総合計画として「ぎふし未来地図」を公表しています。この計画のうち、環境及びごみ処理に関する事項の概要を表2-2-1に示します。

表2-2-1 「ぎふし未来地図」の概要

区 分	概 要											
計画期間	推進方針：2018年度（平成30年度）～2023年度（令和5年度）											
未来都市像	《ひととまち、集い交わる活力と笑顔あふれる成長都市ぎふ》 ① 人生100年時代の未来を創り、都市を支えるひとづくり ② 魅力とにぎわいを生み、成長を引き出す活力づくり ③ つながり、安らぎを感じる持続可能な街づくり ④ 成長都市を支える行財政運営の最適化											
都市づくりの方向性	① 教育や子育てが充実し、人々が育まれるまち ② 福祉や医療が充実し、生涯を健康に暮らせるまち ③ 伝統や革新を活かした産業があり、働く場があるまち ④ 多くの人々が集まりにぎわう、活気に満ちたまち ⑤ 暮らしを守り支える、安全・安心なまち ⑥ 快適な都市環境のある、住みやすいまち ⑦ 都市づくりを支え推進する行財政運営											
ごみ処理に関する施策の方向性	《自然・地球環境保全の推進》 ○循環型社会に向けたごみ減量の推進 ○廃棄物の適正処理の推進 ○地球温暖化対策の推進 ○生物多様性保全の推進 ○環境教育の充実											
評価指標	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>基準値</th> <th>目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金華山や長良川などの自然の豊かなまちだと思える人の割合</td> <td>92.8% (平成29年度)</td> <td>↑</td> </tr> <tr> <td>ごみ焼却量</td> <td>129,362t (平成28年度)</td> <td>↓</td> </tr> </tbody> </table>			指標名	基準値	目標	金華山や長良川などの自然の豊かなまちだと思える人の割合	92.8% (平成29年度)	↑	ごみ焼却量	129,362t (平成28年度)	↓
	指標名	基準値	目標									
	金華山や長良川などの自然の豊かなまちだと思える人の割合	92.8% (平成29年度)	↑									
ごみ焼却量	129,362t (平成28年度)	↓										

2.2.2 岐阜市環境基本計画

本市は、2018年（平成30年）3月に（第4次）岐阜市環境基本計画を公表しており、「環境と調和する、人にやさしい都市岐阜」を環境都市像として掲げ、これを目指すための施策、目標等について示しています。この計画は、ごみ処理に関する事項についても取り上げられており、その概要を表2-2-2に示します。

表2-2-2 （第4次）岐阜市環境基本計画の概要

区 分	概 要			
計画期間	2018年度（平成30年度）～2022年度（令和4年度）			
環境都市像	環境と調和する、人にやさしい都市岐阜			
基本目標	① 健康で安全、快適な生活環境が保たれているまち ② 地球温暖化対策に取り組み、低炭素社会が形成されたまち ③ 自然と共生・共存を図り、多様な生きものとふれあえるまち ④ ごみの減量化が図られ、資源が循環しているまち ⑤ 環境の保全及び創出に対し、全ての市民が主体的に行動するまち			
ごみ処理に関する施策、目標	《ごみを減量・資源化します》 「ごみ1/3減量大作戦」市民運動として6つの作戦を展開しています。 ① 多様な資源ごみ回収の仕組みをつくる ② 紙ごみを減らす ③ 生ごみを減らす ④ プラスチックごみを減らす ⑤ 事業系ごみを減らす ⑥ ごみ処理有料化制度の導入を検討する			
ごみ処理に関する数値目標	指標名	現況値 2016 (平成28)年度	目標値 2022 (令和4)年度	指標の見方
	ごみ焼却量	129,362t	116,000t	選別、粉碎処理後の可燃物、し尿処理後の残さの焼却等を含む
	エコ・アクションパートナー協定締結店舗数	46店	増加	エコ・アクションパートナー協定を締結した店舗数
	一人あたりの雑がみ回収量	1,387g/人	3,700g/人	年間の雑がみ回収量/人口
	ごみ減量に取り組む市民意識	64.3%	増加	環境に関するアンケート調査において、5段階評価※の「いつもしている」又は「ときどきしている」と回答した人の合計の割合
※「いつもしている」「ときどきしている」「どちらでもない」「あまりしていない」「していない」の5段階で評価します。				

第3章 ごみ処理の現状及び課題

3.1 ごみ処理事業の概要

3.1.1 ごみ処理事業の沿革

本市におけるごみ処理事業の主な沿革は、表 3-1-1 に示すとおりです。

表 3-1-1 ごみ処理事業の沿革（1）

年 月	沿 革
昭和19年 3月	祈年町焼却場建設(固定炉 10t/日、昭和 27 年 12 月固定炉 30t/日増設)
昭和20年 8月	ごみ収集を市直営で開始
昭和35年 6月	折立焼却場建設(固定炉 20t/日、昭和 37 年 2 月固定炉 40t/日建設)
昭和40年 2月	衛生施設組合ごみ焼却場建設(機械化バッチ炉 100t/日岐阜市分 75t/日)
昭和42年 3月	市中心部週 1 回収集開始(市周辺部:昭和 43 年 4 月～)
昭和45年 4月	老洞焼却場建設(連続機械炉 300t/日、祈年町焼却場閉鎖)
昭和46年10月	袋類収集を全市で実施、許可業者収集を導入、ごみ収集手数料の無料化
昭和48年 3月	衛生施設組合ごみ焼却炉 20t/日増設
昭和48年 4月	粗大ごみ年 3 回収集開始
昭和48年10月	普通ごみ全市域週 2 回収集開始
昭和54年 3月	掛洞プラント建設(連続機械炉 300t/日、破砕機 100t/5h、折立焼却場閉鎖) 佐野最終処分場建設(容量 126,227m ³ 昭和 62 年 6 月埋立完了) 阿原沖最終処分場建設(容量 117,000m ³)
昭和58年 4月	資源分別回収事業開始
昭和60年 7月	廃乾電池分別収集開始 衛生施設組合への市分を 60t/日とする
昭和61年 3月	奥最終処分場建設(容量 158,000m ³ 平成 9 年 3 月埋立完了)
昭和62年 3月	奥資源化センター建設(20t/日)
昭和62年 4月	ビン・カン分別収集開始
平成 2年 4月	阿原沖最終処分場増設(容量 163,000m ³ 平成 10 年 3 月埋立完了)
平成 2年 6月	生ごみ自家用処理容器(コンポスト)購入費補助金交付制度の導入(H13.3 廃止)
平成 3年 2月	阿原沖最終処分場増設分汚水処理施設完成
平成 3年 7月	ごみ減量対策推進協議会発足
平成 4年 4月	リサイクル推進室設置
平成 4年 9月	廃蛍光管収集開始
平成 4年10月	ごみ減量・リサイクル推進協力店募集
平成 5年 5月	生ごみ有機肥料化促進(ボカシ)補助金交付制度の導入
平成 7年 3月	北野阿原一般廃棄物最終処分場建設(容量 283,400m ³) 衛生施設組合ごみ処理施設改築(全連続燃焼式流動床炉 60t/24h×3 炉)
平成 8年 4月	普通ごみ収集運搬業務一部民間委託 リサイクルまんが館開館
平成 9年 4月	ビン・カン分別収集にペットボトルを追加(月 2 回→週 1 回収集) 岐阜市リサイクルセンター稼働
平成10年 4月	東部クリーンセンター稼働(流動床炉 450t/日、粗大 60t/5h、芥見リサイクルプラザ)
平成10年 5月	電気式家庭用生ごみ処理機購入補助金交付制度の導入(H19.3 廃止)

表 3-1-1 ごみ処理事業の沿革（2）

年 月	沿 革
平成10年10月	粗大ごみ収集を戸別有料収集に変更
平成11年 1月	掛洞プラント排ガス高度処理施設整備工事完成、2号炉(150t/日)休止
平成11年 3月	掛洞プラントの粗大ごみ処理を停止
平成11年 4月	学校給食残渣の分別収集開始(市畜産センターエコプラント椿で堆肥化)
平成12年 4月	普通ごみ収集を透明袋・半透明袋での収集に変更
平成13年 4月	特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)施行
平成14年 4月	衛生施設組合にて羽島市のごみ受入開始
平成14年12月	掛洞プラントにて山県市のごみ受入開始
平成15年10月	資源有効利用促進法に基づくメーカーによる家庭系パソコンの回収・リサイクル開始
平成16年 3月	柳津資源ステーション竣工
平成16年10月	家庭系廃食用油・発泡スチロール(白色トレイ)の分別収集開始
平成17年 7月	併せ産廃の搬入処理料金を改正(1.25 円/kg→11 円/kg)
平成18年 1月	柳津町と合併
平成18年 4月	東部粗大ごみ自己搬入施設稼働開始
平成19年 3月	リフレ芥見開設
平成19年 4月	粗大ごみ戸別収集を1回当たり20点までに変更(がれき等は200kgまで)
平成20年 4月	ペットボトルのキャップの分別収集開始
平成21年 4月	南部粗大ごみ自己搬入施設稼働開始
平成21年11月	掛洞プラントでの山県市のごみ受入終了
平成22年 6月	粗大ごみ処理料金を改定
平成23年 2月	使用済みインクカートリッジ回収事業開始
平成23年 3月	大杉一般廃棄物最終処分場完成
	衛生施設組合ごみ処理施設稼働5年延長で合意
平成24年 4月	北西部粗大ごみ自己搬入施設稼働開始
平成24年 6月	北野阿原一般廃棄物最終処分場埋立完了
平成24年12月	東部クリーンセンター基幹的設備改良工事着手
平成25年 4月	掛洞プラント夜間運転管理業務委託開始
平成25年 8月	掛洞プラント基幹的設備改良工事着手
平成26年 6月	北野阿原一般廃棄物最終処分場大規模太陽光発電所発電開始
平成26年 8月	小型家電リサイクル拠点収集開始
平成27年 3月	掛洞プラント基幹的設備改良工事完了
平成27年10月	東部クリーンセンター粗大ごみ処理施設火災
平成28年 3月	東部クリーンセンター基幹的設備改良工事完了
	衛生施設組合ごみ処理施設の稼働を停止
平成28年10月	掛洞プラント運転管理業務委託開始(全面委託)
平成29年 4月	毎月1回各地区の廃食用油・発泡スチロール等回収時において、小型家電リサイクル対象品目の収集を開始
平成30年10月	東部クリーンセンター粗大ごみ処理施設復旧工事に着手
平成30年12月	岐阜市リサイクルセンター施設建設工事に着手
平成31年 3月	リサイクルまんが館閉館
令和元年10月	粗大ごみ処理料金の改定
令和 2年 4月	カン収集の民間委託開始
	ビン・ペットボトルの分別排出開始

3.1.2 ごみ処理体制の概要

本市から発生するごみ（一般廃棄物）は、図 3-1-1 に示すように「生活系ごみ」と「事業系ごみ」に分けられており、生活系ごみについては「家庭系ごみ^{※1}」「資源物（直接搬入された資源ごみを含む）」のほか、市が収集する「都市美化ごみ」及び「学校給食残渣」を含んでいます。

資源物は、主に市が分別収集するごみの他、自治会など市民団体が実施する資源分別回収事業や店頭回収による減量運動などにより資源化・減量化されるものに分けられます。

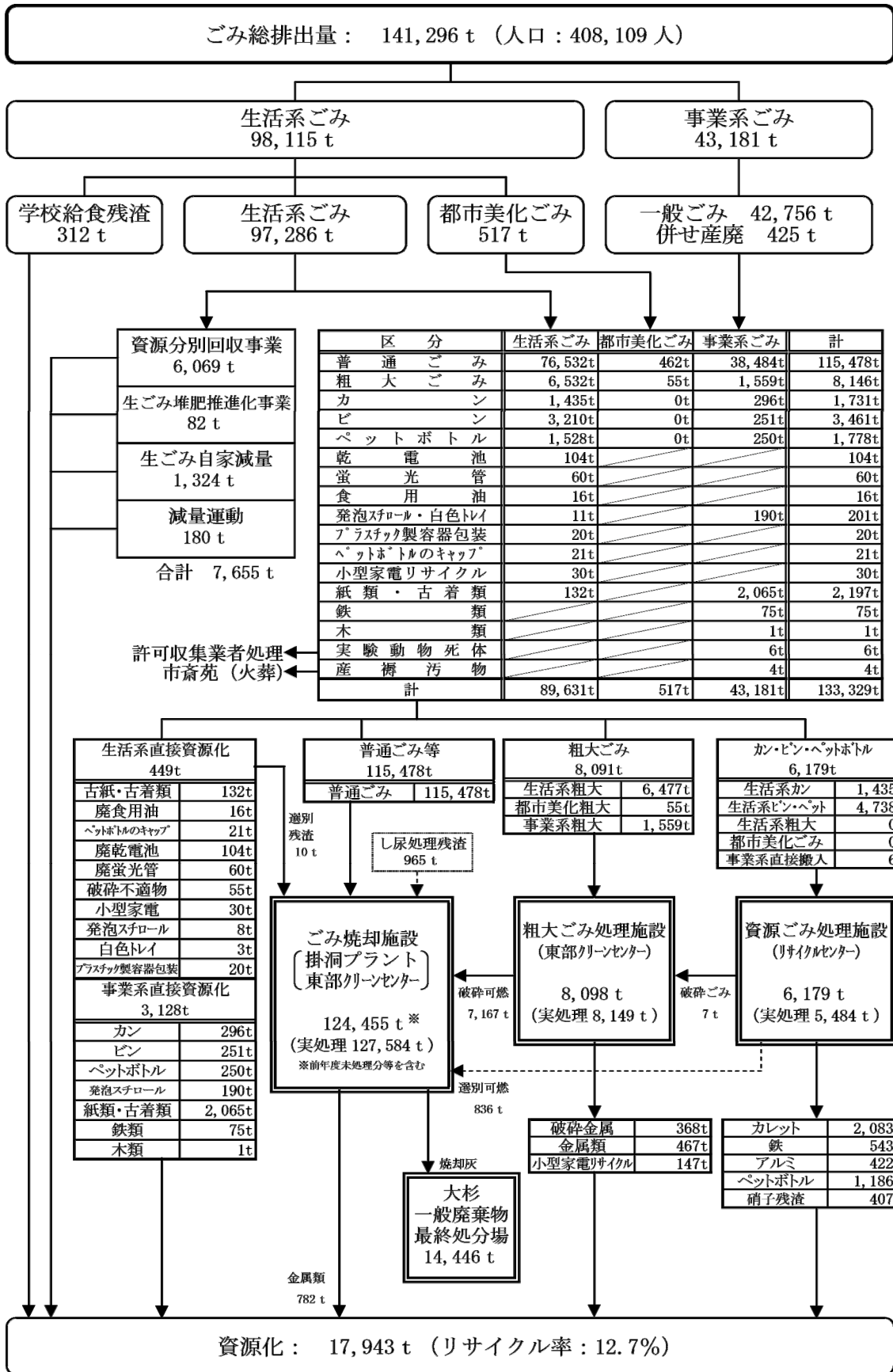
都市美化ごみは、ボランティア等による長良川清掃や町内清掃等によって集められたごみ及び市内で不法投棄されたごみであり、通常の収集とは別に市が収集しています。

学校給食残渣は、市内公立小中学校等の給食残渣類についてリサイクルを目的に分別収集し、鶏糞などの家畜排せつ物と一緒に市の畜産センターエコプラント椿で堆肥化处理しています。

事業系ごみは、一般廃棄物を対象に市の許可業者による搬入もしくは事業者自らによる直接搬入としていますが、産業廃棄物のうち、繊維くず・紙くず・木くず・動植物性残渣（以下「併せ産廃」といいます。）については、少量排出者に限り搬入を認めています。

生活系ごみ及び事業系ごみのうち、分別収集及び直接搬入された普通ごみ、粗大ごみ、ビン、カン及びペットボトルは、本市の掛洞プラント、東部クリーンセンター及びリサイクルセンターで中間処理しており、焼却残渣は埋立処分、資源ごみは資源化または民間業者が直接回収しています。

※1：「家庭系ごみ」とは「生活系ごみから資源ごみ（直接搬入資源ごみを含む）及び集団回収量等を除くもの」です。（環境省資料「日本の廃棄物処理」による定義）



注) 項目ごとに四捨五入しているため、合計値と合わない場合があります。
 ※焼却施設の搬入量には、現在、柳津地域のみ分別収集しているプラスチック製容器包装の選別残渣(約10t)が含まれています。

図 3-1-1 現状のごみ処理フロー (令和元年度)

3.2 ごみ処理行政の動向

3.2.1 国及び県の動向

(1) 国の動向

1) 減量化目標等

国は、「廃棄物処理法」に基づく「廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成28年1月変更）の中で、一般廃棄物の減量化目標等を設定しています。（表3-2-1を参照）

また、「循環型社会形成推進基本法」に基づき策定（見直し）された「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成30年6月閣議決定）では、取り組み目標として一般廃棄物の減量化に関する目標を設定しています。（表3-2-2を参照）

表3-2-1 国の減量化目標（廃棄物処理法に基づく基本的な方針）

区 分	目 標
ごみ排出量	平成24年度に対し、平成32年度（令和2年度）までに12%削減させる。
再生利用率	約21%（平成24年度）から平成32年度（令和2年度）までに約27%に増加させる。
最終処分量	平成24年度に対し、平成32年度（令和2年度）までに14%削減させる。
そ の 他	平成32年度（令和2年度）までに、一人一日あたりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ等を含まない）を500gとする。

出典：「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成28年1月変更）より抜粋

表3-2-2 国の減量化目標（第四次循環型社会形成推進基本計画）

区 分	目 標
1人1日当たりのごみ排出量	約850g/人/日（2025年度（令和7年度））
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量*	約440g/人/日（2025年度（令和7年度））

※集団回収等と資源ごみを除いた家庭系ごみ1人1日当たりのごみ排出量です。

出典：「第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月閣議決定）」より抜粋

(2) 県の動向

1) 減量化目標等

岐阜県では、平成 14 年 10 月に「廃棄物処理法」に基づく「岐阜県廃棄物処理計画」を策定し、平成 29 年 3 月にはこれを見直した「第 2 次岐阜県廃棄物処理計画（改訂版）」を策定し、一般廃棄物の減量化目標を定めています。（表 3-2-3 を参照）

表 3-2-3 岐阜県の減量化目標等

区 分	実 績 (平成 26 年度)	目 標 値 (令和 2 年度)
排 出 量	68 万 1 千トン	61 万 8 千トン (9.3%減) 【 H24 に対して 12%減 】
再 生 利 用 率	19.9%	27% (7.1 ポイント増)
最 終 処 分 量	6 万トン	4 万 2 千トン (30%減)

※目標値の（ ）内は平成 26 年度からの増減割合等を示しています。

出典：岐阜県「第 2 次岐阜県廃棄物処理計画（改訂版）平成 29 年 3 月」より抜粋

2) 広域化の動向

岐阜県では、平成 11 年 3 月に「ごみ処理広域化計画」を策定し、県域を 5 つの圏域に分け、段階的に広域化を推進するものとしています。

5 つの圏域のうち、本市は山県郡 3 町（現山県市）、羽島郡 4 町（現 2 町）、羽島市及び各務原市とともに「岐阜圏域」に属しており、その中で「岐阜市・山県郡ブロック」「岐阜市ブロック」「岐阜市・羽島市・羽島郡ブロック」及び「各務原市ブロック」の 4 ブロックで広域化を図るものとしています。

3.2.2 近隣市町村の動向

(1) ごみ処理施設等の整備状況

岐阜圏域内市町のごみ処理施設等は、表 3-2-3 に示すとおりです。

各務原市では、2002 年度（平成 14 年度）に稼働開始したごみ焼却施設（ガス化溶融施設）をはじめ、破碎施設や資源化施設を有していますが、最終処分場については実質休止状態であり、飛灰等の処分を民間委託しています。

山県市では、2010 年度（平成 22 年度）に稼働開始したごみ焼却施設（ストーカ）と灰溶融炉（バーナー）、破碎施設と最終処分場を有しています。2018 年度（平成 30 年度）末時点で、最終処分場の残余容量は約 23%となっています。

羽島市も最終処分場を有しており、残余容量は約 53%となっています。

2016 年（平成 28 年）3 月末で岐阜羽島衛生施設組合ごみ処理施設の稼働を停止したため、羽島市及び羽島郡 2 町（岐南町、笠松町）は、県外の民間への処理委託を行っています。

表 3-2-3 岐阜県域内市町村のごみ処理施設等の概要（平成 30 年度末現在）

区分	各務原市	山口市	羽島市	
ごみ焼却施設	施設名称	各務原市北清掃センター	山口市クリーンセンター	—
	稼働開始	2002年（平成14年）	2010年（平成22年）	
	処理能力	192t/日（64t/24h×3炉）	36t/日（18t/24h×2炉）	
	処理方式	全連続燃焼式（シャフト式） （ガス化溶融・改質）	全連続燃焼式（ストーカー式） 灰溶融（バーナー）	
	余熱利用	発電（2,400kWh）	—	
	灰処理	飛灰：薬剤処理	焼却灰：溶融処理 飛灰：薬剤処理、溶融処理	
	運転管理	委託	委託	
破碎施設	施設名称	各務原市北清掃センター	山口市クリーンセンター	—
	稼働開始	2011年（平成23年）	2010年（平成22年）	
	処理能力	34 t / 5 h	5 t / 5 h	
	処理方式	破碎選別	破碎選別	
	運転管理	委託	委託	
資源化施設	施設名称	各務原市北清掃センター	—	—
	稼働開始	2000年（平成12年）		
	処理能力	3 t / 5 h		
	処理方式	ペットボトル		
	運転管理	委託		
	施設名称	各務原市北清掃センター		
	稼働開始	2011年（平成23年）		
	処理能力	9 t / 5 h		
	処理方式	金属類、ガラス類、その他資源ごみ		
	運転管理	直営		
最終処分場	施設名称	各務原市大伊木一般廃棄物最終処分場	山口市クリーンセンター	羽島市一般廃棄物最終処分場
	埋立開始	1971年（昭和46年）	1998年（平成10年）	1996年（平成8年）
	埋立面積	38,072m ²	7,200m ²	15,300m ²
	埋立容量	190,355m ³	26,000m ³	35,100m ³
	残余容量	992m ³	5,869m ³	18,650m ³
	埋立対象	破碎ごみ・処理残渣	溶融飛灰, その他, 焼却残渣（飛灰）, 溶融スラグ, 破碎ごみ・処理残渣	焼却残渣（主灰）
	遮水工	無し	有り	有り
	浸出水処理	無し	有り	有り
	運転管理	直営	委託	直営

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果（平成 30 年度調査）」より抜粋

(2) ごみ処理状況

岐阜圏域のごみ処理状況の概要は表 3-2-4 に示すとおりです。

1 人 1 日当たり総排出量は笠松町が最も多く、次に岐南町、各務原市と続いて県平均を上回っており、山県市が最も少なくなっています。リサイクル率は、山県市が県平均より低くなっていますが、他の市町は 20%以上となっており、県平均を上回っています。最終処分率は、山県市が県平均を上回っています。

生活系ごみの収集は、各市町とも可燃ごみについては、指定袋あるいは処理券を使用しており、資源ごみについては概ね容器包装リサイクル法の対象品目等を分別収集しています。なお、羽島市、各務原市、岐南町では、緑ごみとして剪定枝等を分別収集しています。

また、各市町とも小型家電は、専用の回収ボックスによる回収となっています。

表 3-2-4 岐阜県域内市町村のごみ処理状況（平成 30 年度末現在）

区分\市町	岐阜市	羽島市	各務原市	山県市	岐南町	笠松町	備考	
総人口（人）	402,537	66,724	144,385	26,171	25,330	22,560	10月1日現在	
ごみ総排出量（t/年）	141,189	19,277	49,221	6,822	9,068	8,594	集団回収量含む	
1人1日当たり総排出量	961	792	934	714	981	1,044	県平均：891	
(g/人・日)	生活系	662	567	698	528	543	711	県平均：626
	事業系	299	225	236	186	438	333	県平均：265
焼却量（t/年）	116,515	15,020	39,404	5,869	8,094	6,843		
総資源化量（t/年）		16,978	3,892	12,165	868	2,129	2,722	
	リサイクル率	12.1%	20.6%	24.7%	12.7%	23.5%	31.3%	県平均：18.2%
最終処分量（t/年）		14,724	751	517	714	294	305	
	最終処分率	10.4%	4.0%	1.1%	10.5%	3.2%	3.5%	県平均：7.7%
生活系ごみの収集状況	可燃ごみ	透明又は半透明袋	指定袋	指定袋（有料）	指定袋（有料）	指定袋	処理券貼付	指定袋等の状況
	不燃ごみ	—	—	—	指定袋（有料）	—	—	
	粗大ごみ	処理券貼付又は処理袋（有料）	—	—	戸別収集（有料）	—	—	
	資源ごみ	①ビン	①ビン※1	①ビン	①ビン	①ビン	①ビン	※1：指定袋 ※2：容器包装以外、袋にシールを貼る
		②カン	②カン※1	②カン	②カン	②カン	②カン	
	③ペットボトル	③ペットボトル※1	③ペットボトル	③ペットボトル	③ペットボトル	③ペットボトル		
	④プラスチック製容器包装	④プラスチック類	④紙パック	④白色トレイ	④プラスチック製容器包装類	④プラスチック製容器包装		
	⑤ペットボトルのキャップ	⑤その他プラスチック※2	⑤有害物	⑤使用済小型家電	⑤トレイ・発泡スチロール	⑤古紙類等		
	⑥発泡スチロール・白色トレイ	⑥紙類	⑥金物類	⑥古紙類・飲料用紙パック	⑥紙製容器包装類	⑥紙製容器包装		
	⑦蛍光灯管・廃乾電池	⑦有害物	⑦ガラス・陶磁器類		⑦紙・古着類・雑がみ	⑦有害物		
	⑧廃食用油	⑧使用済小型家電	⑧その他のごみ		⑧小型家電	⑧使用済小型家電		
	⑨小型家電		⑨使用済み小型家電					
その他	がれき類	緑ごみ 木製品・布団類	緑ごみ	有害ごみ	緑ごみ 燃える大型ごみ	燃える大型ごみ		

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果（平成 30 年度調査）」、生活系ごみの収集状況は各市町の HP より抜粋

3.3 ごみ処理体制の現状

3.3.1 ごみの分別区分及び処理主体

本市では、表 3-3-1 の様に分別をすることにより、ごみ減量化や資源化を促進するとともに、ごみの適正処理を実施しています。

表 3-3-1 (1) ごみの分別区分及び処理主体 (令和 2 年 4 月 1 日現在)

区分		収集運搬	処理、処分		
生活系一般廃棄物	家庭系ごみ	普通ごみ	市(直営・委託) 自己搬入	焼却/埋立:市(直営)	
		粗大ごみ	市(委託) 自己搬入	破碎/選別:市(直営) 焼却/埋立:市(直営) 資源化(金属類・羽毛布団):民間(売却)	
		がれき類	市(直営)	資源化:民間(委託)	
		ビン	市(委託)	選別:市(直営) 資源化(ビン):民間(売却) 資源化(ガラス類残渣):民間(委託)	
		カン		選別/圧縮:市(直営) 資源化:民間(売却)	
		ペットボトル		選別/圧縮梱包:市(直営) 資源化:民間(委託)	
		小型家電		資源化:民間(売却)	
		廃乾電池		資源化:民間(委託)	
		廃蛍光管		破碎:市(直営) 資源化:民間(委託)	
		廃食用油		資源化:民間(売却)	
		発泡スチロール 白色トレイ		資源化:民間(委託)	
		ペットボトルのキャップ		資源化:民間(売却)	
		プラスチック製容器包装※1		資源化:民間(委託)	
	都市美化ごみ	普通ごみ		市(直営) 市(借上げ)	家庭系ごみに準ずる
		粗大ごみ			
		ビン			
		ペットボトル			
		カン			

*1: 現在、柳津地域のみ分別収集しています。

表 3-3-1 (2) ごみの分別区分及び処理主体 (令和 2 年 4 月 1 日現在)

区分		収集運搬	処理、処分	
事業系 一般廃棄物	学校等 (公立) ごみ	普通ごみ	焼却/埋立:市(直営) 破碎/選別:市(直営) 選別/圧縮梱包:市(直営)	
		粗大ごみ		
		ビン	市(直営・委託) 民間(許可) 自己搬入※2 市(借上げ)	
		カン		
		ペットボトル		
		紙類		資源化(ビン、金属類、紙類、その他):民間(売却) 資源化(ペットボトル、ガラス類残渣、その他):民間(委託、許可)
		その他		
		生ごみ	市(委託)	資源化:市(直営)
	一般ごみ	普通ごみ	民間(許可) 自己搬入※2	焼却/埋立:市(直営) 破碎/選別:市(直営) 資源化(ビン、ペットボトル、金属類、その他):民間(売却) 資源化(発泡スチロール):民間(許可) 資源化(剪定枝等、刈草、その他):民間(許可)
		粗大ごみ		
		ビン		
		カン		
		ペットボトル		
		発泡スチロール		
剪定枝等刈草				
その他				
実験動物死体	民間(許可)	焼却:民間(許可)		
産褥汚物	自己搬入※3	火葬:市(直営)		
資源分別回収	紙類	市(借上げ)	資源化:民間(売却)	
	古着類			
	生きビン類、雑ビン類			
	カン・フライパン類			
	紙類	自己搬入 (柳津資源ステーション)	選別/圧縮梱包:市(直営)資源化(紙類、古着類、カン、ビン、ペットボトルのキャップ):民間(売却) 資源化(ガラス類残渣、ペットボトル、発泡スチロール、白色トレイ、プラスチック製容器包装):民間(委託)	
	古着類			
	生きビン類、雑ビン類			
	カン			
	ペットボトル			
	ペットボトルのキャップ			
発泡スチロール				
白色トレイ				
プラスチック製容器包装				
道路上の飼主不明犬猫等動物死体	市(委託)	火葬:市(直営)		
火災により発生した焼却残渣等	民間(許可) 自己搬入	焼却/埋立:市(直営)		
産業廃棄物の併せ処理	民間(許可) 自己搬入	焼却/埋立:市(直営)		

*2: 普通ごみまたは粗大ごみに限ります。

*3: 非感染性に限ります。

家庭系ごみは、普通ごみ及び粗大ごみ、がれき類のほか、9区分の資源ごみに分別し、普通ごみ、粗大ごみ、ビン、カン及びペットボトルは市が処理または資源化し、その他の資源ごみは直接資源化（委託）しています。

事業系ごみも基本的には家庭系ごみと同様の処理区分となっており、許可業者が搬入した資源ごみは直接資源化しています。事業所から排出される粗大ごみについては、性状や量について一般家庭から排出されるものと同様なものに限り、有料で市が処分しています。

なお、家庭系ごみの排出方法は、表 3-3-2 に示すとおりです。

表 3-3-2 家庭系ごみの排出方法（令和2年4月1日現在）

区分	排出方法	排出回数		排出場所	備考
		岐阜地域	柳津地域		
普通ごみ	透明又は半透明袋	週2回		ステーション	処理施設への自己搬入可
粗大ごみ	処理券貼付又は処理袋(有料)	随時(申込)		戸別排出	処理施設への自己搬入可
がれき類 (れんが・コンクリート等)	—	随時(申込)		戸別排出	
ビン	透明又は半透明袋	週1回		ステーション	
カン	透明又は半透明袋				
ペットボトル	透明又は半透明袋				
小型家電	—	随時		常設ステーション	
廃蛍光管・廃乾電池	—	随時		常設ステーション	
廃食用油	ペットボトル等の容器	月1回	月1回	巡回ステーション	
発泡スチロール・白色トレイ	—		月2回		
ペットボトルのキャップ	—		月1回		
プラスチック製容器包装	透明又は半透明袋	—	月1回	地区ステーション	

3.3.2 収集・運搬体制

普通ごみ、ビン、カン、ペットボトル及びプラスチック製容器包装（現在は柳津地域のみ実施）は、透明又は半透明袋によるステーション収集とし、小型家電、廃蛍光管・廃乾電池は常設ステーションによる収集、廃食用油、発泡スチロール・白色トレイ及びペットボトルのキャップは巡回収集としています。また、粗大ごみは

1998年（平成10年）10月より電話申込みによる戸別収集又は直接搬入とし、有料化しています。

なお、収集は直営体制又は委託により実施しています。（p.27の表3-3-1を参照）

都市美化ごみは、自治会等から申し込まれたものについて、通常収集とは別に随時収集しています。

学校等ごみは、給食残渣を2週間に5回収集（委託）しており、給食残渣以外の普通ごみ等はステーション方式により家庭系ごみと同様に市が収集しています。

事業系一般廃棄物は、直接搬入もしくは廃棄物処理法第7条に基づき、本市が一般廃棄物収集運搬業の許可を与えた業者（以下「許可業者」といいます。）が搬入しており、許可業者が標準的な普通ごみを回収する場合の料金は、指導価格として12円/kg（税別）を原則としています。

なお、家庭から排出される一般廃棄物と併せて週標準量50kg又は収集回数週2回を超えない場合は、家庭系普通ごみに準じて市が収集しています。

3.3.3 中間処理体制

ごみ処理施設の概要は、表3-3-3に示すとおりです。

表 3-3-3 ごみ処理施設の概要

施設名称	岐阜市 掛洞プラント	岐阜市東部クリーンセンター		岐阜市 リサイクルセンター
所在地	岐阜市奥字掛洞375	岐阜市芥見6丁目368		岐阜市木田5丁目55-6
敷地面積	8,632m ² (借地)	68,108m ²		4,321.64m ²
施設区分	ごみ焼却施設	ごみ焼却施設	粗大ごみ処理施設	リサイクルセンター
処理方式	全連続燃焼式 (ストーカ炉)	全連続燃焼式 (流動床炉)	破碎選別方式	缶類選別圧縮＋ ビン、ペットボトル選別
処理能力	150t/日 (150t/24h×1炉)	450t/日 (150t/24h×3炉)	30t/日(5h)	缶類:20t/5h ビン:28t/5h ペットボトル:5t/5h
竣工年月	昭和54年3月	平成10年3月	令和3年3月	平成9年3月
事業費	2,103,139千円	23,657,257千円	3,285,595千円	1,284,225千円
余熱利用	場内の給湯・暖房・電力供給、 プラザ掛洞への蒸気(熱源)供給	発電設備(最大7,000kw)による、場内・老洞環境事務所 への給湯・電力供給、売電		—

(1) 焼却処理

現在、本市では掛洞プラント、東部クリーンセンターの2施設体制で焼却処理しています。

このうち、掛洞プラントは稼働後40年以上が経過しており、2炉あるうち1号炉のみ1998年度（平成10年度）に排ガス対策工事を実施し、2号炉は稼働休止しています。また、2002年（平成14年）12月から2009年（平成21年）12月までは山県郡（現山県市）のごみを受け入れていました。

(2) 破碎処理

東部クリーンセンターの粗大ごみ処理施設において、粗大ごみを破碎選別処理し、金属類（鉄・アルミ）は資源として売却、処理残渣は同センターの焼却施設で焼却処理しています。

粗大ごみ処理施設は、2015年（平成27年）10月に火災事故があったため、仮設の処理設備で処理を行っていましたが、2021年（令和3年）3月から新施設において粗大ごみ処理を行っています。

(3) 資源化処理

リサイクルセンターにおいて、ビンはカレット白・カレット茶・カレット雑に選別し、カンはスチールとアルミに選別・圧縮、ペットボトルは選別・圧縮梱包しています。処理後は、ビン（硝子残渣除く）とカンは資源として売却し、ペットボトルと硝子残渣は民間に処理委託しています。

(4) 外部処理

市が収集する小型家電、廃乾電池、廃蛍光管や、中間処理で選別される羽毛布団、粗大ごみの破碎不適物、磁性金属類等については、民間の処理・再生業者等にて資源化等の処理がされています（業務委託）。

許可業者が搬入する事業系一般廃棄物のうち、ビン、カン及びペットボトル、そのほかの資源ごみについても、民間の処理施設（再生業者）へ直接搬入され、処理

されています。

実験動物死体は許可業者が回収して自社処理しています。

また、産褥汚物は許可業者が回収し、市の斎苑で火葬していましたが、2020年度（令和2年度）より許可業者による収集を終了したため、現在は自己搬入による受け入れのみとなっています。

（5）熱回収・熱利用

廃棄物発電事業の概要を表3-3-4に、余熱利用施設の概要を表3-3-5に示します。

東部クリーンセンターでは、ごみの焼却処理に伴い発生する熱エネルギーを回収して廃棄物発電事業を行っており、発電した電力を東部クリーンセンターと老洞環境事務所で使用し、余った電力は電力会社に売電しています。

掛洞プラントでは、プラザ掛洞の温水プールや浴場に余熱を利用（給湯・冷暖房）しています。また、2014年（平成26年）12月から発電設備を設置し、場内電力として活用しています。

表 3-3-4 東部クリーンセンターでの廃棄物発電事業の概要

区分\年度	単位	2015	2016	2017	2018	2019
		H27	H28	H29	H30	H31/R1
焼却量（実績値）	t	105,339	109,889	109,374	109,747	107,870
発電電力量	千kwh	38,264	42,416	42,173	43,997	42,282
使用電力量	千kwh	18,133	18,170	18,107	18,410	18,871
購入電力量	千kwh	1,254	636	751	448	812
売電電力量	千kwh	21,385	24,882	24,817	26,035	24,224
売電率	%	55.89%	58.66%	58.85%	59.17%	57.29%
売電金額	千円	450,750	376,353	307,036	335,345	254,748

表 3-3-5 余熱利用施設の概要

施設名称	岐阜市プラザ掛洞
所在地	岐阜市奥1丁目104
敷地面積	1,815m ²
施設内容	温水プール、浴場
竣工年月	平成7年9月

(6) 啓発事業

啓発施設の概要を、表 3-3-6 に示します。

東部クリーンセンター管理棟内にはリサイクルプラザを設け、粗大ごみ・衣類等再使用品譲渡やリサイクル工芸室を使った各種講座、学習コーナーなどリサイクルの啓発事業を継続的に行っています。現在、場内工事中のため、リサイクルプラザは休館しています（令和4年3月31日まで）。

また、まんがを寄付などで集め、リユースの啓発や憩いの場として運営していたリサイクルまんが館（1996年（平成8年）開設）は2019年（平成31年）3月に閉館し、まんが本の一部をプラザ掛洞のロビーで利用できるように整備しています。

表 3-3-6 啓発施設の概要

施設名称	岐阜市芥見 リサイクルプラザ
所在地	岐阜市芥見6丁目368
敷地面積	(東部クリーンセンター管理棟内)
施設内容	展示ギャラリー、リサイクル工芸室、ふれあいサロン、ものしりコーナー、研修室等
竣工年月	平成10年3月

3.3.4 最終処分体制

最終処分場の概要は、表 3-3-7 に示すとおりです。

掛洞プラント及び東部クリーンセンターで発生する焼却灰については、本市の大杉一般廃棄物最終処分場で埋立処分しています。

表 3-3-7 最終処分場の概要

施設名称	岐阜市大杉一般廃棄物最終処分場
所在地	岐阜市大字山県岩字大杉奥洞1045番地
敷地面積	75,000m ²
埋立面積	33,000m ²
埋立容量	270,000m ³
埋立開始時期	平成24年1月
浸出水 処理施設	処理方式：アルカリ凝縮沈殿＋砂ろ過
	処理能力：180m ³ /日
	竣工年月：平成23年3月
事業費	3,073,383千円

3.3.5 ごみの排出抑制の状況

(1) 家庭系ごみの減量

1) 資源分別回収事業

自治会連合会を単位に原則として月1回、自治会、子ども会などの実施団体が、紙類（新聞・チラシ・段ボール・雑誌・紙パック・雑がみ）、古着、生きビン類、雑ビン類、カン・フライパン類の5種類の回収を行っています。

2) 生ごみの減量

家庭内でできる取り組みとして、有機肥料化促進資材（ボカシ）やダンボールコンポストによる堆肥化の普及に取り組んでいます。

なお、地域での取り組みとして、協力世帯から生ごみを回収し、処理施設で堆肥にする生ごみ堆肥化推進事業を行っていましたが、2020年度（令和2年度）末に終了しました。

また、フードドライブ^{※2}を実施し、家庭の不要な食品を活動団体を通じて必要とする施設等に寄付することで、生ごみの発生抑制につながる食品ロスの削減に取り組んでいます。

3) その他

事業者と協力した減量活動に取り組んでいます。

郵便局に設置した使用済みはがき回収ボックスから不要となったはがきを市が回収し、製紙工場で溶解処理をしています。スーパーマーケット等にトレイ回収ボックスを設置し自主回収の協力を依頼しています。インクカートリッジメーカー等が行うインクカートリッジ里帰りプロジェクトを利用して、使用済みインクカートリッジを回収しています。

(2) 事業系ごみの減量

1) 搬入検査

事業系ごみを焼却施設に搬入する許可業者や事業者に対する搬入検査を実施し、必要に応じて指導しています。

2) 事業所立入指導

「事業用建築物における一般廃棄物の減量及び適正処理に関する指導要綱」(以下「指導要綱」といいます。)に基づき、一定規模を超える事業所^{※3}に一般廃棄物減量計画書の提出を求めるとともに、立入指導を行っています。

3) エコ・アクションパートナー協定

市と協定を締結し、過剰包装の抑制など容器包装廃棄物の減量や資源化など、環境負荷の少ない活動をすすめる事業所を増やす取り組みを行っています。

※2:「フードドライブ」とは、家庭で余っている食品を持ち寄り、団体や施設を通じて必要とする人々に寄付するボランティア活動のことです。

※3:「一定規模を超える事業所」とは、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」第2条第1項に規定する建築物、「大規模小売店舗立地法」第2条第2項に規定する店舗(店舗面積が1,000㎡を超える店舗)、及び延べ床面積が500㎡を超え、かつ多量(週標準50キログラムを超える)の一般廃棄物を排出する事務所、小売店舗を指します。

(3) 環境学習・啓発活動

1) 子ども向け

教育委員会と協力し、小学4年生の社会科副読本として市のごみの現状を図解した「ごみとわたしたち」を毎年作成し、全児童に配布しています。

また、夏休み期間を利用した「ごみ1/3減量大作戦子どもポスターコンクール」を開催しています。

2) 一般向け

地域や団体が主体となって取り組むごみ減量活動に人的・物的支援を行う「ごみ1/3減量活動支援事業」や市職員が地域に出向きごみ減量の取り組みを呼びかける「出前講座」を行っています。

3) その他

毎年、市民参加型のイベント等を開催し、ごみ減量を始めとした環境学習の機会を提供しています。

3.4 ごみ処理の実績

3.4.1 ごみ総排出量の実績

過去5年間のごみ総排出量は、表3-4-1に示すとおりです。

ごみ総排出量は年々減少を続けており、2019年度（令和元年度）は、2015年度（平成27年度）に比べ7,880t減（約5.3%減）となっており、1人1日当たりのごみ排出量も2019年度（令和元年度）は、2015年度（平成27年度）と比べ、42g減（約4.3%減）となっています。（図3-4-1を参照）

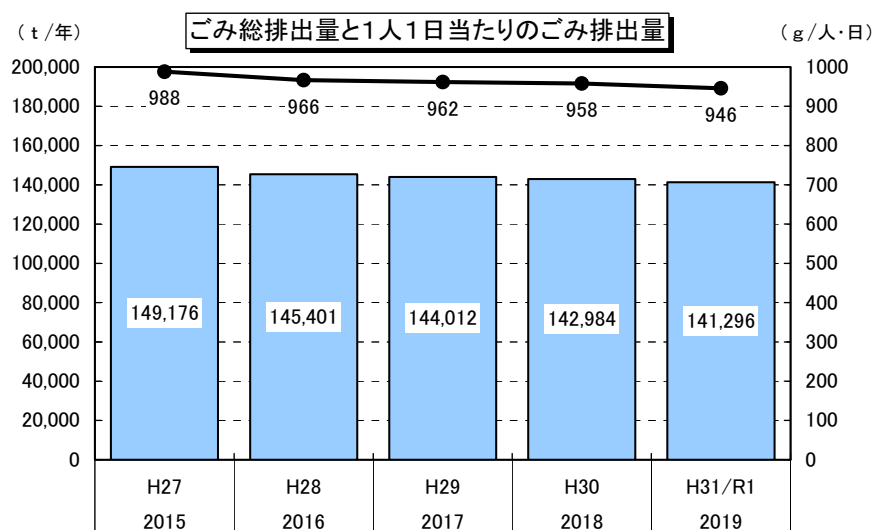


図3-4-1 ごみ総排出量と1人1日当たりのごみ排出量の推移

排出形態別では、生活系ごみ量は継続して減少しており、2019年度（令和元年度）は2015年度（平成27年度）に比べ6,341t減（約6.1%減）となっています。事業系ごみ量も年々減少しつつあり、2019年度（令和元年度）は2015年度（平成27年度）に比べ1,539t減（約3.4%減）であるものの、2017年度（平成29年度）は微増しています。（図3-4-2を参照）

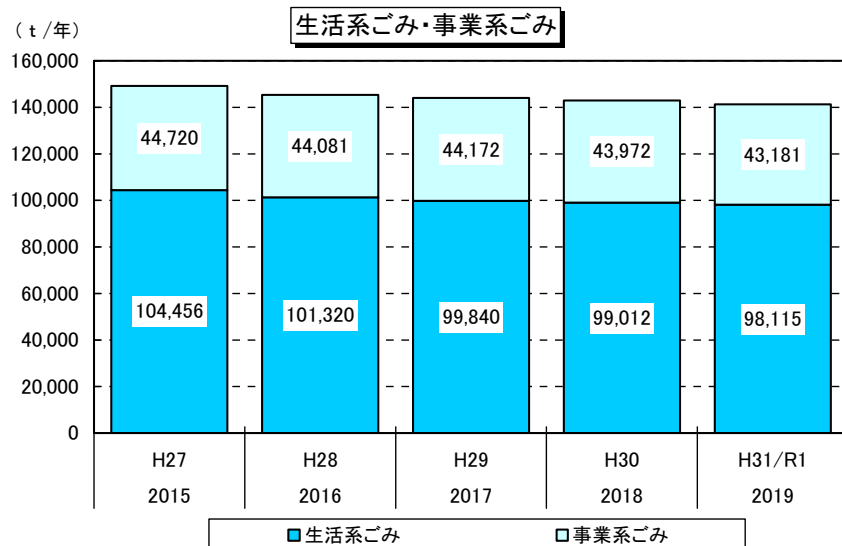


図 3-4-2 生活系ごみ・事業系ごみの推移

ごみ総排出量に占める生活系ごみの割合は 2019 年度 (令和元年度) では約 69.4% となっています。ごみの種類別では、普通ごみが全体の約 81.7% (2019 年度) を占めており、粗大ごみのみ増加傾向にありますが、他のごみは減少しています。(図 3-4-3 を参照)

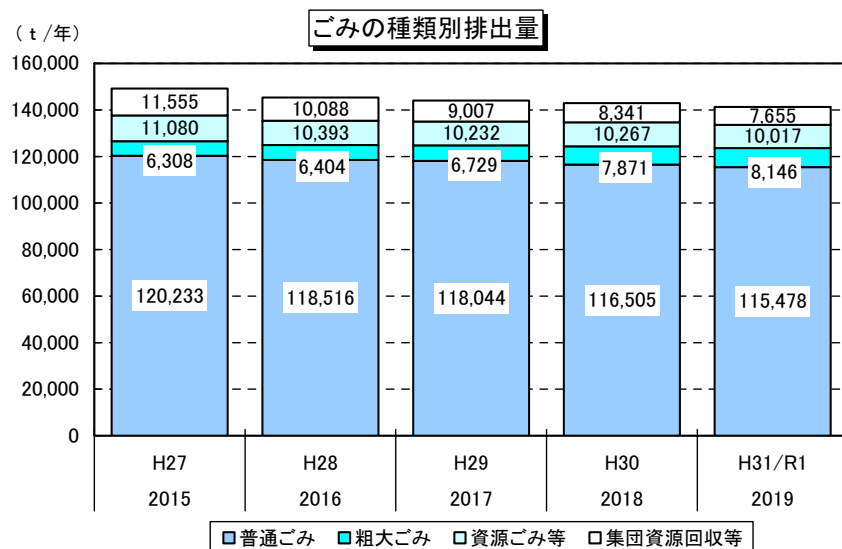


図 3-4-3 ごみの種類別排出量の推移

表 3-4-1 ごみ総排出量の実績

区分 \ 年度		2015	2016	2017	2018	2019	備 考		
		H27	H28	H29	H30	H31/R1			
行政区域内人口 (人)		412, 589	412, 254	410, 297	408, 970	408, 109			
生活系ごみ	家庭系ごみ	普通ごみ	80, 078	78, 318	77, 877	77, 010	76, 532		
		粗大ごみ	5, 074	5, 203	5, 425	6, 059	6, 532	直接搬入を含む	
		都市美化ごみ	普通ごみ	612	615	530	535	462	
		粗大ごみ	101	82	100	177	55		
		学校給食残渣 (生ごみ)	338	326	313	309	312		
		家庭系ごみ総排出量	86, 203	84, 544	84, 245	84, 090	83, 893		
		(g/人・日)	571	562	563	563	562		
	資源物	カン	1, 378	1, 432	1, 476	1, 451	1, 435		
		ビン	3, 664	3, 505	3, 385	3, 260	3, 210		
		ペットボトル	1, 195	1, 326	1, 312	1, 469	1, 528		
		乾電池	94	103	108	105	104		
		蛍光管	76	69	63	61	60		
		食用油	22	22	22	22	16		
		発泡スチロール・白色トレイ	13	10	10	11	11		
		プラスチック製容器包装	21	20	20	20	20	柳津地域	
		ペットボトルのキャップ	15	19	18	21	21		
		小型家電	12	19	21	26	30		
	集団回収等	紙類・古着類	208	163	153	135	132	柳津地域	
		資源分別回収事業	9, 730	8, 228	7, 207	6, 665	6, 069		
		生ごみ堆肥化推進事業	101	95	92	88	82		
		生ごみ自家減量	1, 534	1, 575	1, 502	1, 412	1, 324		
	生活系ごみ総排出量	減量運動	190	190	206	176	180		
		生活系ごみ総排出量	104, 456	101, 320	99, 840	99, 012	98, 115		
	(g/人・日)	692	673	667	663	657			
	事業系ごみ	事業系一般廃棄物	普通ごみ	39, 067	39, 068	39, 119	38, 525	38, 059	直接搬入を含む
			粗大ごみ	1, 133	1, 119	1, 204	1, 635	1, 559	
			カン	508	384	353	311	296	直接搬入を含む
ビン			350	285	271	255	251	直接搬入を含む	
ペットボトル			255	236	236	251	250		
発泡スチロール・白色トレイ			179	169	167	250	190		
紙類・古着類			2, 653	2, 205	2, 209	2, 193	2, 065		
鉄類			86	85	80	102	75		
木類			1	3	2	3	1		
実験動物死体			8	8	8	8	6		
産褥汚物			4	4	5	4	4		
併せ産廃 (普通ごみ)		476	515	518	435	425			
事業系ごみ総排出量		44, 720	44, 081	44, 172	43, 972	43, 181			
ごみ総排出量	ごみ種類別	普通ごみ	120, 233	118, 516	118, 044	116, 505	115, 478		
		粗大ごみ	6, 308	6, 404	6, 729	7, 871	8, 146		
		資源ごみ等	11, 080	10, 393	10, 232	10, 267	10, 017		
		計	137, 621	135, 313	135, 005	134, 643	133, 641		
	集団回収等	11, 555	10, 088	9, 007	8, 341	7, 655			
	ごみ総排出量	149, 176	145, 401	144, 012	142, 984	141, 296			
(g/人・日)	988	966	962	958	946				

出典：岐阜市 環境部「廃棄物処理事業概要 (各年度)」より抜粋して加工

3.4.2 ごみ処理量の実績

(1) 中間処理量

過去5年間の中間処理量（本市分）は、表3-4-2に示すとおりです。

焼却処理量は、ほぼ横ばいとなっており、年130,000t弱で推移しています。（図3-4-4を参照）

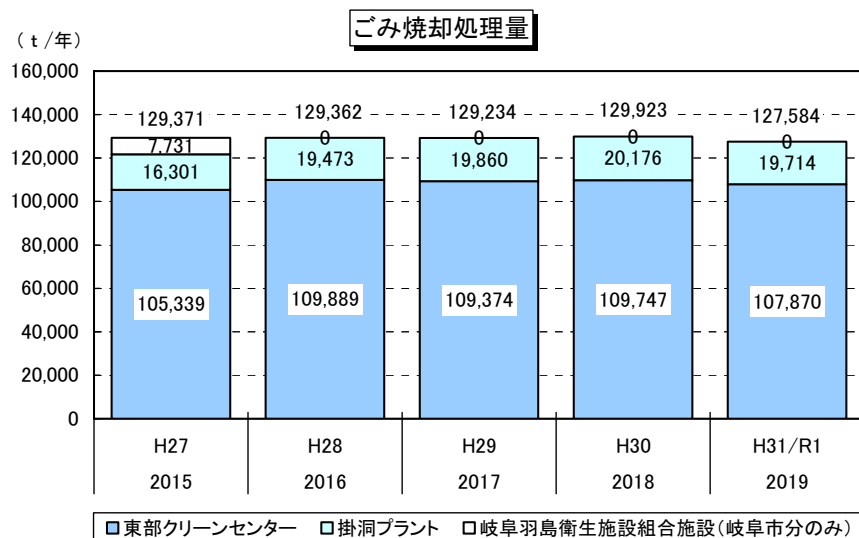


図 3-4-4 ごみ焼却量の推移

実焼却量（稼働日平均）は、2019年度（令和元年度）で東部クリーンセンターが306.4t/日で処理能力450t/日の約68%、掛洞プラントが86.5t/日で処理能力150t/日の約58%となっています。（図3-4-5を参照）

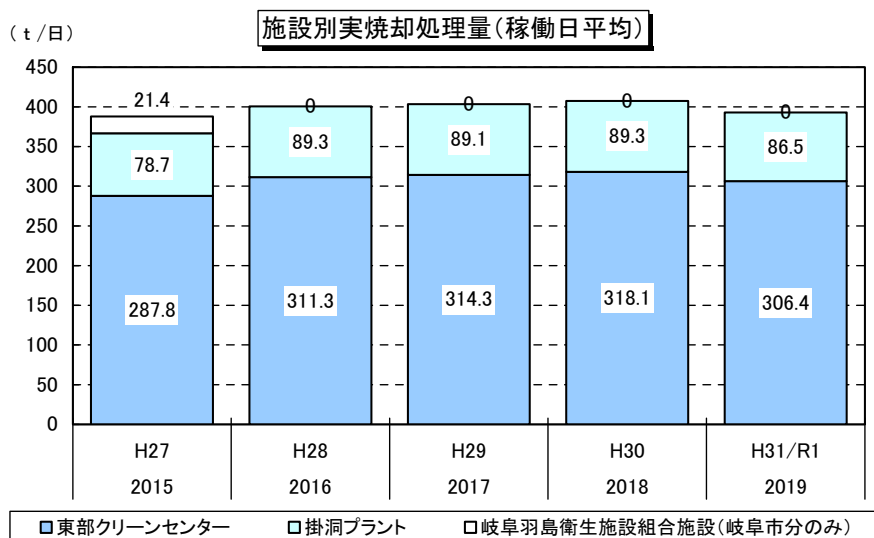


図 3-4-5 ごみ焼却処理量の推移（稼働日平均）

破碎選別処理量(搬入量)は、粗大ごみが増加していることから、年々増加しています。2019年度(令和元年度)は仮設の処理設備で処理を行い、処理量(稼働日平均)は30.5t/日でした。

また、リサイクルセンター搬入量は増減を繰り返しながら推移しています。2019年度(令和元年度)の処理量(稼働日平均の搬出量)は、カンが3.7t/日で処理能力20t/日の約19%、カレットが9.7t/日で処理能力28t/日の約35%、ペットボトルは4.6t/日で処理能力5t/日の約92%となっています。(図3-4-6を参照)

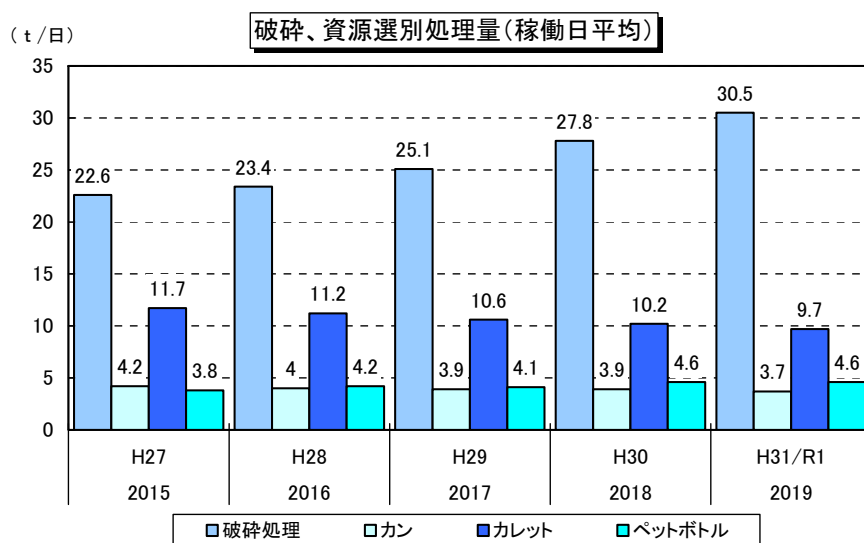


図3-4-6 破碎処理量及び資源化選別処理量の推移(稼働日平均)

(2) 総資源化量

過去5年間の資源化量(本市分)は、表3-4-3に示すとおりです。

資源分別回収等の本市の施策に基づく総資源化量は年々減少しているため、リサイクル率(総資源化量÷ごみ総排出量)も同様に推移し、2019年度(令和元年度)は12.7%です。(図3-4-7を参照)

一方で、近年は民間事業者による古紙回収等ステーションの設置数が急増しており、多くの資源物が民間事業者を通じてリサイクルされていることが推測されます。民間事業者に対して実施した調査によると、2019年度(令和元年度)は約12,621tの資源物が回収されていることから、実際のリサイクル率は19.9%であると推測されます。

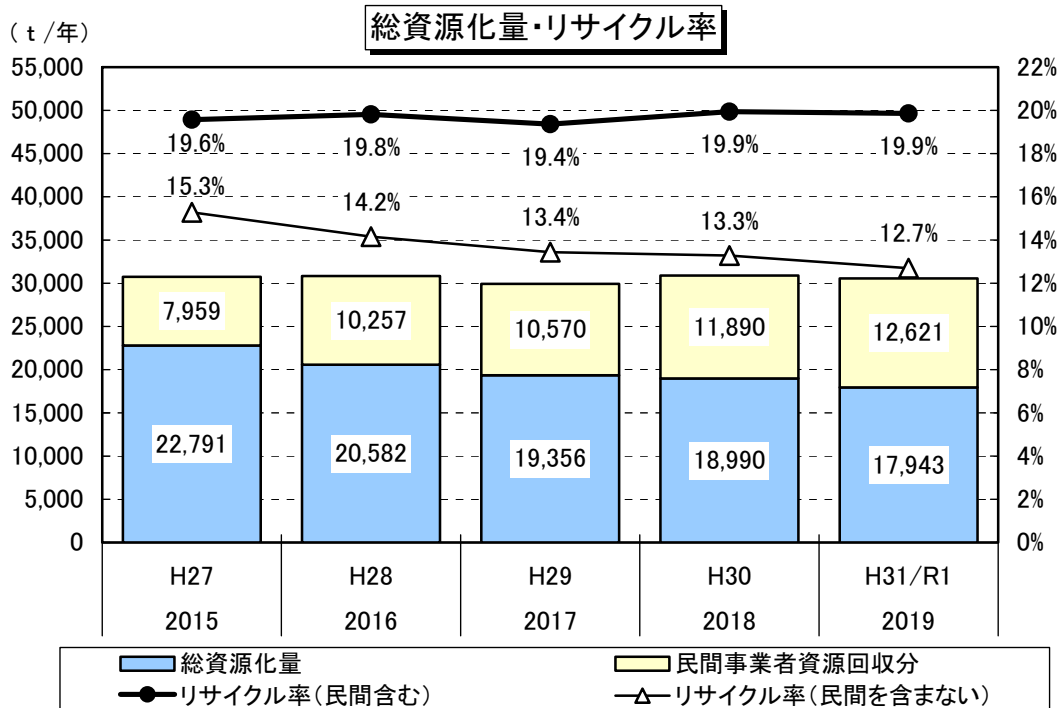


図 3-4-7 総資源化量及びリサイクル率の推移

(3) 最終処分量

過去5年間の最終処分量（本市分）は表 3-4-3 に示すとおりです。

最終処分量は、ほぼ横ばいで推移しており、最終処分率（最終処分量÷ごみ総排出量）は10%前後で推移しています。（図 3-4-8 を参照）

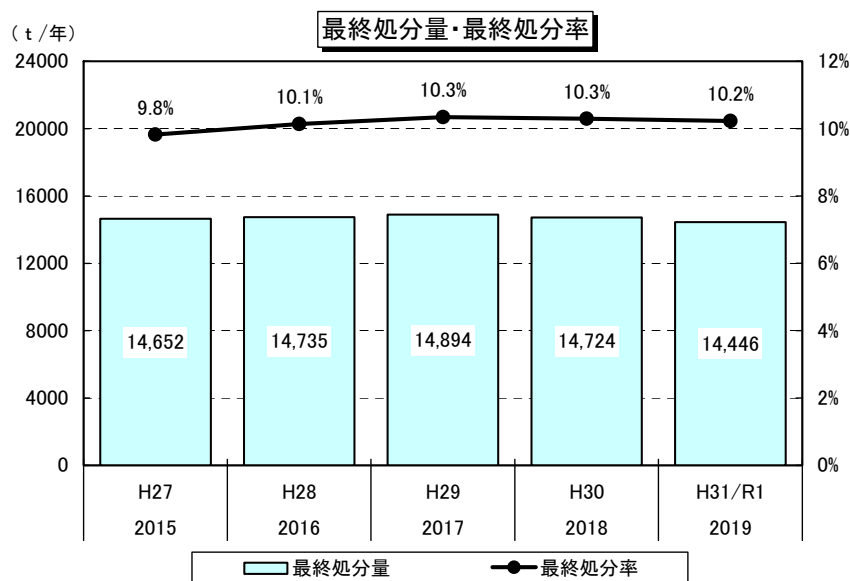


図 3-4-8 最終処分量及び最終処分率の推移

表 3-4-2 中間処理量の実績

区分 \ 年度		2015	2016	2017	2018	2019	備考		
		H27	H28	H29	H30	H31/R1			
搬入内訳	普通ごみ		120,233	118,516	118,044	116,505	115,478		
	粗大ごみ	家庭系粗大ごみ	5,104	5,247	5,474	6,142	6,599		
		リサイクルセンター	6	6	7	7	7		
		破碎・選別	5,031	5,161	5,372	6,031	6,477		
		破碎不適物	55	61	74	78	85		
		小型家電	12	19	21	26	30		
	都市美化粗大ごみ		101	82	100	177	55		
	事業系収集粗大ごみ		1,133	1,119	1,204	1,611	1,559		
	計		6,338	6,448	6,778	7,930	8,213		
	カン・ビン・ペット	家庭系収集カン	1,378	1,432	1,476	1,457	1,435		
		家庭系収集ビン・ペットボトル	4,859	4,831	4,697	4,733	4,738		
		都市美化カン・ビン・ペットボトル	0	0	0	0	0		
		事業系直搬カン・ビン・ペットボトル	7	8	8	8	6		
	計		6,244	6,271	6,181	6,198	6,179		
選別・圧縮・梱包（リサイクルセンター）	搬入量	カン・ビン・ペットボトル	6,244	6,271	6,181	6,198	6,179		
		家庭系粗大ごみ	—	—	—	—	—		
		計	6,244	6,271	6,181	6,198	6,179		
	選別・圧縮・梱包処理量		5,696	5,605	5,466	5,561	5,484		
	搬出量	破碎対象ごみ	6	6	7	7	7	東部CC(破碎)	
		選別後可燃物	836	758	766	767	836	掛洞P(焼却)	
		カレット	カレット白	987	942	931	860	798	
			カレット茶	888	868	831	783	800	
			カレット雑	467	461	438	467	485	
		計	2,342	2,271	2,200	2,110	2,083		
		鉄	628	602	579	571	543		
		アルミ	393	397	395	416	422		
	ペットボトル	943	1,054	1,039	1,181	1,186			
	硝子残渣	548	517	480	509	407			
小計		5,696	5,605	5,466	5,561	5,484			
水分等処理		552	681	698	619	717			
翌年度繰越未処理		23	48	80	101	61			
破碎・選別（東部クリーンセンター）	搬入量	家庭系粗大ごみ	5,031	5,161	5,372	6,031	6,477		
		都市美化粗大ごみ	101	82	100	177	55		
		事業系収集粗大ごみ	1,133	1,119	1,204	1,611	1,559		
		リサイクルセンター搬入分	6	6	7	7	7		
		計	6,271	6,368	6,683	7,826	8,098		
	破碎・選別処理量		6,099	6,429	6,739	7,858	8,149		
	搬出量	破碎	破碎後可燃物	5,003	5,454	5,708	6,855	7,167	
			破碎金属	608	602	576	422	368	
		計	5,611	6,056	6,284	7,277	7,535		
		選別保管	破碎不適物、金属	372	259	327	430	467	
家電リサイクル	116		114	128	151	147			
計		488	373	455	581	614			
小計		6,099	6,429	6,739	7,858	8,149			
翌年度繰越未処理		218	111	54	21	4			
焼却処理	搬入量	普通ごみ	120,233	118,516	118,044	116,505	115,478		
		破碎後可燃物	5,003	5,454	5,708	6,855	7,167		
		選別後可燃物(東部クリーンセンター)	10	10	272	372	387		
		選別後可燃物(掛洞プラント)	836	758	504	406	458		
		し尿処理残渣	1,726	923	978	993	965		
		計	127,808	125,661	125,506	125,131	124,455		
	焼却処理量		129,371	129,362	129,234	129,923	127,584	焼却量実績	
	搬出量	焼却残渣	14,652	14,735	14,894	14,724	14,446		
		金属(東部クリーンセンター)	403	526	534	740	782		
		金属(岐阜羽島衛生施設組合施設)	16					廃止	
計		15,071	15,261	15,428	15,464	15,228			
水分等処理		-1,193	-4,511	-4,451	-4,589	-3,398			
翌年度繰越未処理		1,525	2,298	3,021	2,818	3,021			

表 3-4-3 総資源化量及び最終処分量の実績

区分 \ 年度		2015	2016	2017	2018	2019	備 考		
		H27	H28	H29	H30	H31/R1			
ごみ総排出量		149,176	145,401	144,012	142,984	141,296			
資 源 化	処理後資源化量	中間処理施設							
		カレット	2,342	2,271	2,200	2,110	2,083	リサイクルセンター	
		鉄	628	602	579	571	543	リサイクルセンター	
		アルミ	393	397	395	416	422	リサイクルセンター	
		ペットボトル	943	1,054	1,039	1,181	1,186	リサイクルセンター	
		硝子残渣	548	517	480	509	407	リサイクルセンター	
		破砕金属	608	602	576	422	368	東部CC(破砕施設)	
		破砕不適物、金属	372	259	327	430	467	東部CC(破砕施設)	
		家電リサイクル	116	114	128	151	147		
		焼却後金属類	403	526	534	740	782	東部CC(焼却施設)	
		金属類(組合施設)	16	廃止					
	計	6,369	6,342	6,258	6,530	6,405			
	直接資源化量	家庭系資源化	古紙類	208	163	153	135	132	柳津地域
			古着類						
			廃食用油	22	22	22	22	16	
			ペットボトルキャップ	15	19	18	21	21	
			廃乾電池	94	103	108	105	104	
			廃蛍光管	76	69	63	61	60	
			破砕不適物	43	42	53	52	55	
			小型家電	12	19	21	26	30	
			発泡スチロール	10	7	7	8	8	
			白色トレイ	3	3	3	3	3	
			プラスチック製容器包装	21	20	20	20	20	柳津地域
			計	504	467	468	453	449	
		学校給食残渣堆肥化量	338	326	313	309	312	エコプラント椿	
		許可業者資源化量	4,025	3,359	3,310	3,357	3,122		
		小 計	4,867	4,152	4,091	4,119	3,883		
資源化量計		11,236	10,494	10,349	10,649	10,288			
集団回収等	資源分別回収事業	9,730	8,228	7,207	6,665	6,069			
	生ごみ堆肥化推進事業	101	95	92	88	82			
	生ごみ自家減量	1,534	1,575	1,502	1,412	1,324			
	減量運動	190	190	206	176	180			
	小 計	11,555	10,088	9,007	8,341	7,655			
総資源化量(民間を含まない)		22,791	20,582	19,356	18,990	17,943			
リサイクル率(民間を含まない)		15.3%	14.2%	13.4%	13.3%	12.7%			
総資源化量(民間を含む)		30,750	30,839	29,926	30,880	30,564	民間事業者資源回収分		
リサイクル率(民間を含む)		19.6%	19.8%	19.4%	19.9%	19.9%			
最終処分	焼却残渣	灰・成形品(東部クリーンセンター)	11,588	12,251	12,170	12,098	11,850		
		灰・成形品(掛洞プラント)	2,342	2,484	2,724	2,626	2,596		
		灰・成形品(岐阜羽島衛生施設組合施設)	722	廃止					
	合 計	14,652	14,735	14,894	14,724	14,446			
最終処分率		9.8%	10.1%	10.3%	10.3%	10.2%			
その他	火葬	実験動物死体	8	8	8	8	6	自社処理	
		産褥汚物	4	4	5	4	4		

※総資源化量(民間を含む)は、(総資源化量(民間を含まない) + 民間事業者資源回収分) ÷ (ごみ総排出量 + 民間事業者資源回収分) として算出しています。

3.4.3 ごみの組成

過去5年間の普通ごみの組成（掛洞プラントと東部クリーンセンターの平均）を表3-4-4、図3-4-9に示します。事業系ごみ（東部クリーンセンター）及び粗大ごみ（東部クリーンセンター）の組成（年度別平均値）は、図3-4-10～図3-4-11に示すとおりです。

生活系普通ごみの組成（湿重量%）は、2019年度（令和元年度）で紙類が36.7%と最も高く、次いで^{ちゅうかいりい}厨芥類^{※4} 25.1%、プラスチック類（ビニール・合成樹脂）が18.7%、木・竹・わら類が10.4%となっています。（図3-4-9を参照）

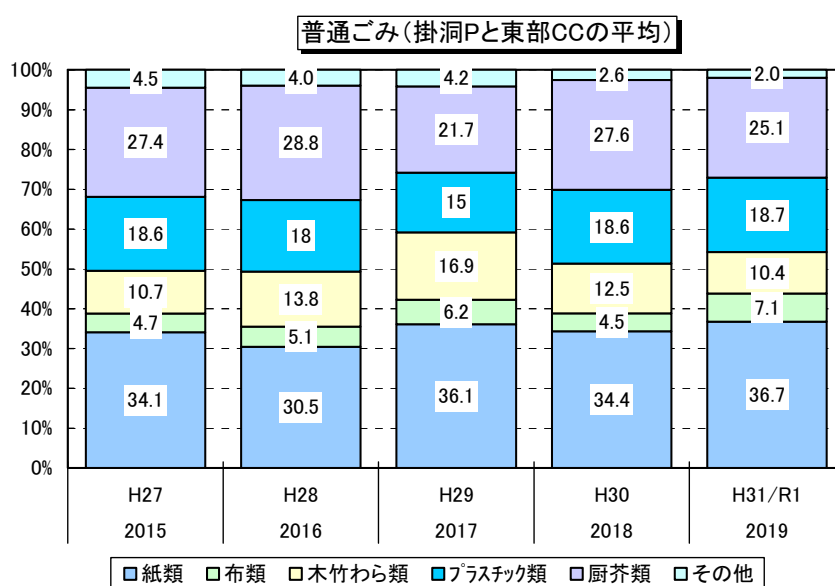


図3-4-9 普通ごみ組成（湿重量%）の推移

事業系ごみは紙類が最も多く、2019年度（令和元年度）で32.8%となっていますが、2016年度（平成28年度）を除き年々減少しつつあります。次いで厨芥類が25.7%、プラスチック類が18.6%と続いています。紙類、布類、プラスチック類、厨芥類で全体の約7～8割を占めています。（図3-4-10を参照）

※4：「厨芥類」とは、「厨房（台所）からでる芥（ごみ）」という意味で、野菜や食品等のくずや食べ残しなどの生ごみのことです。普通ごみに含まれる水分の多くは厨芥類に含まれており、ごみ袋等の中で他のごみに移動すると考えられています。

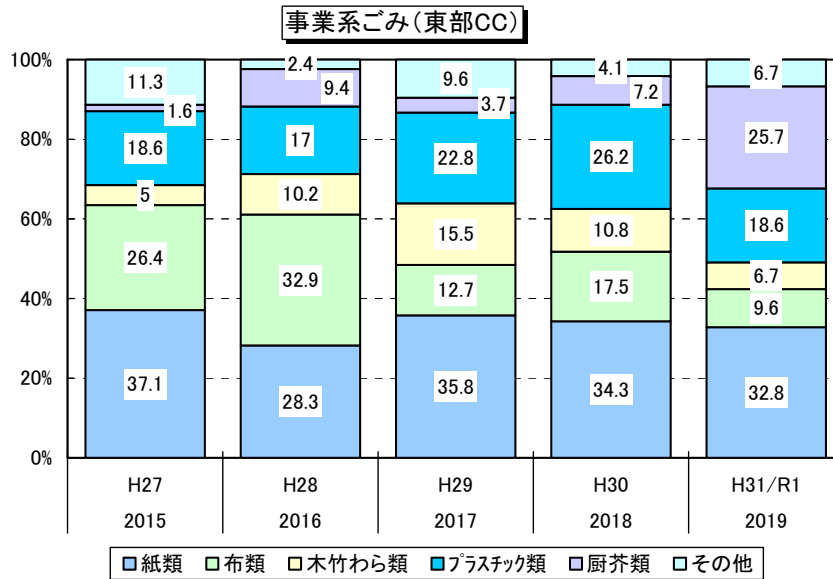


図 3-4-10 事業系ごみ組成（湿重量%）の推移

粗大ごみは、2019 年度（令和元年度）で木・竹・わら類が 46.5%と最も高く、次いで布類の 20.2%、プラスチック類の 11.7%となっています。（図 3-4-11 を参照）

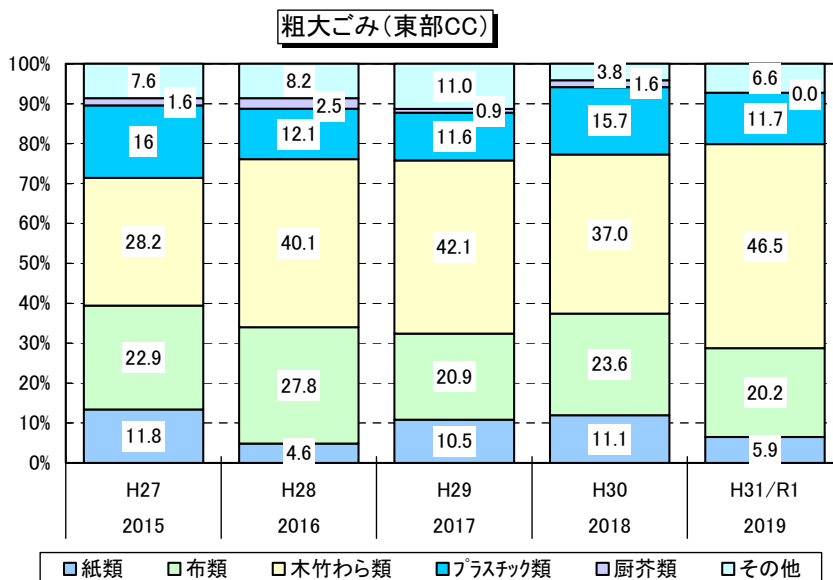


図 3-4-11 粗大ごみ組成（湿重量%）の推移

表 3-4-4 普通ごみの組成調査結果

単位：湿重量%

区 分	2015	2016	2017	2018	2019	資源物 (R1)
	H27	H28	H29	H30	H31/R1	
可燃物	97.0	96.9	97.6	98.3	98.8	16.0
紙類	34.1	30.5	36.1	34.4	36.7	9.4
新聞紙	2.1	2.4	1.8	1.5	1.5	1.5
広告チラシ	1.3	1.7	1.4	1.1	2.1	2.1
雑誌	2.0	0.8	0.9	1.3	1.2	1.2
段ボール	2.9	3.0	4.0	2.2	3.9	3.9
牛乳パック	0.5	0.2	0.3	0.4	0.7	0.7
紙おむつ	4.1	5.9	7.0	4.9	11.2	
紙容器	2.7	1.4	1.2	1.5	1.0	
包装紙	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	
その他	18.5	15.0	19.4	21.5	15.2	
繊維類	4.7	5.1	6.2	4.5	7.1	1.7
衣類	1.6	2.3	3.0	1.9	1.7	1.7
その他	3.1	2.7	3.2	2.6	5.4	
厨芥類	27.4	28.8	21.7	27.6	25.1	
プラスチック類	18.6	18.0	15.0	18.6	18.7	4.9
白色トレイ	0.5	0.3	0.3	0.4	0.5	(0.4)
色付トレイ	0.5	0.3	0.3	0.4	0.4	(0.4)
発泡スチロール	0.1	0.6	0.1	0.3	0.2	(0.3)
ペットボトル	1.2	1.0	0.3	0.5	1.1	1.1
プラスチック容器	3.2	2.7	2.2	3.0	2.4	(2.7)
その他	13.1	13.1	11.9	14.0	14.1	
ゴム・皮革類	1.5	0.8	1.7	0.9	0.8	
木・竹・わら類	10.7	13.8	16.9	12.5	10.4	
剪定枝・草	8.7	11.6	14.6	10.8	8.7	
その他	2.0	2.2	2.3	1.7	1.7	
不燃物	3.0	3.1	2.4	1.7	1.2	0.4
金属類 (鉄)	0.3	0.3	0.3	0.2	0.3	0.1
カン類	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
電池	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
その他	0.2	0.2	0.2	0.1	0.2	
金属類 (非鉄)	0.3	0.2	0.3	0.2	0.1	0.1
カン類	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
その他	0.1	0.1	0.2	0.1	0.0	
ガラス類	0.5	1.0	0.4	0.3	0.2	0.2
生きビン	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0
雑ビン	0.3	0.7	0.2	0.3	0.2	0.2
蛍光灯・鏡	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
その他	0.2	0.2	0.1	0.0	0.0	
陶磁器	0.2	0.3	0.3	0.2	0.1	
土砂・ガレキ	0.7	0.7	0.7	0.4	0.2	
その他	1.0	0.7	0.5	0.0	0.4	
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	16.4

注1) 掛洞プラントと東部クリーンセンターの各年4回の平均値を示しています。

注2) 項目ごとに四捨五入しているため、合計値と合わない場合があります。

※資源物 (R1) 欄は、現在資源ごみ収集及び資源分別回収事業により、回収している資源物の値です。

新たに分別回収する予定のプラスチック類のみ5か年平均値を () で表示しています。

出典：岐阜市「令和元年度版 岐阜市環境白書 (H27~H30)」及び「ごみ質調査集計表 (R1)」を元に加工

3.4.5 ごみ処理経費

過去5年間のごみ処理経費は、表3-4-7及び図3-4-12に示すとおりです。

2019年度（令和元年度）の人口1人当たりの処理経費は11,190円/人・年となっています。

2019年度（令和元年度）のごみ1t当たり処理経費は、収集・運搬費用が29,576円、中間処理費用が13,792円、最終処分費用が6,404円となっています。（図3-4-13を参照）

表3-4-7 ごみ処理経費の実績

区分\年度		2015	2016	2017	2018	2019	
		H27	H28	H29	H30	H31/R1	
処理経費 (円/年)	収集・運搬費	2,553,343,548	2,561,062,841	2,570,058,128	2,556,089,830	2,526,581,539	
	中間 処理 費	焼却処理	2,049,414,119	1,469,207,003	1,357,474,544	1,453,064,627	1,509,816,743
		破砕処理	166,839,038	165,446,457	256,636,737	251,271,979	230,281,318
		資源選別	266,335,063	209,077,560	213,968,383	220,704,812	207,544,586
		計	2,482,588,220	1,843,731,020	1,828,079,664	1,925,041,418	1,947,642,648
	最終処分費	121,211,595	104,603,242	116,561,329	123,251,162	92,511,423	
	処理経費計	5,157,143,363	4,509,397,103	4,514,699,121	4,604,382,410	4,566,735,610	
ごみ量 (t/年)	収集・運搬量	89,148	87,390	86,817	85,993	85,427	
	中間 処理 量	焼却処理	129,371	129,362	129,234	129,923	127,584
		破砕処理	6,099	6,429	6,739	7,858	8,149
		資源選別	5,696	5,605	5,466	5,561	5,484
		計	141,166	141,396	141,439	143,342	141,217
	最終処分量	14,652	14,735	14,895	14,724	14,446	
ごみ排出量	137,621	135,313	135,005	134,525	133,566		
1t当たり 処理経費 (円/t)	収集・運搬	28,642	29,306	29,603	29,724	29,576	
	中間 処理	焼却処理	15,841	11,357	10,504	11,184	11,834
		破砕処理	27,355	25,734	38,082	31,977	28,259
		資源選別	46,758	37,302	39,145	39,688	37,845
			17,586	13,039	12,925	13,430	13,792
	最終処分	8,273	7,099	7,826	8,371	6,404	
ごみ1t当たり	37,474	33,326	33,441	34,227	34,191		
1人当たり処理経費 (円/人・年)		12,499	10,938	11,003	11,258	11,190	
人口(人)		412,589	412,254	410,297	408,970	408,109	

注) 項目ごとに四捨五入しているため、合計値と合わない場合があります。

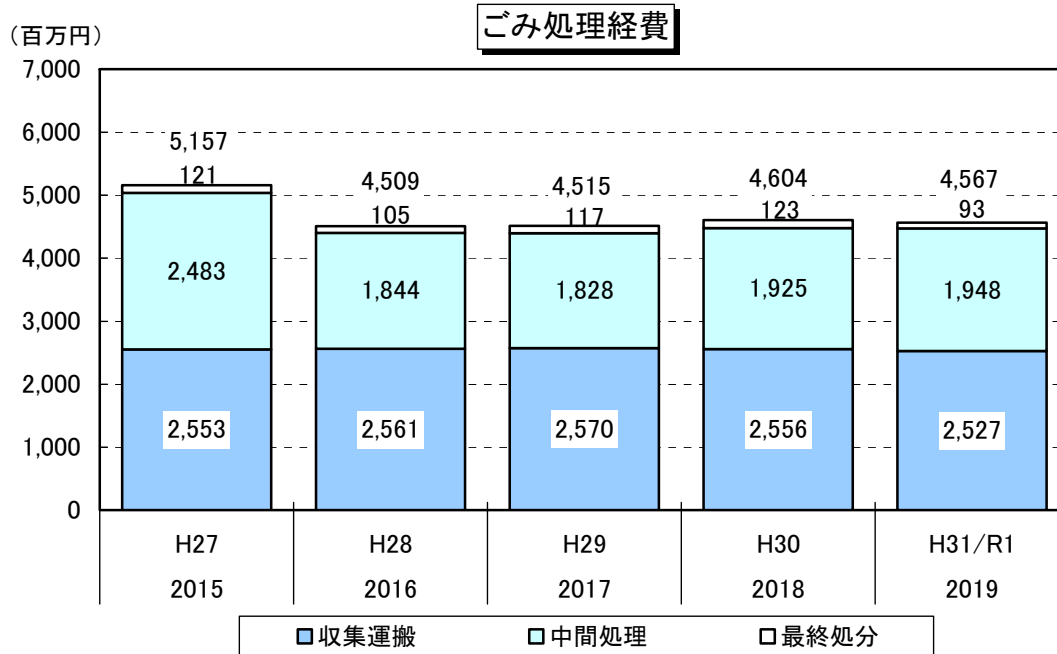


図 3-4-12 ごみ処理経費の推移

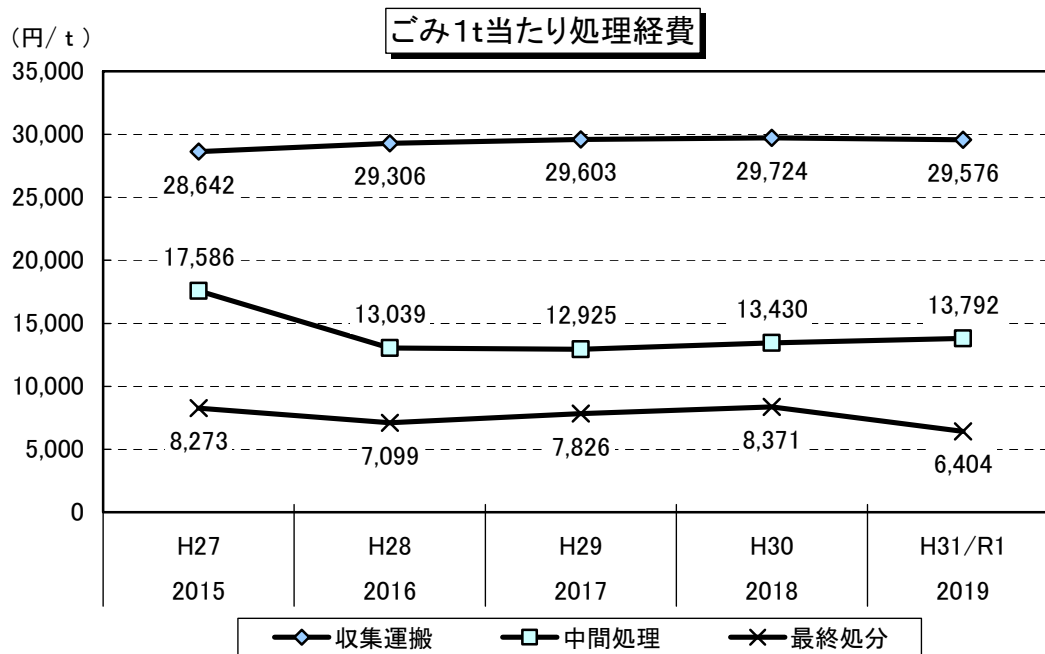


図 3-4-13 ごみ1t 当たり処理経費の推移

3.5 ごみ処理の評価及び課題

3.5.1 ごみ処理の評価

2018年度（平成30年度）実績における本市の主要な指標について、全国・県の平均値（平成30年度実績）との比較を表3-5-1に示します。

1人1日当たりのごみ排出量（g/人・日）は961g/人・日で、全国・県平均よりも多く、また、類似市町村の平均値946g/人・日（環境省資料「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」より）と比較しても15gほど多くなっています。

再生利用率も全国・県平均よりも低くなっていることから、さらなる再資源化を推進する必要があります。

最終処分率は国平均や県平均より高くなっています。

表 3-5-1 2018年度（平成30年度）実績との比較

区 分	単位	全国平均	岐阜県平均	岐阜市
生活系ごみ※1	g/人日	637.9	625.8	661.7
	%	(69.5%)	(70.2%)	(68.9%)
事業系ごみ	g/人日	280.4	265.2	299.3
	%	(30.5%)	(29.8%)	(31.1%)
1人1日当たりのごみ排出量※2	g/人日	918.3	891.0	961.0
	%	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
全国平均との差	g/人日	—	-27.3	42.7
岐阜県平均との差	g/人日	27.3	—	70.0
再生利用率	%	19.9%	18.2%	12.1%
最終処分率	%	9.0%	7.7%	10.4%

注)「一般廃棄物処理実態調査結果」は、集計期間の関係上、平成30年度が最新データとなります。

※1：生活系ごみには集団回収量が含まれています。

※2：実態調査では人口実績として各年10月1日付け人口が採用されていることから、1人1日当たりごみ排出量が他の資料の数値と異なります。

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果（平成30年度調査）」より抜粋

また、本市の一般廃棄物（ごみ）処理システムについて、循環型社会形成及び経済性の観点から、類似都市との比較分析を行った結果（平成30年度実績による比較）は図3-5-1及び表3-5-2に示すとおりです。

環境省が提供している「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」は、類似都市の平均値を100とし、指数値が100を超えるほど優れていると評価するものです。

本市の1人1日あたりのごみ排出量は類似団体平均よりやや多く、平均値を100とした場合の指数値は98.7となっています。同様に廃棄物からの資源回収率は68.8、廃棄物のうち最終処分される割合は81.8と、いずれも平均を下回っています。

一方で、人口1人あたり年間処理経費は111.4、最終処分減量に要する費用は107.6となっており、ごみの処理処分に関する経済性については平均を上回っています。

今後、リサイクル率を向上させる施策を講じるにあたっては、設備費や人件費がかかることにより年間処理経費が増加することが考えられるなど、これらの評価を短期間で改善することは難しい状況にあります。引き続き、ごみの減量化及び再生利用率の向上を目指す必要があります。

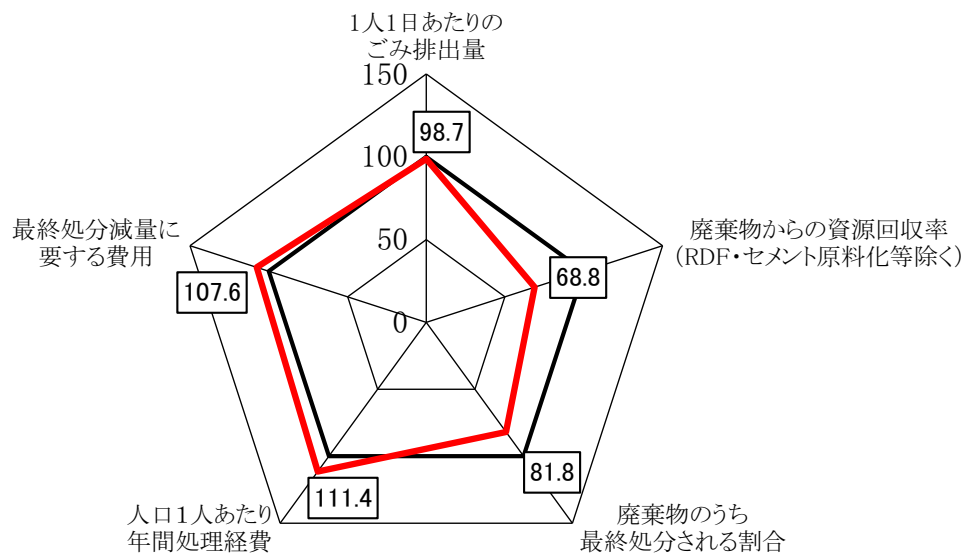


図 3-5-1 一般廃棄物処理システム比較表による評価

表 3-5-2 一般廃棄物処理システム比較表による評価

区分	評価項目	1人1日あたりのごみ排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終処分される割合 (t/t)	人口1人あたり年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要する費用 (円/t)
岐阜市		0.961	0.121	0.104	9,413	29,284
類似団体 (54市)	平均	0.949	0.176	0.088	10,620	31,706
	最大	1.195	0.440	0.181	18,864	51,657
	最小	0.765	0.066	0.000	6,180	17,407
	指数値	98.7	68.8	81.8	111.4	107.6

注) 指数値＝平均値を100とした場合の指数値 (数値が100を超えると平均よりも優秀といえます)

3.5.2 ごみ処理の課題

(1) ごみの排出抑制・分別収集に関する課題

1) 家庭系一般廃棄物

① 普通ごみ

普通ごみ量は過去5年間で減少していますが、普通ごみの組成調査結果では、資源ごみ収集や資源分別回収している資源物が16.4%含まれています（p.47の表3-4-4を参照）。これに加え、2017年度（平成29年度）の開封調査により雑がみが12%程度含まれていると推測されることから、さらなる資源物の分別排出を徹底する必要があります。

また、普通ごみの排出抑制に関しては、他都市において有効な手法であるとされている有料化について、改めて検討する必要があります。

② 粗大ごみ

粗大ごみの収集は、1998年（平成10年）10月から有料による戸別収集又は直接搬入（いずれも申込み制）としていますが、粗大ごみは過去5年間で増加しています。今後も継続して粗大ごみが増加傾向を示す場合は、排出抑制について検討する必要があります。

③ 資源ごみ等

現在、資源ごみの分別収集及び資源分別回収事業等により、容器包装リサイクル法の対象品目をはじめ、紙類、古着、小型家電、廃乾電池、廃蛍光管及び廃食用油の分別収集を行っています。

現在、プラスチック製容器包装の分別収集については、合併前に実施していた柳津地域のみとなっていますが、2022年度（令和4年度）より全市域に拡大する予定です。今後は、市民に対して分別方法などの効果的な周知方法や、適切な処理体制の検討をする必要があります。

2) 事業系一般廃棄物

事業系一般廃棄物量は43,000～45,000 t/年で推移しており、2019年度（令和

元年度)は2015年度(平成27年度)に比べて、1,539t減(約3.4%減)となっています。生活系一般廃棄物の減量化率(約6.1%減)と比較するとやや少なくなっています。粗大ごみは増加傾向で推移していますが、資源ごみと併せ産廃は減少傾向となっています。

本市では事業系一般廃棄物は、収集運搬許可業者による収集もしくは、事業者による直接搬入とし、処分に係る費用は無料としていますが、全国的にも85%以上の自治体(事業系ごみ収集を行っている自治体では97%以上)で処理手数料を徴収(岐阜県内では42市町村のうち40市町村が有料)しており、事業系一般廃棄物の排出抑制及び分別の促進を図るために有料化の導入について検討をする必要があります。

また、本来、事業活動に伴って生じた一般廃棄物は、排出者自らの責任で処理することが原則(廃棄物処理法)であるため、現在は家庭から排出される一般廃棄物と併せて週標準量50kg又は収集回数週2回を超えない場合は、家庭系普通ごみに準じて市が収集していますが、その体制についての見直しを行う必要があります。

(2) ごみの適正処理に関する課題

1) 収集・運搬

① 収集・運搬体制

ごみ処理経費のうち収集・運搬費用の占める割合は、2019年度(令和元年度)実績で55%以上を占めています。

収集業務において直営職員に加え、委託業者の担う比重は大きくなっていますが、委託事務においても市の統括的責任は免れません。特に収集作業は、市民生活に直結する業務であり、市民の衛生環境に混乱を招かないよう業者選定や育成に細心の注意を払っています。なお、本市の収集・運搬における民間委託の割合は、2019年度(令和元年度)では収集量全体の53.5%となっています。

また、本市は高齢者世帯が多いため、今後、高齢者向けのごみ出し支援等についても検討していく必要があるほか、2020年度(令和4年度)より、プラスチック製容器包装の分別収集を市全域に拡大することから、対象物の変更やコス

ト増とサービスのバランスを考慮しながら、今後も収集運搬体制の見直しについて検討する必要があります。

② 危険物の対応

全国的に、エアゾール製品（殺虫剤やヘアスプレー等の可燃性ガスが含まれたスプレー缶や簡易型ガスこんろ用燃料ボンベ（通称：カセットボンベ）など）や、ごみの中に混入したリチウムイオン電池の収集・運搬に伴い、ごみ収集車から出火した事例が多数報告されています。

特にリチウムイオン電池は、携帯電話、スマートフォン、デジタルカメラ、モバイルバッテリー、加熱式たばこ、コードレスタイプの掃除機など多くの小型家庭用電気機器に使用されていますが、リチウムイオン電池が使用されていても、リサイクルマークが表示されていない製品も存在します。

リチウムイオン電池は、破損・変形により、発熱・発火する危険性が高く、エアゾール製品は、正しく使用しないと大きな火災や事故等になってしまう恐れがあることから、市民や事業者がこれらの危険物を廃棄する際には、安全かつ適切に廃棄するよう周知する必要があります。

2) 中間処理・リサイクル

① ごみ焼却施設の更新計画

現在、本市では、市北西部に位置する掛洞プラント（昭和 54 年稼働）と、東部に位置する東部クリーンセンター（平成 10 年稼働）の 2 つのクリーンセンターにおいて、ごみの焼却処理を行っています。

なかでも掛洞プラントは稼働から 40 年以上が経過し、施設の老朽化が進んでおり、今後も安定した一般廃棄物の処理を行っていくためには、次期クリーンセンターの建設が急務な状況となっています。

現在、次期クリーンセンター基本計画の策定を進めていますが、次期クリーンセンターは、周辺環境と連携をしつつ、廃棄物エネルギーの有効活用や災害時の防災拠点としての活用も視野に入れた、地域にとって平常時は「親しまれる」、災害時は「頼られる」施設として整備されるように検討を行います。

なお、岐阜羽島衛生施設組合ごみ処理施設は 2016 年（平成 28 年）3 月 31 日

をもって稼働を停止しています。次期施設の建設に向け事業を推進しており、稼働するまでの期間は直営 2 施設で処理します。

また、ごみの安定的・継続的な処理のために複数カ所体制の維持を基本方針としており、掛洞プラントの更新に当たっては岐阜羽島衛生施設組合ごみ処理施設の次期ごみ処理施設整備基本計画や広域処理体制も踏まえて、効率的かつ経済的な施設の配置及び適正な規模について検討する必要があります。

② 焼却残渣のリサイクル

現在、本市では、焼却残渣から鉄くずのみリサイクルを行っており、ほかは最終処分場で埋立て処理しています。

今後については最終処分場での埋立て処分を前提としつつ、最終処分場の延命化、灰資源化の取り組み及び民間での処分等についても検討する必要があります。

③ 効率的な熱回収

現在、東部クリーンセンターでは、ごみ焼却余熱を利用した廃棄物発電事業を行い、余剰電力を電力会社に売電しています。また、掛洞プラントでは、2014 年（平成 26 年）12 月から発電設備を設置し、場内電力として活用しています。

また、2018 年（平成 30 年）6 月 13 日に閣議決定された廃棄物処理施設整備計画では、廃棄物処理施設の整備にあたっては、地域住民等の理解及び協力が不可欠であり、持続可能な適正処理を前提としつつ、廃棄物処理施設の新たな可能性として、地域のエネルギーセンターとしての活用、災害時の防災拠点としての活用等が示されています。

これらの視点から、今後は、廃棄物の処理に伴って発生するエネルギーを最大限回収するとともに、これらのエネルギーの活用についても十分に検討を行い、地域のエネルギー拠点として活用できるような計画を検討する必要があります。

④ リサイクルセンターの整備

現在のリサイクルセンターでは、ビン、カン及びペットボトルの資源化処理を行っていますが、ペットボトルの搬入量が増加しており、処理能力やストッ

クヤード容量が不足しています。また、2022年（令和4年）4月より、プラスチック製容器包装の分別収集を市全域で実施することから、それらの選別・圧縮梱包機能を備えた新たなリサイクルセンターを整備します。なお、施設の完成は2022年（令和4年）3月を予定しています。

⑤ 外部処理の拡大

現在、普通ごみの中に多くの剪定枝が潜在的に含まれており、剪定枝の資源化処理を検討する必要があります。また、小型家電リサイクル事業として現在28品目を回収・資源化していますが、さらなるごみ減量を図るため、回収品目の拡大を検討する必要があります。

3) 最終処分

現在、大杉一般廃棄物最終処分場において埋立てを行っています。

現在の最終処分場は、2011年度（平成23年度）より供用開始したこともあり、本計画の期間中に残余容量が満杯になることはないものと考えられますが、今後とも安定的かつ継続的なごみの最終処分のため、また、焼却灰の資源化によるリサイクル率の向上などにより、最大限の延命化を検討する必要があります。

4) 災害廃棄物対策

本市では、災害時に発生する災害廃棄物を迅速かつ適切に処理を行うため、平成24年度に岐阜市災害廃棄物処理計画を策定し、適宜計画内容の更新を行っています。今後も災害廃棄物仮置場の確保など、災害廃棄物処理体制の強化を図ります。

また、2011年（平成23年）4月から中部地方環境事務所において「大規模災害時の廃棄物処理に関する連絡会」が発足され、大規模災害時の廃棄物処理のあり方について情報共有を行ってきました。更に2014年（平成26年）10月には「大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会」に発展し、県域を越えた連携が必要となる災害時の廃棄物対策に関する広域連携について検討を行っています。

今後想定される大規模災害に向け国、県、関係自治体及び関係業界との連携や協議を進める必要があります。

第4章 ごみ処理基本計画

4.1 ごみ総排出量及び処理量の予測

4.1.1 将来人口の予測

本市の将来人口については、人口の実績値を基に予測しました。

予測結果は、表 4-1-1 及び図 4-1-1 に示すように減少傾向を示しており、2019 年度（平成 31 年度/令和元年度）では 408,109 人ですが、2025 年度（令和 7 年度）には 401,181 人になると予想されます。

表 4-1-1 人口実績と予測結果

	年度		年度末人口（人）		世帯数（世帯）	
	和暦	西暦		増減数		世帯人数
実績値	平成22年度	(2010)	419,306	—	170,356	2.46
	平成23年度	(2011)	418,498	-808	171,713	2.44
	平成24年度	(2012)	416,750	-1,748	172,111	2.42
	平成25年度	(2013)	415,113	-1,637	173,006	2.40
	平成26年度	(2014)	414,382	-731	174,490	2.37
	平成27年度	(2015)	412,589	-1,793	175,371	2.35
	平成28年度	(2016)	412,254	-335	177,102	2.33
	平成29年度	(2017)	410,297	-1,957	178,392	2.30
	平成30年度	(2018)	408,970	-1,327	179,872	2.27
	平成31年度/ 令和元年度	(2019)	408,109	-861	181,716	2.25
予測値	令和2年度	(2020)	406,823	-1,286	182,293	2.23
	令和3年度	(2021)	405,658	-1,165	183,579	2.21
	令和4年度	(2022)	404,512	-1,146	184,875	2.19
	令和5年度	(2023)	403,384	-1,128	186,180	2.17
	令和6年度	(2024)	402,273	-1,111	187,494	2.15
	令和7年度	(2025)	401,181	-1,092	188,817	2.12
	令和8年度	(2026)	400,108	-1,073	190,150	2.10
	令和9年度	(2027)	399,052	-1,056	191,492	2.08
	令和10年度	(2028)	398,014	-1,038	192,843	2.06
	令和11年度	(2029)	396,995	-1,019	194,204	2.04
	令和12年度	(2030)	395,994	-1,001	195,575	2.02
	令和13年度	(2031)	395,010	-984	196,955	2.01
	令和14年度	(2032)	394,045	-965	198,345	1.99
	令和15年度	(2033)	393,098	-947	199,745	1.97
	令和16年度	(2034)	392,170	-928	201,154	1.95
令和17年度	(2035)	391,259	-911	202,574	1.93	

注) 人口は外国人を含む住民基本台帳人口（各年度末人口）です。

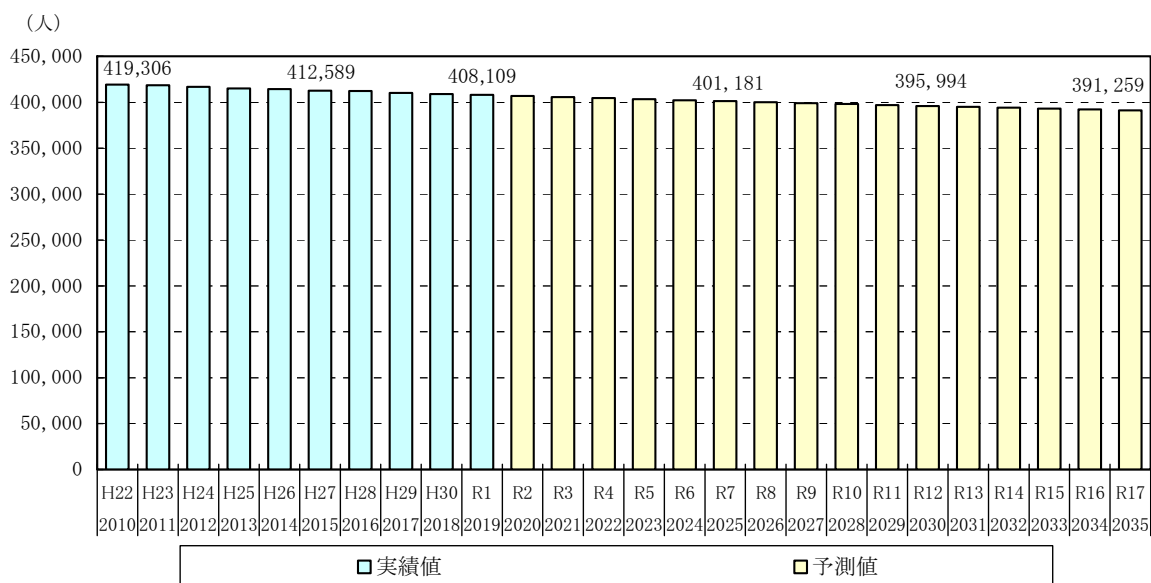


図 4-1-1 人口の推移

4.1.2 ごみ総排出量の予測（現状のまま推移した場合）

生活系ごみ^{※5}は1人1日当たりの排出量（g/人・日）を基に、事業系ごみは日平均排出量（t/日）を基に、それぞれ過去5年間の実績値を用いて予測しました。

現状のまま推移した場合のごみ総排出量予測結果は、表 4-1-2 に示すとおりです。

生活系ごみ排出量は、2019 年度（令和元年度）実績の 98,115t に対し、2025 年度（令和 7 年度）で 4.4%減の 93,788t となり、事業系ごみ排出量は、2019 年度（令和元年度）実績の 43,181t に対し、2025 年度（令和 7 年度）で 3.3%減の 41,760t と予測されます。

資源回収等も含めたごみ総排出量の予測結果は、2019 年度（令和元年度）実績の 141,296t に対し、2025 年度（令和 7 年度）で 4.1%減の 135,548t となります。（表 4-1-2 及び図 4-1-2 を参照）

1 人 1 日当たりの排出量は、2019 年度（令和元年度）実績の 946g に対し、2025 年度（令和 7 年度）で 2.1%減の 926g となるものと予測されます。（表 4-1-2 及び図 4-1-3 を参照）

※5：「生活系ごみ」とは、一般家庭から日常生活に伴って排出されるごみのことです。事務所・店舗・医療機関などから事業活動に伴って排出される「事業系ごみ」と区別されています。

表 4-1-2 ごみ総排出量の予測結果（現状のまま推移した場合）

単位：t/年

区分\年度		実績値 令和元年度	予測値 [※]		備考		
			令和7年度	増減率			
人口（人）		408,109	401,181	-1.7%			
生活系ごみ	家庭系ごみ	普通ごみ	76,532	73,935	-3.4%		
		粗大ごみ	6,532	7,084	8.5%	直接搬入を含む	
		計	83,064	81,019	-2.5%		
		都市美化ごみ	517	520	0.6%		
		学校給食残渣	312	290	-7.1%		
		家庭系ごみ総排出量	83,893	81,829	-2.5%		
		(g/人・日)	561.7	558.8	-0.5%		
	資源物	集団回収等	資源ごみ	6,567	6,363	-3.1%	
			資源分別回収事業	6,069	4,298	-29.2%	
			生ごみ堆肥化推進事業	82	0	-	R2に事業終了
			生ごみ自家減量	1,324	1,135	-14.3%	
			減量運動	180	163	-9.4%	
	計	7,655	5,596	-26.9%			
生活系ごみ総排出量		98,115	93,788	-4.4%			
事業系ごみ	普通ごみ	38,484	37,248	-3.2%	併せ産廃を含む		
	粗大ごみ	1,559	1,781	14.2%			
	資源ごみ	3,128	2,724	-12.9%			
	その他	10	7	-30.0%	実験動物死体等		
	計	43,181	41,760	-3.3%			
総排出ごみ	排出ごみ	普通ごみ	115,478	111,602	-3.4%		
		粗大ごみ	8,146	8,966	10.1%		
		資源ごみ	10,007	9,377	-6.3%		
		その他	10	7	-30.0%	実験動物死体等	
		計	133,641	129,952	-2.8%		
	集団回収等		7,655	5,596	-26.9%		
	ごみ総排出量		141,296	135,548	-4.1%		
	(g/人・日)	946.0	925.7	-2.1%			

※新型コロナウイルスによる影響を受ける前の実績値を基に予測しているため、予測値と実際の令和7年度のごみ総排出量が大幅に異なる可能性があります。

注) 増減率：令和元年度実績に対する増減の率を示します。（人口減少による影響も含まれます。）

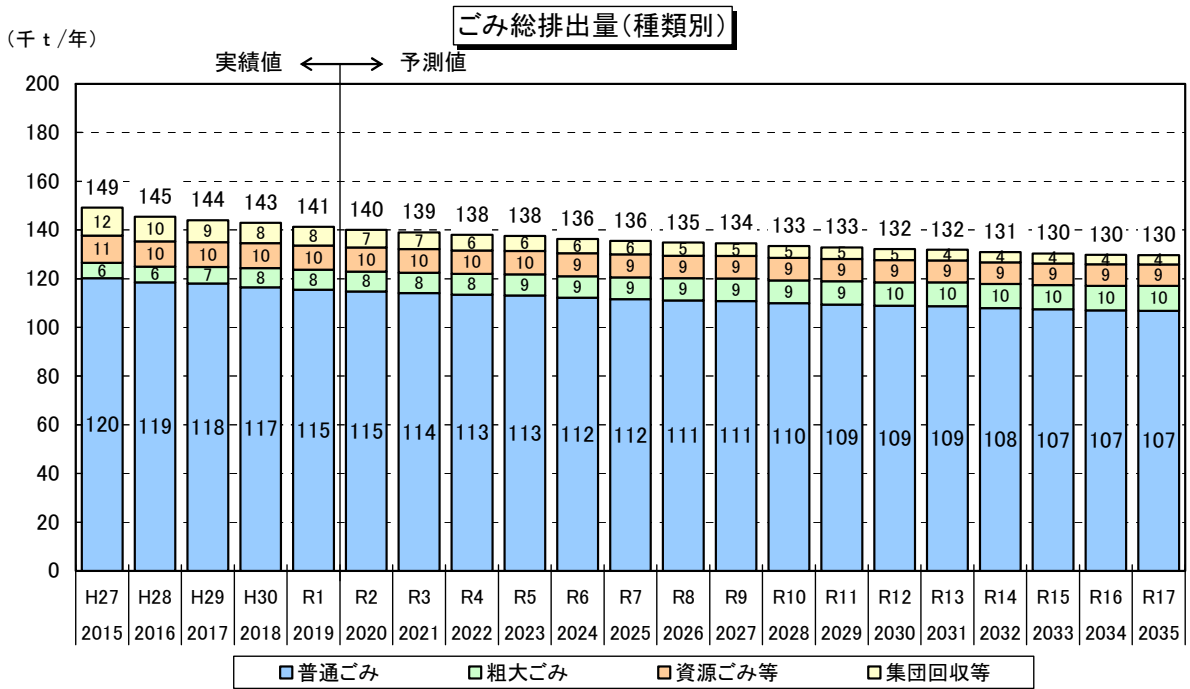


図 4-1-2 ごみ総排出量(種類別)の推移(予測結果)

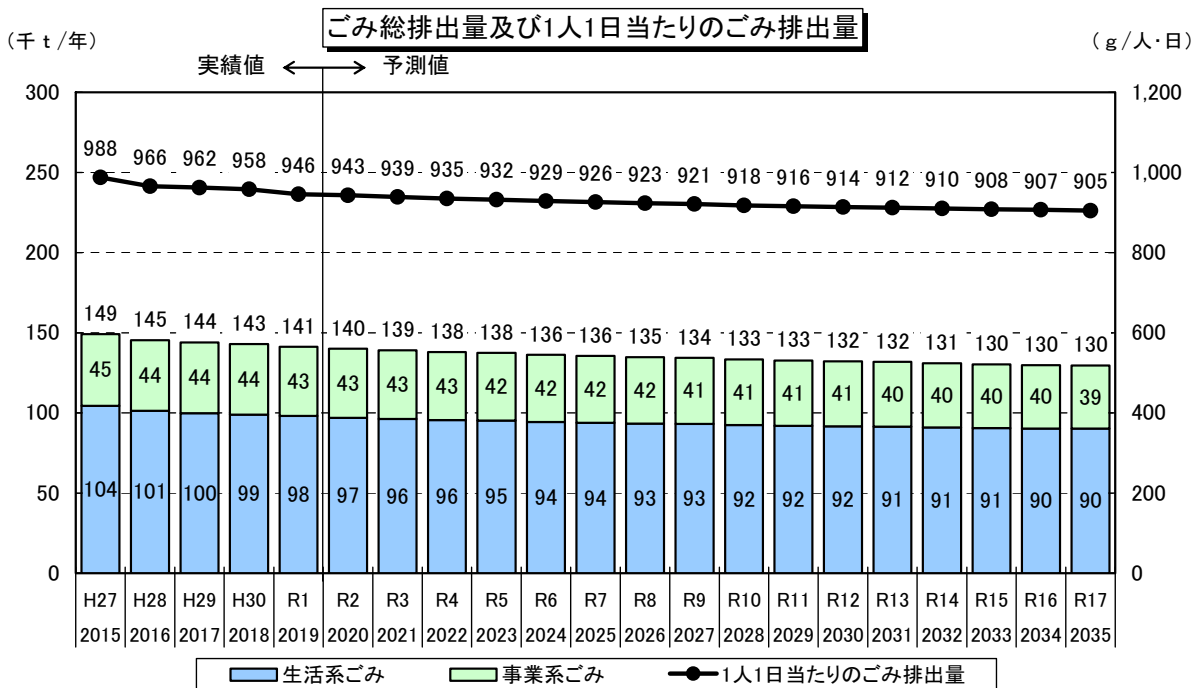


図 4-1-3 ごみ総排出量及び1人1日当たりのごみ排出量の推移(予測結果)

4.1.3 ごみ処理量の予測（現状のまま推移した場合）

現状のまま推移した場合のごみ処理量の予測結果は、表 4-1-3 に示すとおりです。

焼却施設の搬入量は減少することが見込まれますが、粗大ごみの搬入量が増加すると予想されることから、東部クリーンセンターの搬入量は増加するものと予想されます。

また、2022 年度（令和 4 年度）からプラスチック製容器包装の分別収集を全市域に拡大することに伴い、リサイクルセンターの搬入量も増加すると予想されますが、表 4-1-3 は現時点で実施している事業を基準として予測を行っています。

焼却施設搬入量は、2019 年度（令和元年度）実績の 124,455t に対し、2025 年度（令和 7 年度）は 2.5%減の 121,378t となる見込みです。（表 4-1-3 及び図 4-1-4 を参照）

資源分別回収等の本市の施策に基づく集計では、総資源化量は年々減少しており、リサイクル率は、2019 年度（令和元年度）実績の 12.7%から、2025 年度（令和 7 年度）は 11.7%に減少するものと予想されます。一方で、近年は民間事業者による古紙回収等ステーションが急増しており、多くの資源物が民間事業者を通じてリサイクルされていると考えられます。民間事業者に対して実施した回収量調査の結果を含めたリサイクル率は、2019 年度（令和元年度）実績の 19.9%に対し、2025 年度（令和 7 年度）は 19.3%となる見込みです。（表 4-1-3 及び図 4-1-5 を参照）

最終処分量も減少しており、2019 年度（令和元年度）実績の 14,446t に対し、2025 年度（令和 7 年度）で 4.9%減の 13,743t となります。最終処分率は 2019 年度（令和元年度）実績の 10.2%に対してほぼ横ばいとなっています。（表 4-1-3 及び図 4-1-6 を参照）

表 4-1-3 ごみ処理量の予測結果（現状のまま推移した場合）

単位：t/年

区分\年度		実績値 令和元年度	予測値 [※]		備考	
			令和7年度	増減率		
ごみ総排出量		141,296	135,548	-4.1%		
中間処理	リサイクルセンター搬入量	6,179	6,021	-2.6%		
	搬出物	破砕ごみ	7	8	14.3%	
		選別可燃物	836	918	9.8%	
		選別資源物	4,641	5,095	9.8%	カレット、鉄、アルミ、ペットボトル等
		計	5,484	6,021	9.8%	
	粗大ごみ処理施設搬入量	8,098	8,974	10.8%		
	搬出物	破砕可燃物	7,167	7,893	10.1%	
		破砕資源物	368	405	10.1%	金属類
		保管資源物	614	676	10.1%	破砕不適物、金属、小型家電
		計	8,149	8,974	10.1%	
	焼却施設搬入量	124,455	121,378	-2.5%	し尿処理残渣等を含む 東部CC・掛洞Pの合計	
	搬出物	焼却残渣等	14,446	13,743	-4.9%	埋立対象
		焼却資源物	782	744	-4.9%	焼却金属（東部CC）
		計	15,228	14,487	-4.9%	
再生利用	直接資源化	生活系資源ごみ	449	386	-14.0%	カン・ビン・ペットボトル、プラスチック製容器 包装残渣を除く
		学校給食残渣	312	290	-7.1%	
		許可業者資源	3,122	2,720	-12.9%	
		計	3,883	3,396	-12.5%	
	処理後資源物	6,405	6,920	8.0%	中間処理施設での回収物	
	集団回収等	7,655	5,596	-26.9%	資源分別回収等	
	総資源化量(民間を含まない)	17,943	15,912	-11.3%		
	リサイクル率 (民間を含まない)	12.7%	11.7%	-1.0P	総資源化量÷ごみ総排出量	
	総資源化量(民間を含む)	30,564	28,533	-6.6%		
	リサイクル率 (民間を含む)	19.9%	19.3%	-0.6P	(総資源化量+民間事業者回収分)÷ (ごみ総排出量+民間事業者回収分)	
最終処分量		14,446	13,743	-4.9%		
	最終処分率	10.2%	10.1%		最終処分量÷ごみ総排出量	

※新型コロナウイルスによる影響を受ける前の実績値を基に予測しているため、予測値と実際の令和7年度のごみ処理量が大幅に異なる可能性があります。

注) 増減率：令和元年度実績に対する増減の率を示します。（人口減少による影響も含まれます。）

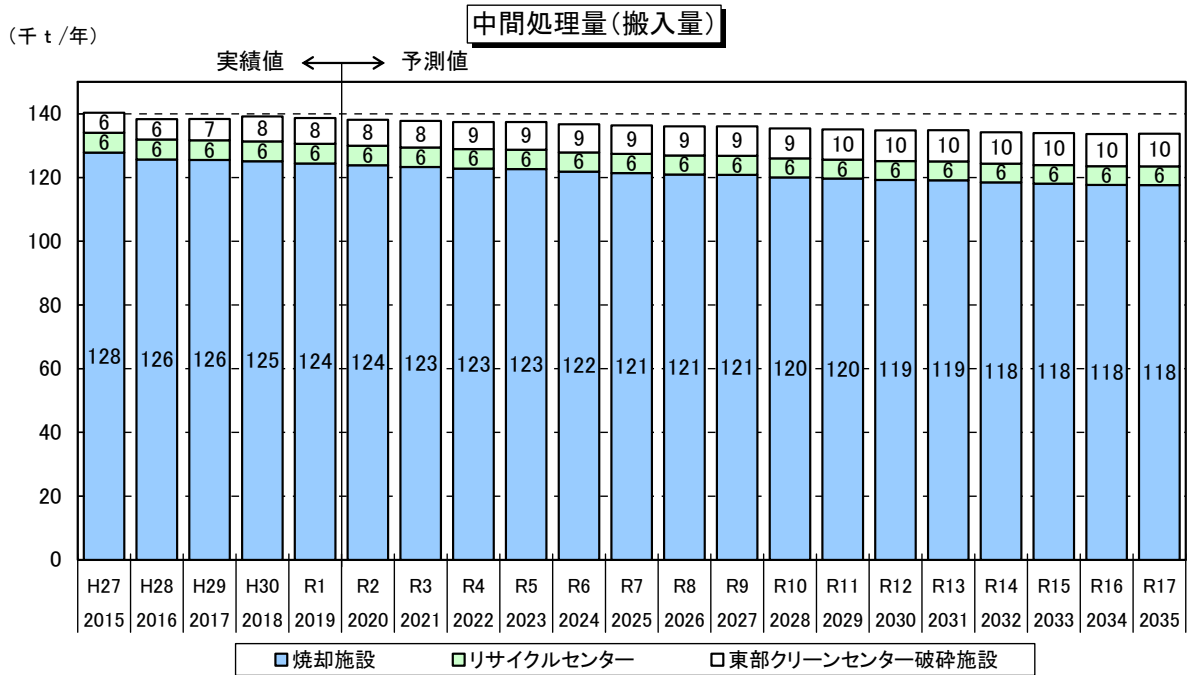


図 4-1-4 中間処理量の推移 (予測結果)

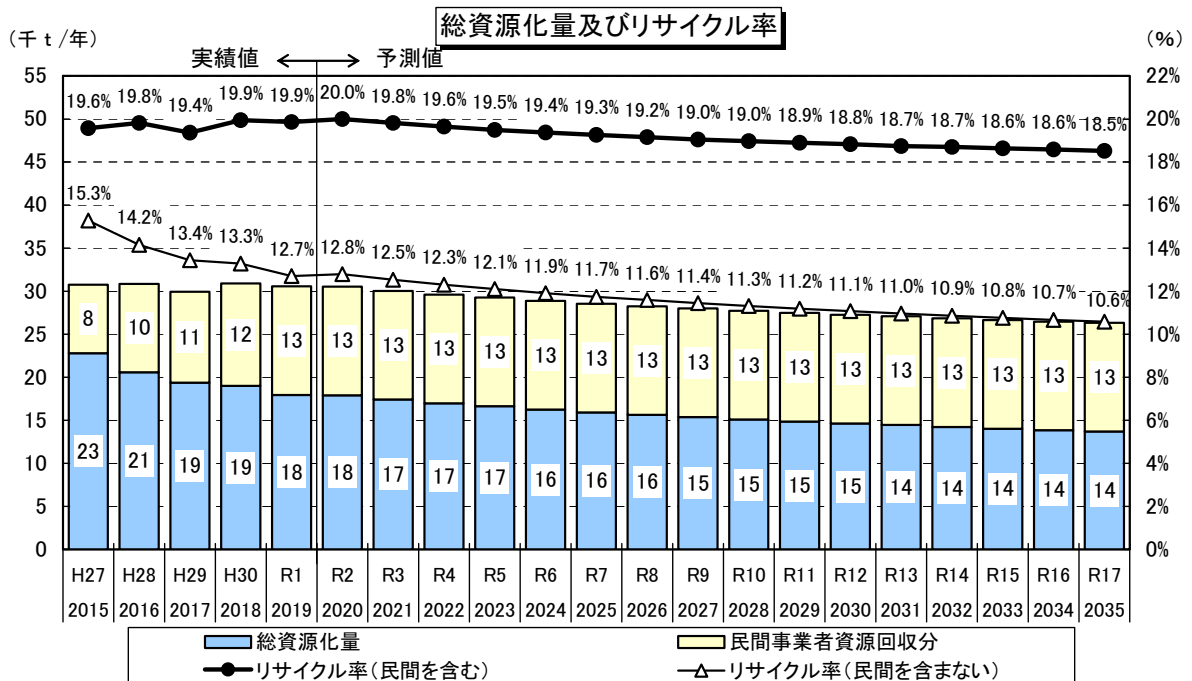


図 4-1-5 総資源化量及びリサイクル率の推移 (予測結果)

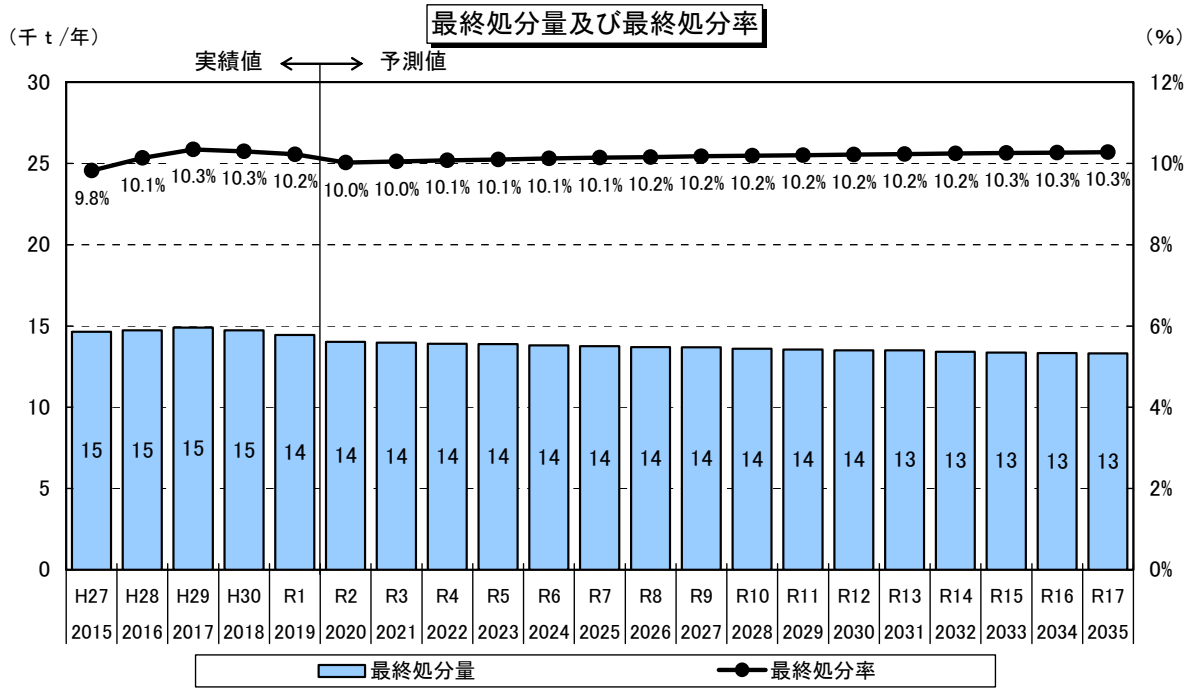


図 4-1-6 最終処分量及び最終処分率の推移 (予測結果)

4.2 ごみ処理の目標値

4.2.1 現計画目標値の達成状況

現計画における中間目標値に対する現状は、表 4-2-1 のとおりです。

「ごみ総排出量」、「1人1日当たりのごみ排出量」及び「リサイクル率」は、目標達成可能であると予測されます。一方で、「集団回収等と資源ごみを除く1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」、「事業系ごみ排出量」及び「最終処分量」は目標に届かないことが予測されます。

これらの要因としては、家庭系ごみ総排出量の削減が当初の想定よりも進んでおらず、その中でも特に、普通ごみ及び粗大ごみ排出量の削減が十分に進んでいないことが考えられます。

事業系ごみ排出量は、景気の影響によるものが大きく、全国的に横ばいとなっていますが、目標達成のためには、資源物の分別排出の徹底やごみ減量の取り組みの推進を行う必要があります。

最終処分量は、焼却処理量の減少が想定より進まなかったことが原因であり、これは焼却ごみである普通ごみ及び粗大ごみ排出量の更なる削減が必要ということを表しています。

今後は、このような現状を踏まえた上でこれまでの施策の見直しを図るとともに、新たな施策を実施する必要があります。

表 4-2-1 中間目標の達成状況

項目		現計画	実績値からの予測		
		2020年度 (令和2年度)	2020年度 (令和2年度)		
		中間目標値	予測値	差	達成
排出量	ごみ総排出量	141,431 t	139,991 t	-1,440 t	○
	1人1日当たりのごみ排出量	952 g/人・日	943 g/人・日	-9 g	○
	集団回収等と資源ごみを除く 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	531 g/人・日	560 g/人・日	+29 g	×
	事業系ごみ排出量	42,234t	43,056t	+822t	×
資源化の目標 リサイクル率		17.0%	20.0%※	+3.0P	○
最終処分の目標 最終処分量		13,922 t	14,023 t	+101 t	×

※民間事業者による回収量(推計値)を加算しています。

4.2.2 目標値の設定

今回の中間見直しでは、現計画の目標を継続するものとします。

ただし、リサイクル率は、民間事業者による回収分を含めると 2019 年度（令和元年度）時点で 19.9%となっており、既に目標を達成していることから、新たな数値目標を定めるものとします。

本目標値は、国(p.22)及び県(p.23)の目標値を考慮しつつも、一方で本市の現状を踏まえ、まずは現計画の目標を達成した上で、将来的に国及び県の目標を達成することを目指すものです。

表 4-2-2 ごみ処理の目標値

項目		現状	目標値
		2019 年度 (令和元年度)	2025 年度 (令和 7 年度)
排出量	ごみ総排出量	141 千 t	132 千 t
	1 人 1 日当たりのごみ排出量	946 g / 人・日	904 g / 人・日
	集団回収等と資源ごみを除く 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量	562 g / 人・日	480 g / 人・日
	事業系ごみ排出量	43 千 t	40 千 t
資源化の目標 リサイクル率		19.9% (12.7%) ※	19%(現計画)⇒ 22% (14.5%) ※
最終処分の目標 最終処分量		14.4 千 t	12.7 千 t

※リサイクル率は民間事業者による回収量(推計値)を加算しています。(p.69(2)参照)

民間事業者分を含まない、本市の集計に基づくリサイクル率は()で表記しています。

(1) 排出量の削減目標

ごみ総排出量の達成目標は、現状（2019 年度（令和元年度））の約 141 千 t に対し、目標年度の 2025 年度（令和 7 年度）までに 132 千 t 以下（約 7%以上削減）とする必要があります。（表 4-2-2 を参照）

1 人 1 日当たりのごみ排出量は、現状の 946 g / 人・日に対し、目標年度までに約 904 g / 人・日以下（約 5%以上削減）とする必要があります。（表 4-2-2 を参照）

集団回収等と資源ごみを除く 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量は、現状の 562g / 人・日に対し、目標年度までに 480g / 人・日以下（約 15%以上削減）とする必要があります。（表 4-2-2 を参照）

事業系ごみ排出量は、現状の 43 千 t に対し、目標年度までに 40 千 t 以下とする必要があります。(表 4-2-2 を参照)

全ての目標を達成するためには、2025 年度（令和 7 年度）までに、現状のまま推移した場合の同年度の予測値に対して、家庭系普通ごみ及び粗大ごみ（収集ごみ及び直接搬入ごみ）の排出量を 12%削減し、事業系ごみ（普通ごみ及び粗大ごみ）の排出量を 5%削減する必要があります。(図 4-2-1 及び表 4-2-3 を参照)

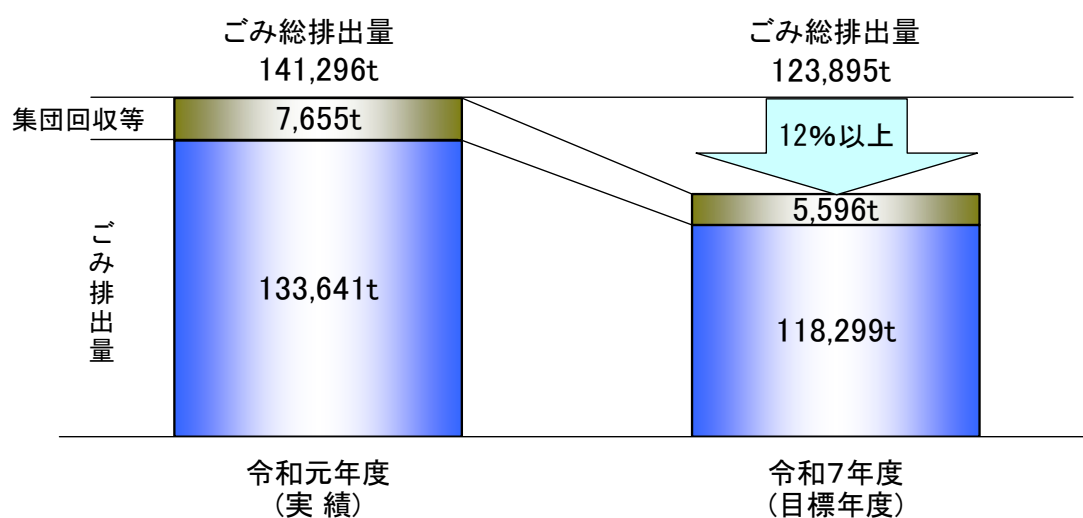


図 4-2-1 排出量の削減目標

表 4-2-3 目標設定に基づくごみ総排出量

単位：t/年

区分\年度		実績値 令和元年度	目標値 [※]		備考		
			令和7年度	増減率			
人口（人）		408,109	401,181	-1.7%			
生活系ごみ	家庭系ごみ	普通ごみ	76,532	62,815	-17.9%		
		粗大ごみ	6,532	6,234	-4.6%	直接搬入を含む R1は消費税増税	
		計	83,064	69,049	-16.9%		
		都市美化ごみ	517	520	0.6%		
		学校給食残渣	312	290	-7.1%		
		家庭系ごみ総排出量	83,893	69,859	-16.7%		
		(g/人・日)	561.7	477.1	-15.1%	目標：480g以下	
	資源物	集団回収等	資源ごみ	6,567	8,610	31.1%	
			資源分別回収事業	6,069	4,298	-29.2%	
			生ごみ堆肥化推進事業	82	0	-	R2に事業終了
			生ごみ自家減量	1,324	1,135	-14.3%	
			減量運動等	180	163	-9.4%	
	計	7,655	5,596	-26.9%			
生活系ごみ総排出量		98,115	84,065	-14.3%			
事業系ごみ	普通ごみ	38,484	35,409	-8.0%	併せ産廃を含む		
	粗大ごみ	1,559	1,690	8.4%			
	資源ごみ	3,128	2,724	-12.9%			
	その他	10	7	-30.0%	実験動物死体等		
	計	43,181	39,830	-7.8%	目標：40千t以下		
総排出ごみ	排出ごみ	普通ごみ	115,478	98,643	-14.6%		
		粗大ごみ	8,146	8,025	-1.5%		
		資源ごみ	10,007	11,624	16.2%		
		その他	10	7	-30.0%	実験動物死体等	
		計	133,641	118,299	-11.5%	目標：120千t以下	
	集団回収等		7,655	5,596	-26.9%		
	ごみ総排出量		141,296	123,895	-12.3%	目標：132千t以下	
	(g/人・日)	946.0	846.1	-10.6%	目標：904g以下		

※新型コロナウイルスによる影響を受ける前の実績値を基に予測しているため、目標値と実際の令和7年度のごみ総排出量が大幅に異なる可能性があります。

注) 増減率：令和元年度実績に対する増減の率を示します。(人口減少による影響も含まれます。)

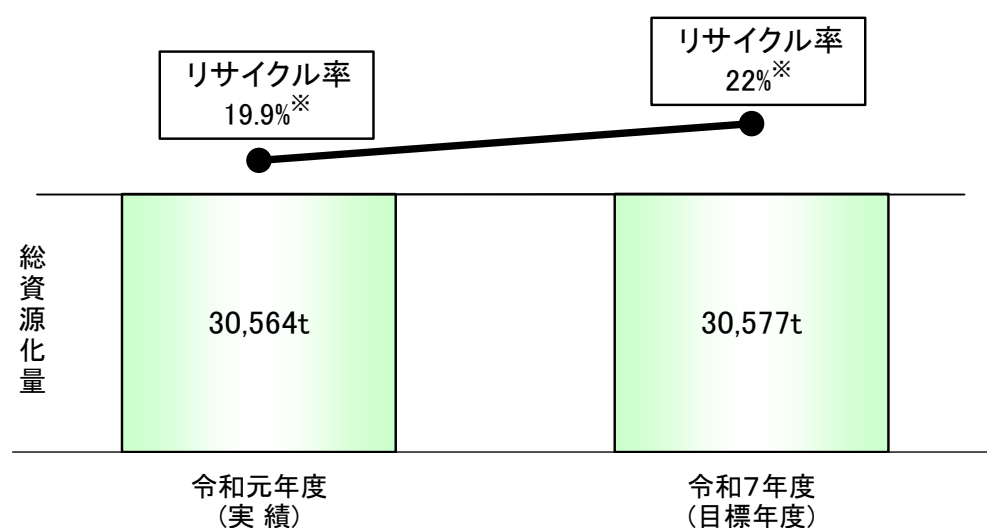
(2) 資源化の目標

リサイクル率については、近年民間事業者による古紙回収等ステーションが急増しており、多くの資源物が民間事業者を通じてリサイクルされていると考えられます。そこで、民間事業者に対して回収量調査を実施したところ、2019年度（令和元年度）は約12,621tの資源物が民間事業者を通して回収されていることがわかりました。

このことから、民間事業者においてリサイクルされる資源物が本市のリサイクル率に一定規模の影響を及ぼしていることが想定されるため、今回の中間見直しでは、本調査結果に基づく資源化量を加えて推計することとします。

民間事業者回収分を含むリサイクル率は、2019年度（令和元年度）時点で19.9%であり、既に目標（19%）を達成していることから、新たに22%を達成目標として設定します。なお、リサイクル率は、ごみ総排出量に対する総資源化量の割合を示すものです。

本目標は、意識啓発等の排出抑制策の実施及び分別排出の促進を行うとともに、プラスチック製容器包装の全市分別収集・資源化を2022年度（令和4年度）より実施することで、達成を目指します。



※リサイクル率の目標には民間事業者による資源回収分も含んでいます。

図 4-2-2 総資源化量及びリサイクル率の目標

(3) 最終処分の目標

最終処分量は、現状の約 14.4 千 t に対して目標年度までに 12.7 千 t 以下（約 12%以上削減）とする必要があります。（p. 66 の表 4-2-2 を参照）

家庭系普通ごみ及び粗大ごみ（収集ごみ及び直接搬入ごみ）の排出量を 12%削減することで、目標の達成を目指します。

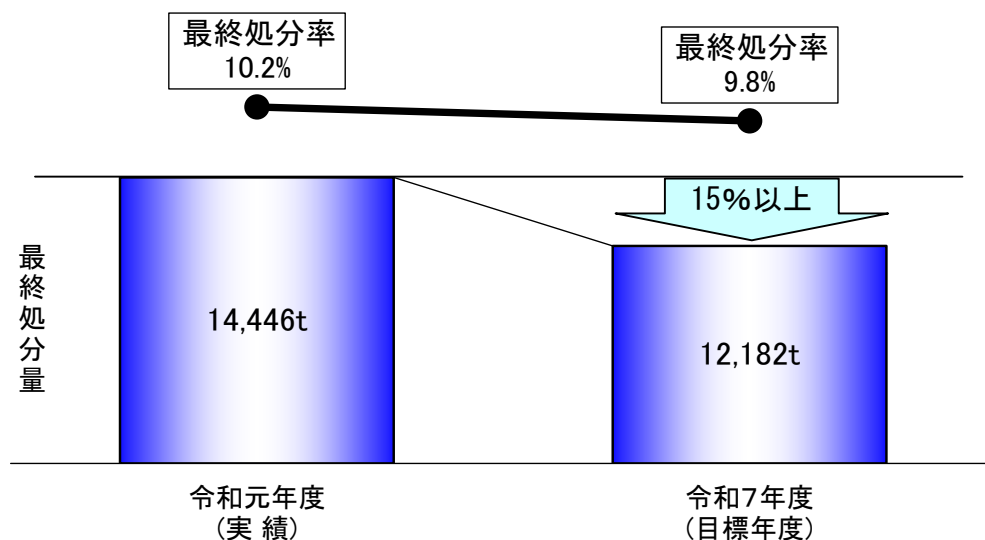


図 4-2-3 最終処分量及び最終処分率の目標

目標値に基づく目標年度（令和 7 年度）におけるごみ処理フローを図 4-2-4 に、ごみ総排出量及び処理量の内訳を p. 68 の表 4-2-3 及び p. 72 の表 4-2-4 に示します。

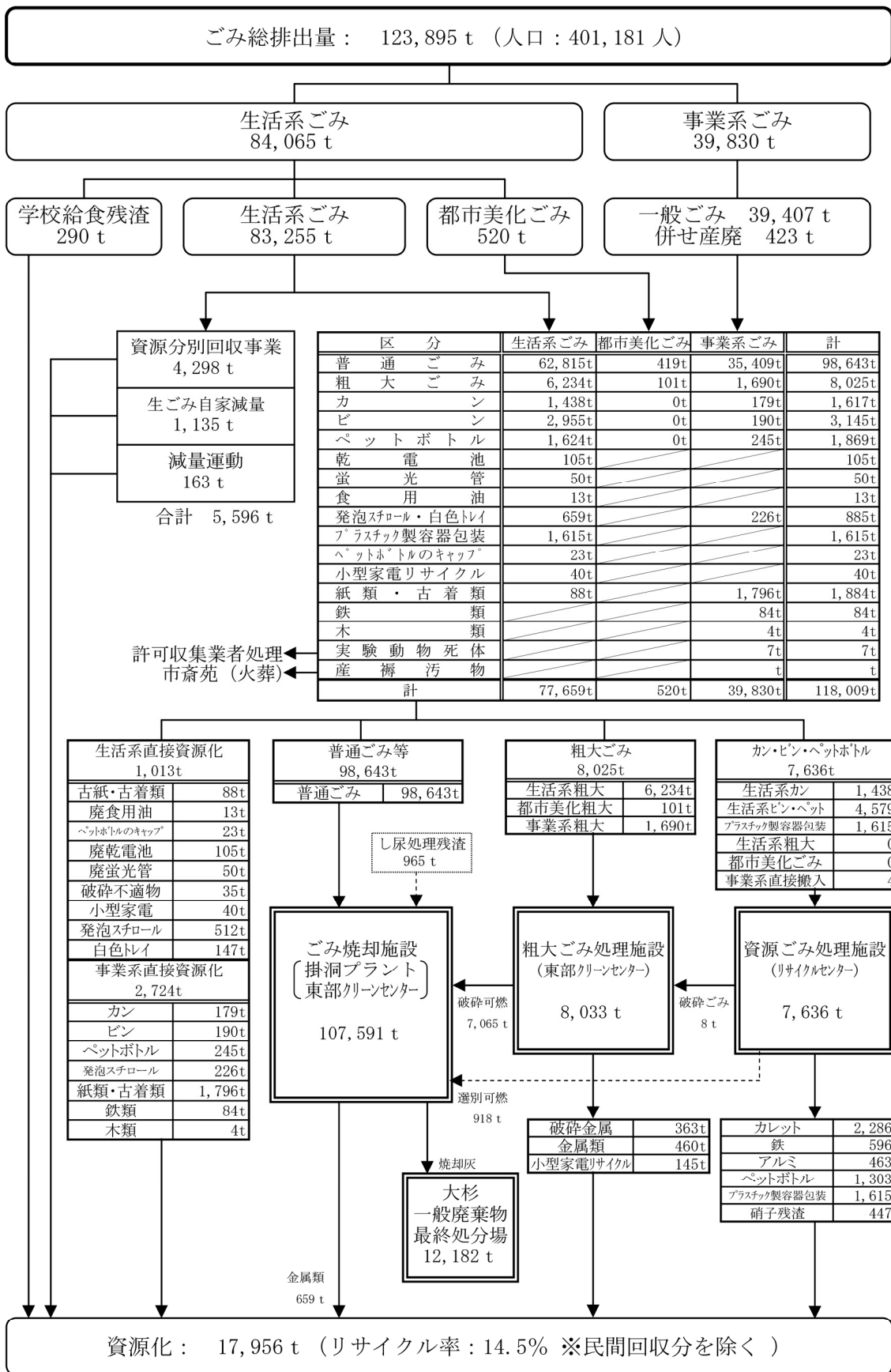


図 4-2-4 目標設定に基づくごみ処理フロー (令和7年度)

表 4-2-4 目標設定に基づくごみ処理量

単位：t/年

区分\年度		実績値 令和元年度	目標値 [※]		備考	
			令和7年度			
				増減率		
ごみ総排出量		141,296	123,895	-12.3%		
中間処理	リサイクルセンター搬入量	6,179	7,636	23.6%		
	搬出物	破砕ごみ	7	8	14.3%	
		選別可燃物	836	918	9.8%	
		選別資源物	4,641	6,710	44.6%	カレット、鉄、アルミ、ペットボトル等
		計	5,484	7,636	39.2%	
	粗大ごみ処理施設搬入量	8,098	8,033	-0.8%		
	搬出物	破砕可燃物	7,167	7,065	-1.4%	
		破砕資源物	368	363	-1.4%	金属類
		保管資源物	614	605	-1.5%	破砕不適物、金属、小型家電
		計	8,149	8,033	-1.4%	
	焼却施設搬入量	124,455	107,591	-13.6%	し尿処理残渣等を含む 東部CC・掛洞Pの合計	
	搬出物	焼却残渣等	14,446	12,182	-15.7%	埋立対象
		焼却資源物	782	659	-15.7%	焼却金属（東部CC）
		計	15,228	12,841	-15.7%	
再生利用	直接資源化	生活系資源ごみ	449	1,013	125.6%	カン・ビン・ペットボトル、プラスチック製 容器包装残渣を除く
		学校給食残渣	312	290	-7.1%	
		許可業者資源	3,122	2,720	-12.9%	
		計	3,883	4,023	3.6%	
	処理後資源物	6,405	8,337	30.2%	中間処理施設の回収物	
	集団回収等	7,655	5,596	-26.9%	資源分別回収等	
	総資源化量(民間を含まない)	17,943	17,956	0.1%	岐阜市による資源化のみ	
	リサイクル率 (民間を含まない)	12.7%	14.5%	+1.8P		
	総資源化量(民間を含む)	30,564	30,577	0.0%	民間事業者資源回収分を含む	
	リサイクル率 (民間を含む)	19.9%	22.4%	+2.5P	目標：22%	
最終処分量		14,446	12,182	-15.7%	目標：12.7千t以下	
最終処分率		10.2%	9.8%			

※：新型コロナウイルスによる影響を受ける前の実績値を基に予測しているため、目標値と実際の令和7年度のごみ処理量が大幅に異なる可能性があります。

注) 増減率：令和元年度実績に対する増減の率を示します。(人口減少による影響も含まれます。)

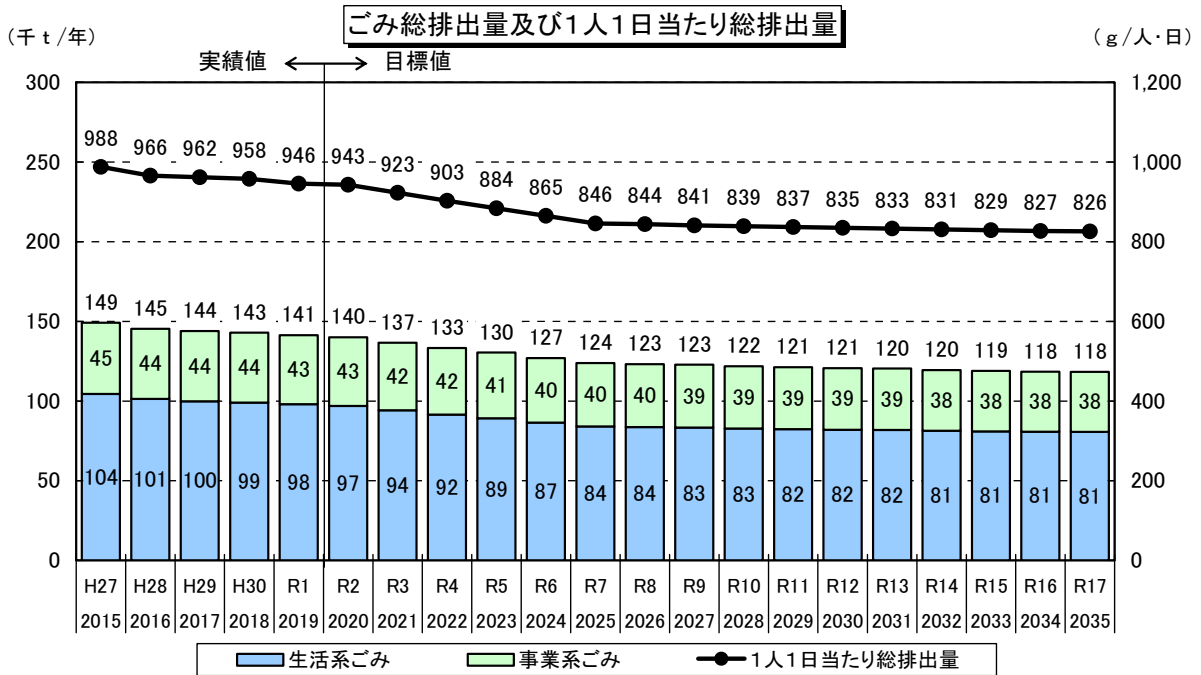


図 4-2-5 目標設定に基づくごみ総排出量及び1人1日当たりのごみ排出量の推移

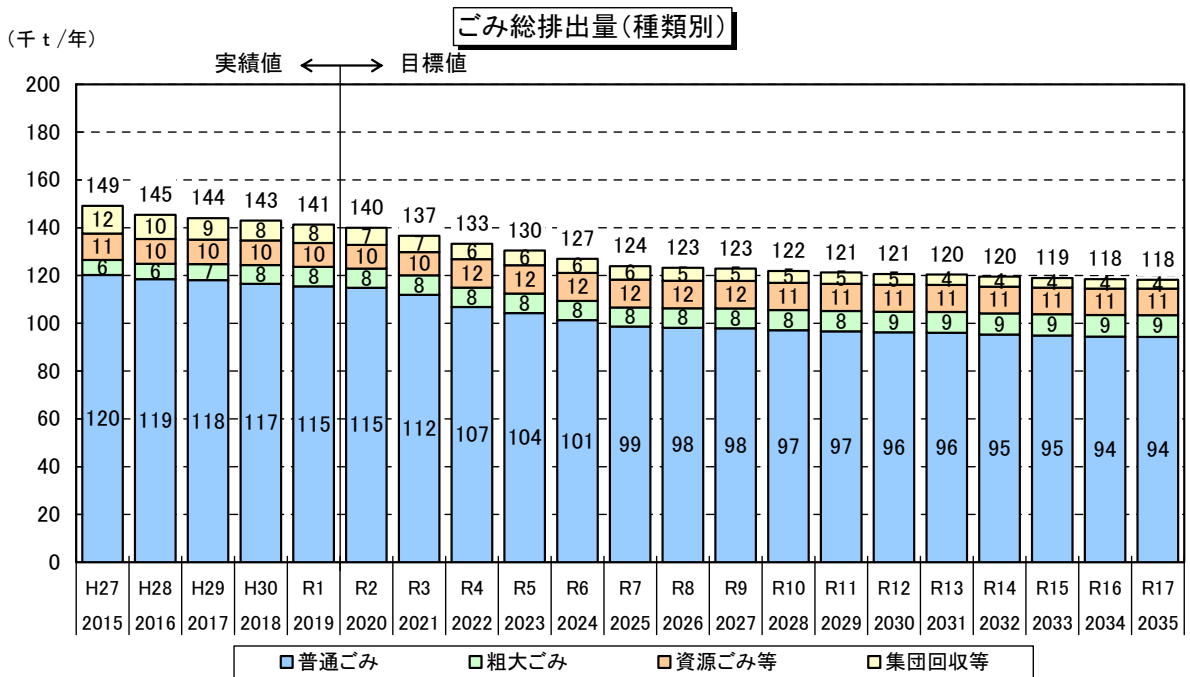


図 4-2-6 目標設定に基づくごみ総排出量(種類別)の推移

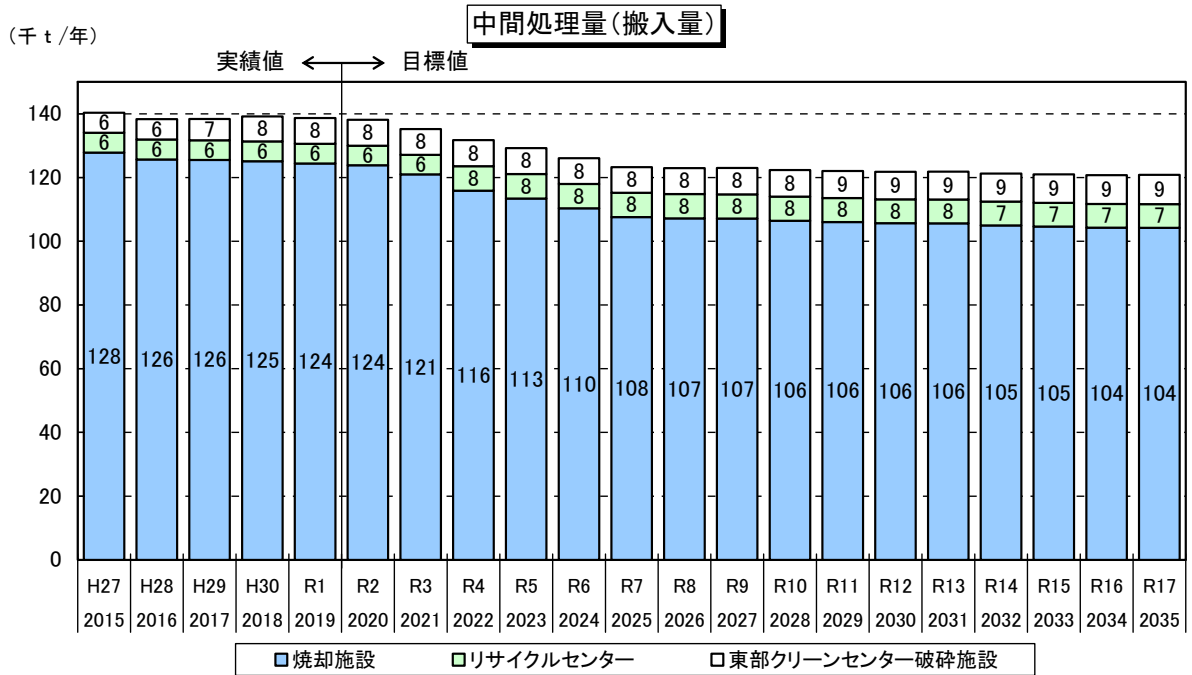
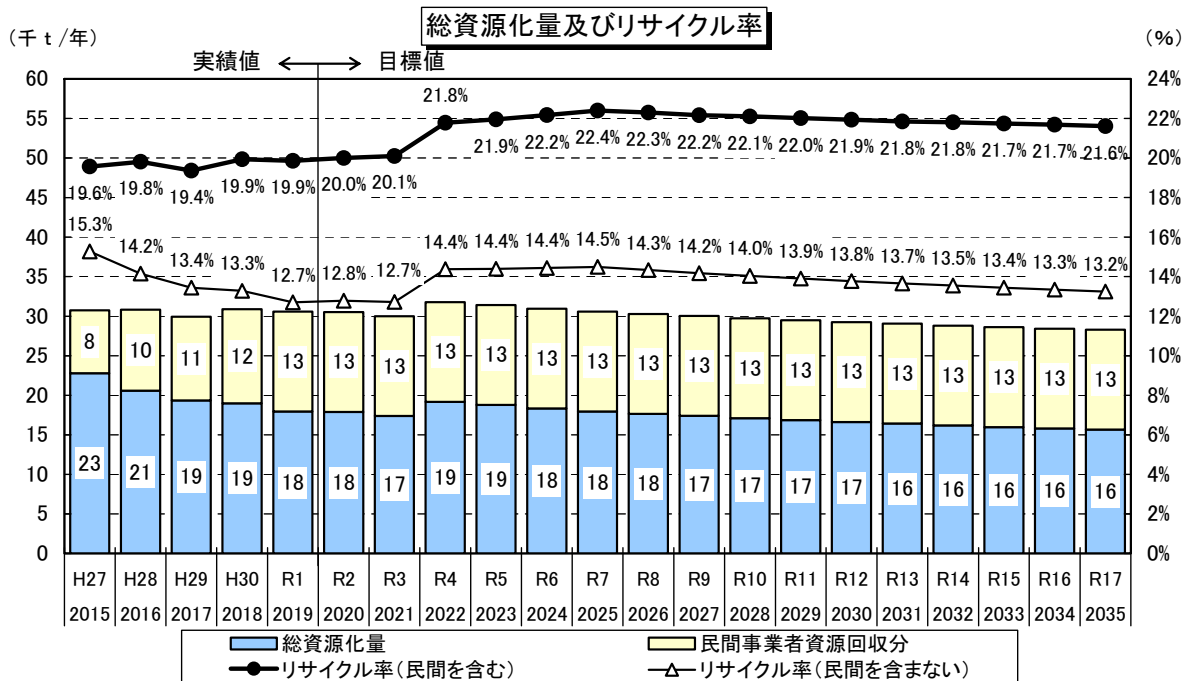


図 4-2-7 目標設定に基づく中間処理量の推移



※2022年度(令和4年度)より、市全域で「プラスチック製容器包装」の分別収集を実施します。

図 4-2-8 目標設定に基づく総資源化量及びリサイクル率の推移

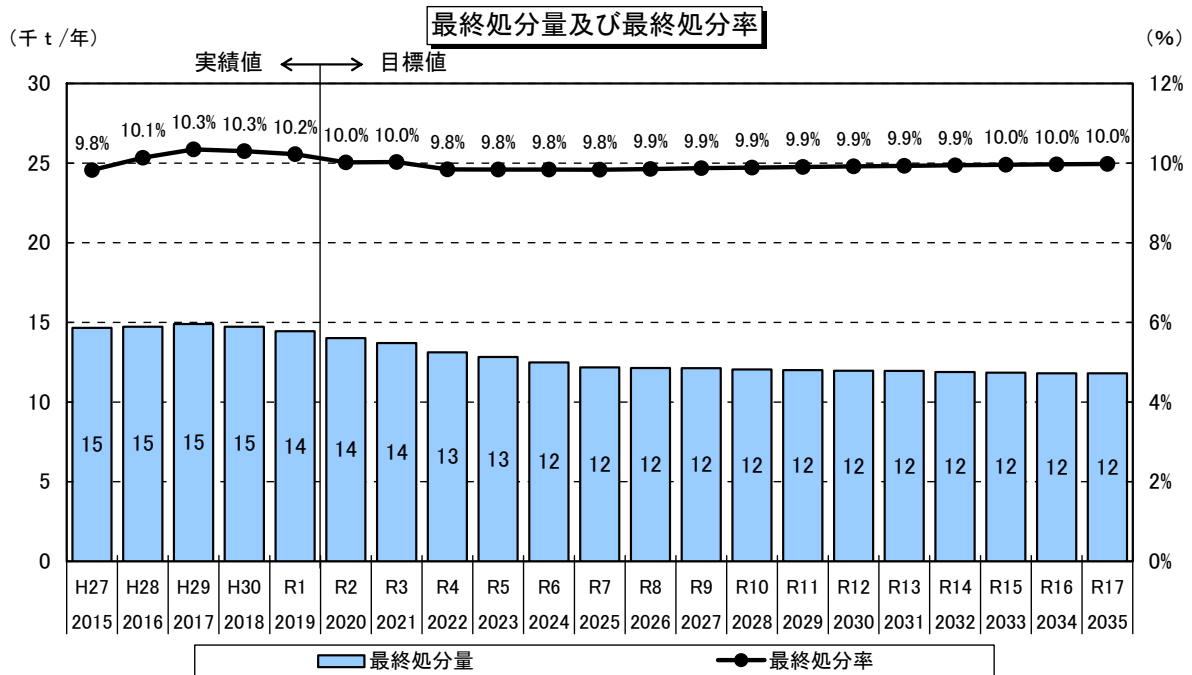


図 4-2-9 目標設定に基づく最終処分量及び最終処分率の推移

4.3 ごみ処理の基本方針

4.3.1 基本方針

近年、私たちの暮らしが豊かになり、ライフスタイルや価値観の多様化にあわせて、ものづくりもより高度化・複雑化し、様々なものが生産されるとともに廃棄されています。

こうした中、基礎自治体に対しては、住民の快適で衛生的な生活を維持・向上すべく、本市域内で発生する一般廃棄物を適正に処理するための計画を策定するとともに、適切な処理体制を構築し、確実に処理・処分を実施することが求められています。

一方、かつての大量に生産、消費、廃棄する経済社会から脱却し、天然資源の消費を抑制する循環型の社会を実現するためには、廃棄物の発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)を推進し、環境負荷の軽減や、資源・エネルギーの有効利用に努めることが重要です。

更に、人口減少や高齢化の進行といった社会情勢の変化に対応し、ごみ処理を効率的かつ安定的・継続的に実施できる体制づくりを図る必要があります。

このような状況を踏まえ、本市では、市民・事業者・行政が相互に役割を分担するとともに、循環型社会の実現に向け一体となって取り組んでいくものとし、現計画と同様に次の5つの基本方針に沿った施策を展開するものとします。

① ごみの発生抑制の推進

ごみになるものは、つくらない・売らない・買わないことがごみの発生を抑制することにつながります。そのため、市民・事業者に対してごみの発生抑制に対する意識啓発を行うとともに、主体的な協力を強く働きかけていきます。

② ごみの排出抑制・分別の推進

発生したごみについては、可能な限り家庭や事業所内で減量化・再利用を図るとともに、リサイクル可能なものを分別し、店頭回収、法定リサイクル(家電・パソコン等)、資源分別回収事業及び分別収集等を推進していきます。

③ 循環型処理及びエネルギー有効利用の推進

ごみとして排出されたものについては、リサイクルを前提とした循環型処理を行うとともに、処理過程で発生する熱エネルギー等の有効利用を推進していきます。

④ 環境に配慮した適正処理の推進

収集・運搬、中間処理及び最終処分の各段階において、環境への負荷を低減するとともに、ごみの適正処理を推進していきます。

⑤ 適正処理体制の構築

効率的な収集・運搬及び施設の健全な維持管理を実施することにより、安定的・継続的な適正処理体制を構築するものとします。

4.4 排出抑制・分別計画

4.4.1 発生抑制のための施策

(1) 意識啓発

無駄なものを買わない、ものを大切にし、長く使用するなど、ごみを発生させないため、また、発生したごみは適切に分別するための意識啓発を図ります。

(2) 環境教育の充実

市民、事業者に対しごみの発生の状況を適時わかりやすく発信していくとともに、身近な題材や体験する機会を提供することで、ごみの発生を抑制する生活様式への誘導を図ります。

(3) プラスチック製容器包装の発生抑制

詰め替え容器の利用促進など、市民のプラスチック製容器包装の発生抑制を図ります。

4.4.2 排出抑制のための施策

(1) ごみ有料化の検討

本市では、すでに粗大ごみの有料処理を実施しており、家庭系及び事業系の普通ごみに関しても一層の減量化を進めるため、ごみ焼却量の実績を踏まえて有料化の導入について検討します。

(2) 自家減量の推進

ボカシやダンボールコンポスト等により、生活様式に合わせた生ごみの自家減量など、市民が自宅で実施できる取り組みを推進します。

(3) 容器包装廃棄物等の排出抑制

有料化されたレジ袋の更なる削減のためにマイバッグ利用を促進し、過剰包装を抑制するなど環境負荷の軽減に向け積極的に取り組む事業所とエコ・アクションパートナー協定を結び、容器包装廃棄物の減量・資源化を推進します。

(4) 事業系ごみの排出抑制

1) ごみ減量化の指導、搬入時検査の実施

指導要綱に基づき、一定の規模を超える事業所に対し「廃棄物管理責任者」の選任と「一般廃棄物減量計画書」の提出を求め、減量の徹底等を指導します。

また、事業系ごみを焼却施設に搬入する許可業者や事業者に対する搬入検査を実施し、必要に応じて指導します。

2) 事業所の立ち入り調査と指導の実施

一定の規模を超える事業所に対し、立入調査を行い、資源物の分別排出の徹底、ごみ減量の取り組みの推進について指導します。

3) 食べキリ協力店の登録推進

食品ロスを削減するため、本市では、生ごみの主な発生抑制及び減量方法である「3キリ」(使いキリ・食べキリ・水キリ)と、環境に配慮しながら簡単に取り組むことのできる調理法である「3Rクッキング」を併せ、家庭や事業所において効果的に生ごみの発生抑制と減量を進める「3・3プロジェクト」の取り組みを行っています。

その取り組みの1つとして、料理の食べ残し等の削減に取り組む本市の飲食店や宿泊施設等の事業所を「3・3プロジェクト 岐阜市食べキリ協力店」として登録し、その取り組みを本市が広く紹介することによって、消費者の「食べキリ」意識の高揚を図り、その実践を促進することによって、本市の事業所から排出される生ごみの減量化を推進します。

4) 食品ロス発生抑制の推進

食品小売業者等において、売ることができなくなった食品を、必要とする施設等に提供できるような仕組みづくりを検討し、食品ロスの削減を推進します。

4.4.3 分別計画

(1) 家庭系ごみ

1) 資源ごみの分別収集の実施

ビン、カン、ペットボトル、ペットボトルのキャップ、発泡スチロール、白色トレイ、プラスチック製容器包装（柳津地域）、小型家電、廃蛍光管、乾電池及び廃食用油の分別収集を継続実施します。また、ごみ焼却量の削減や環境負荷の抑制等を目的として、2022年度（令和4年度）から市内全域で実施するプラスチック製容器包装の分別については、チラシの作成や出前講座を実施することにより、市民に対してわかりやすい分別方法等の周知を行います。

2) 資源分別回収事業のさらなる促進

自治会等による紙類（新聞・チラシ・段ボール・雑誌・紙パック・雑がみ）、古着、生きビン類、雑ビン類、カン・フライパン類の資源分別回収事業について、市民のライフスタイルの変化や回収状況に応じ、資源物の回収方法や回収品目等の見直しを随時行うことによって、市民が資源物を分別排出しやすい環境づくりを行います。

3) 剪定枝の資源化

過去5か年のごみ組成調査によると、普通ごみの中に剪定枝等が年間9,000t程度含まれていると推計されるため、剪定枝を資源化する仕組みを検討します。

4) 資源持ち込みヤードの開設

資源分別回収が中止になった場合においても、資源物を排出することができるような持ち込みヤードを開設するなど、いつでも排出できるような仕組みを検討します。

5) 古紙回収用ボックス設置の促進

資源分別回収事業に参加できない市民に対し、古紙類を排出する機会を創出するため、常設の古紙の保管ボックスを設置します。

6) 小型家電リサイクルの対象品目拡大

現在、「岐阜市小型家電リサイクル」として、携帯電話やノートパソコン、デジタルカメラなど 28 品目を小型家電として回収し、資源化していますが、社会情勢等を踏まえた上で、対象品目の拡大を検討します。

7) メーカー等によるリサイクル

エアコン、テレビ（液晶・プラズマ含む）、電気冷蔵庫、冷凍庫、電気洗濯機、衣類乾燥機などの家電リサイクル法対象機器やパーソナルコンピュータ等、メーカー等による廃棄物のリサイクルシステムが構築されているものについて、引き続き市民への啓発を促進していきます。

(2) 都市美化ごみ、事業系ごみ

清掃活動などで集められたごみや事業系のごみに関しても、家庭系ごみと同様の分別ルールに沿って適正に処理します。

4.5 ごみの適正処理計画

4.5.1 収集・運搬計画

(1) 計画の目標

収集・運搬はごみ処理事業における排出者との接点であり、分別排出に伴う指導やサービスの向上に努めるとともに、多様化するごみ質への対応及び収集・運搬体制の効率化を図ります。

また、本市が収集・運搬を委託する場合には、受託者が廃棄物処理法施行令第4条に規定された市町村が委託する場合の基準を満たしていることを確認のうえ、市民生活に混乱を招かないように、本市が定める収集計画を履行する能力があるものに委託するものとします。

(2) 排出の方法

家庭系ごみの排出方法は、表4-5-1に示すように基本的には現状の分別区分、排出回数及び排出方法を維持していくものとしますが、今後の社会情勢の変化や排出状況等に応じて見直していくものとします。

また、高齢化社会や核家族化の進展等に伴い、高齢者のみの世帯が増加することにより、日々のごみ出しに問題を抱える世帯も増えており、既に一部の市町村では高齢者ごみ出し支援（「ふれあい収集」等）が開始されています。

本市においても同様な傾向が見られることから、国や県の動向を踏まえつつ、ごみ出しが困難な高齢者や障がいのある方への支援等について、福祉部と連携しながら、本市の実情に沿った施策を検討していく必要があります。

表 4-5-1 ごみの排出及び収集・運搬の方法（予定）

区分	排出方法	排出回数	排出場所	収集・運搬方法	備考
普通ごみ	透明又は半透明袋	週2回	ステーション	直営・委託	処理施設への自己搬入可
粗大ごみ	処理券貼付又は処理袋(有料)	随時(申込)	戸別排出	委託・許可	処理施設への自己搬入可
がれき類 (れんが・コンクリート等)	—	随時(申込)	戸別排出	直営	
ビン	透明又は半透明袋	週1回	ステーション	委託	
カン	透明又は半透明袋				
ペットボトル	透明又は半透明袋				
小型家電	—	随時	常設ステーション	委託	
廃蛍光管・乾電池	—	随時	常設ステーション	委託	
廃食用油	ペットボトル等の容器	月1回	巡回ステーション	委託	
プラスチック製容器包装	透明又は半透明袋	週1回	ステーション	直営・委託	(発泡スチロール・白色トレイ、ペットボトルのキャップ等を含む)
都市美化ごみ	—	随時(申込)	不定	直営・借上げ	
事業系ごみ	—	許可業者との契約による	個別	許可	処理施設への自己搬入可

(3) 収集・運搬の方法

市全域を収集対象区域とし、一般家庭ごみ、店舗併用住宅等からの小規模事業者ごみ、学校給食残渣及び集団清掃等による都市美化ごみを収集対象ごみとします。

収集・運搬体制については、表 4-5-1 に示すように、今後も最適な配車計画や業務管理のシステム化を進めることにより効率化を図ります。

また、収集車両については、引き続き低公害車^{※6}の導入を進めるとともに、収集作業の安全と事故防止の徹底を図るものとします。

※6:「低公害車」とは、窒素酸化物(NOx)や粒子状物質(PM)等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなど、自然環境への負荷が少ない自動車のことです。水素等を使った燃料電池自動車や、電気自動車、天然ガス自動車、複数の動力を組み合わせたハイブリッド自動車など、様々なものが開発されています。

(4) 収集・運搬の量

目標年度における収集・運搬の量を表 4-5-2 に示します。

表 4-5-2 収集・運搬の量

単位：t/年

区分\年度		実績値 令和元年度	目標年度 令和7年度
生活系ごみ	普通ごみ	84,693	73,119
	粗大ごみ	1,726	1,782
	ビン	3,210	2,955
	カン	1,435	1,438
	ペットボトル	1,528	1,624
	小型家電	30	40
	廃蛍光管・乾電池	164	155
	廃食用油	16	13
	プラスチック製容器包装	20	2,297
	発泡スチロール トレイ(白色・色付)	11	
	ペットボトルのキャップ	21	
	計	92,854	83,423
都市美化ごみ	普通ごみ	462	419
	粗大ごみ	55	101
	カン	0	0
	ビン・ペットボトル	0	0
	計	517	520
学校給食残渣		312	290
収集ごみ合計		93,683	84,233

※目標年度（令和7年度）の発泡スチロール・トレイ(白色・色付)及びペットボトルのキャップは、プラスチック製容器包装に含まれます。

4.5.2 中間処理計画

(1) 計画の目標

中間処理は、搬入されたごみをその性状に適した処理方法で衛生的かつ安全に処理します。

更に、ごみの減量・資源化を行うことによって最終処分場への負担を軽減していくとともに、発電等による熱エネルギーの有効利用を推進していくものとします。

(2) 中間処理の方法

目標年度における中間処理の方法を表 4-5-3 に示します。

普通ごみについては、現状どおり東部クリーンセンター及び掛洞プラントにおいて焼却処理を行います。

粗大ごみについては、2021 年（令和 3 年）3 月より稼働を開始した東部クリーンセンターの粗大ごみ処理施設において破碎選別処理し、破碎可燃物は同センターで焼却処理します。

ビン、カン、ペットボトルは、現状どおり市のリサイクルセンターにおいて選別・圧縮等の処理をします。2022 年度（令和 4 年度）より稼働予定の新リサイクルセンターでは、ビン、カン、ペットボトルに加えて、プラスチック製容器包装（発泡スチロール、白色トレイ、色付トレイ、その他容器包装プラスチック）の処理を行います。

なお、他の資源ごみについては、現状どおり直接業者回収により資源化します。

表 4-5-3 中間処理の方法・処理量

ごみの種類	中間処理の方法	中間処理施設	中間処理量 (t)	
			令和元年度 (実績)	令和7年度 (目標年度)
普通ごみ	焼却	東部クリーンセンター (ごみ焼却施設) 掛洞プラント	127,584	107,591
粗大ごみ	破碎、選別 圧縮・梱包	東部クリーンセンター (破碎選別施設)	8,149	8,033
ビン	選別 圧縮・梱包	リサイクルセンター※	5,484	7,636
カン				
ペットボトル				
プラスチック製 容器包装				

※次期処理施設を含みます。

(3) 中間処理の量

目標年度における中間処理の量を表 4-5-4 に示します。

表 4-5-4 中間処理の量

単位：t/年

区分\年度		実績値 令和元年度	目標年度 令和7年度	備考	
中間 処理 施設 搬入量	普通ごみ	115,478	98,643	焼却施設	
	し尿処理残渣	965	965	焼却施設	
	粗大 ごみ	破碎選別対象	6,477	6,234	粗大ごみ処理施設
		資源選別対象	—	—	リサイクルセンター
		破碎不適物	85	75	資源化
		計	6,562	6,309	
	カン、ビン、ペットボトル	6,179	6,021	リサイクルセンター	
	プラスチック製容器包装	—	1,615	リサイクルセンター	
	合計	129,184	113,553		
リサイ クル セン ター	搬入量	6,179	7,636		
	搬出 量	破碎選別対象	7	8	粗大ごみ処理施設
		選別後可燃物	836	918	焼却施設
		カレット	2,083	2,286	資源化
		鉄	543	596	資源化
		アルミ	422	463	資源化
		ペットボトル	1,186	1,303	資源化
		プラスチック製容器包装	—	1,615	資源化
		硝子残渣	407	447	資源化
計	5,484	7,636			
粗大 ごみ 処理 施設	搬入量	8,098	8,033		
	搬出 量	破碎可燃物	7,167	7,065	焼却施設
		破碎金属類	368	363	資源化
		破碎不適物、金属	467	460	資源化
		小型家電	147	145	資源化
計	8,149	8,033			
焼却 施設	搬入量	124,455*	107,591		
	搬出 量	焼却残渣	14,446	12,182	埋立処分
		金属（東部クリーンセンター）	782	659	資源化
		金属（岐阜羽鳥衛生施設 組合ごみ処理施設）	—	—	廃止
計	15,228	12,841			

注) 項目ごとに四捨五入しているため、合計値と合わない場合があります。

※焼却施設の搬入量には、柳津地域のみ分別収集しているプラスチック製容器包装の選別残渣（約 10 t）が含まれているため、普通ごみや焼却施設への搬出量等の合計と一致しません。

(4) 施設整備計画の概要

ごみ処理施設の更新等に関しては、現有施設の運転状況や老朽化の状況を適切に評価するとともに、安全かつ適正処理を第一に、施設の能力や処理の効率性などに配慮した整備を推進します。

1) 掛洞プラントの更新

掛洞プラントの後継施設である次期クリーンセンターの整備については、地域に「親しまれる」「頼られる」施設として整備できるように、検討を進めていきます。

2) 岐阜羽島衛生施設組合ごみ処理施設の更新

岐阜羽島衛生施設組合では、岐阜市、羽島市、岐南町、笠松町の2市2町のごみ処理を共同で行う次期ごみ処理施設（焼却施設）の整備事業を進めています。

3) リサイクルセンターの更新

2022年度（令和4年度）より稼働予定のリサイクルセンターに関しては、現在のリサイクルセンターをビン、カン、ペットボトルの発生量や性状の変化に対応した新施設に更新し、あわせてプラスチック製容器包装の中間処理施設を整備しています。

また、新区分であるプラスチック資源への対応についても、検討します。

4.5.3 最終処分計画

(1) 計画の目標

最終処分場においては、周辺環境等に支障が生じない方法でごみを適正に埋立処分します。また、排出、収集・運搬、中間処理工程における減量・資源化の推進により最終処分場への負担を軽減し、延命化を図ります。

(2) 最終処分の方法

掛洞プラント及び東部クリーンセンターから発生する焼却残渣は、大杉一般廃棄物最終処分場で埋立処分します。

(3) 最終処分の量

大杉一般廃棄物最終処分場における、2015年度（平成27年度）以降の最終処分量実績と予測値を表4-5-5及び図4-5-1に示します。

(4) 次期最終処分場の整備

大杉一般廃棄物最終処分場は2012年（平成24年）1月から埋立てを開始し、当初計画では約15年間（令和7年度まで）の埋立期間を想定していますが、これまでの実績によれば約23年間（令和15年度まで）の埋立処分が可能と推測されます。

次期最終処分場は、大杉一般廃棄物最終処分場による埋立処分が終了するまでに整備する必要があります。

(5) 埋立完了後の最終処分場の廃止及び跡地有効利用

埋立てを完了した一般廃棄物最終処分場の廃止に当たっては、国の省令による廃止基準に基づき適正に閉鎖します。浸出水処理施設については、最終処分場の廃止基準に示されているとおり、埋立完了後の浸出水質が排水基準を下回り、十分安定化し、最終処分場から発生するガスによる火災などの危険がなくなった状態が2年以上続くことが確認できた時点で、運転・管理を停止するものとします。

また、最終処分場の跡地利用については、地域住民等の意向も踏まえて有効利用について検討していくものとします。

表 4-5-5 最終処分の推移

年度		埋立年数	埋立量 (t)		埋立量 (m ³)			
西暦	和暦		焼却灰	累計	焼却灰	累計	残余容量	
実績値	2015	平成27年度	5年目	14,652	57,463	10,387	40,731	229,269
	2016	平成28年度	6年目	14,735	72,198	10,940	51,671	218,329
	2017	平成29年度	7年目	14,894	87,092	13,040	64,711	205,289
	2018	平成30年度	8年目	14,724	101,816	13,672	78,383	191,617
	2019	令和元年度	9年目	14,446	116,262	11,978	90,361	179,639
予測値	2020	令和2年度	10年目	14,023	130,285	11,456	101,817	168,183
	2021	令和3年度	11年目	13,698	143,983	11,190	113,007	156,993
	2022	令和4年度	12年目	13,119	157,102	10,717	123,724	146,276
	2023	令和5年度	13年目	12,837	169,939	10,487	134,211	135,789
	2024	令和6年度	14年目	12,491	182,430	10,204	144,415	125,585
	2025	令和7年度	15年目	12,182	194,612	9,952	154,367	115,633
	2026	令和8年度	16年目	12,136	206,748	9,914	164,281	105,719
	2027	令和9年度	17年目	12,126	218,874	9,906	174,187	95,813
	2028	令和10年度	18年目	12,049	230,923	9,843	184,030	85,970
	2029	令和11年度	19年目	12,006	242,929	9,808	193,838	76,162
	2030	令和12年度	20年目	11,965	254,894	9,774	203,612	66,388
	2031	令和13年度	21年目	11,956	266,850	9,767	213,379	56,621
	2032	令和14年度	22年目	11,884	278,734	9,708	223,087	46,913
	2033	令和15年度	23年目	11,844	290,578	9,676	232,763	37,237
	2034	令和16年度	24年目	11,806	302,384	9,645	242,408	27,592
2035	令和17年度	25年目	11,800	314,184	9,640	252,047	17,953	

※岐阜市大杉一般廃棄物最終処分場（総容量270,000m³）

注）予測値は中間覆土及び最終覆土を含んでいないため、実際の残余容量とは異なります。

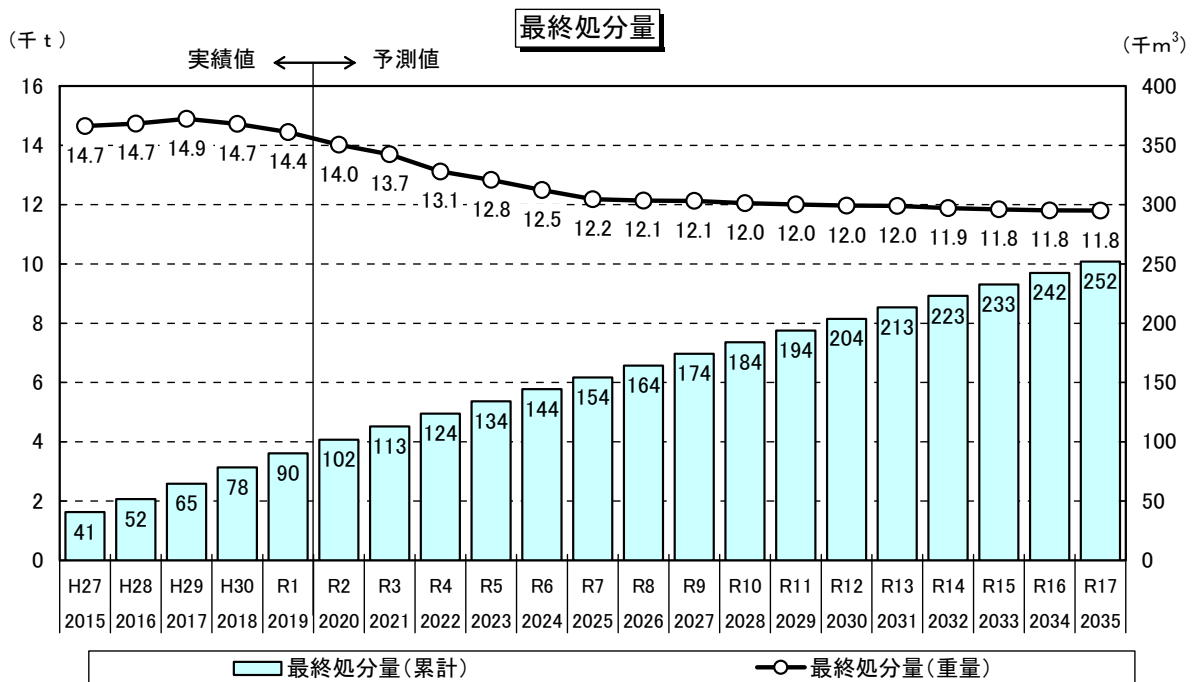


図 4-5-1 最終処分量の推移

4.5.4 その他関連事項

(1) 市民に対する広報・啓発活動

ごみの減量化・資源化に関わる諸施設は、ごみ処理事業の効率的運営だけにとどまらず、省資源・省エネルギーの観点からますます重要なものになっています。

本市においても、ごみ問題についての市民の理解と協力を得るため、継続的に啓発活動を行っており、今後もこれらの広報・啓発活動に努めていきます。

(2) 自治会や地域団体等との連携

ごみ減量施策の実施や、適正なステーション管理を行うためには、自治会や地域団体等の協力が必要不可欠となることから、今後も情報提供の充実を図るなどの連携に努めます。

(3) 特別管理一般廃棄物に対する対処方針

1) 廃家電製品に含まれる PCB を使用した部品

PCB を含んだ廃家電製品は、家電リサイクル法に基づく回収ルートや小売店を通じての回収ルートが確立されており、適正に処理を行っていきます。

2) 焼却炉集じん灰

本市の各焼却施設で発生する「ばいじん」としての飛灰については、安定化処理し、埋立処分されており、継続して適正処理を行っていきます。

3) 感染性一般廃棄物

医療機関自らが排出する医療系廃棄物については、一般廃棄物、産業廃棄物ともに、それぞれで自己もしくは専門処理業者にて処理されています。

危険性・感染性廃棄物としての在宅医療器具(注射針、点滴チューブ等)は、使用者が医療機関へ持ち込むことにより処分されています。今後も医師会を通じて各医療機関に対し、適正処理の協力を依頼します。

(4) 適正処理困難物に対する対応方針

本市では、適正処理困難物として品目を指定し、メーカー、取扱販売店及び専門の処理業者への引取りを指導しており、今後も継続していきます。

なお、新たな法律の制定などの動向に応じて、随時見直しを図っていくものとなります。



出典：岐阜市「2020年度 岐阜市ごみ出しのルール」より抜粋

図 4-5-2 適正処理困難物

(5) 不法投棄対策

不法投棄対策として、通報ダイヤル「不法投棄 110 番」を設置し、市民からの情報提供を促進するとともに、市が委嘱する不法投棄監視モニターのパトロールによる監視を継続的に実施するなど、不法投棄を未然に防止するとともに、不法投棄が発生した際の迅速な対応を行っていきます。

(6) 小型家電リサイクルに関する検討

携帯電話、ノートパソコンなどの小型家電には、貴金属やレアメタルなどの有用金属が含まれています。本市では「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）」の施行を機に、専用回収ボックスを市内各所に設置して、小型家電リサイクル回収事業を展開しています。

表 4-5-6 小型家電回収ボックスに投入できる物（令和 2 年 4 月 1 日現在）

番号	小型家電リサイクル対象品目
1	携帯電話端末
2	PHS 端末
3	ノート型パソコン（タブレット端末を含む）
4	デジタルカメラ
5	ビデオカメラ
6	MD プレーヤ
7	デジタルオーディオプレーヤ（フラッシュメモリが記録媒体であるもの）
8	デジタルオーディオプレーヤ（HDD が記録媒体であるもの）
9	CD プレーヤ
10	テープレコーダ
11	IC レコーダ
12	電子辞書
13	据置型ゲーム機
14	携帯型ゲーム機
15	ETC 車載ユニット
16	VICS ユニット
17	ラジオ
18	DVD レコーダ
19	DVD プレーヤ
20	HDD レコーダ
21	ブルーレイレコーダ
22	ブルーレイプレーヤ
23	ビデオテープレコーダ
24	カーナビゲーション装置
25	カーステレオ
26	電話機
27	ファクシミリ
28	フィルムカメラ

※AC アダプター等の付属品を含みます。

2003 年（平成 15 年）10 月以降に販売された家庭向けのパソコンには「PC リサイクルマーク」が貼付されていますが、回収ボックスに投入できるサイズのノートパソコンは、小型家電として回収しています。

また、回収ボックスに投入された携帯電話やノートパソコンの記憶媒体（HDD）等は、物理的に破壊（穴あけ）をした後に、国の認定を受けたリサイクル工場でも再資源化するなど、個人情報保護には最大限の配慮をします。

4.6 計画の推進

ごみ処理に関する計画や施策を円滑かつ効果的に推進し、循環型社会の実現を目指すためには、市民・事業者・行政それぞれが共通認識に立ってごみ処理に関する責任を持ち、相互の理解と協力のもと役割分担を図ることが必要です。

ごみ処理の基盤となる市民・事業者・行政それぞれの責務や役割分担のあり方を考え、環境にやさしいまちづくりを促進するため、普及啓発活動を推進するとともに、市民・事業者の理解を深めるために意見交換の場を設けるなど、市民・事業者・行政が相互に連携して取り組む体制づくりを推進していくものとします。

第5章 生活排水処理の現状及び課題

5.1 生活排水処理体系の概要

本市における生活排水の処理体系の概要を図5-1-1に示します。

現在、生活排水は下水道、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽で処理しており、汲み取りし尿は岐阜羽島衛生組合が運営管理する岐阜羽島衛生センターに搬入し、浄化槽汚泥は岐阜市寺田プラント及び岐阜羽島衛生センターに搬入して処理・処分を行っています。

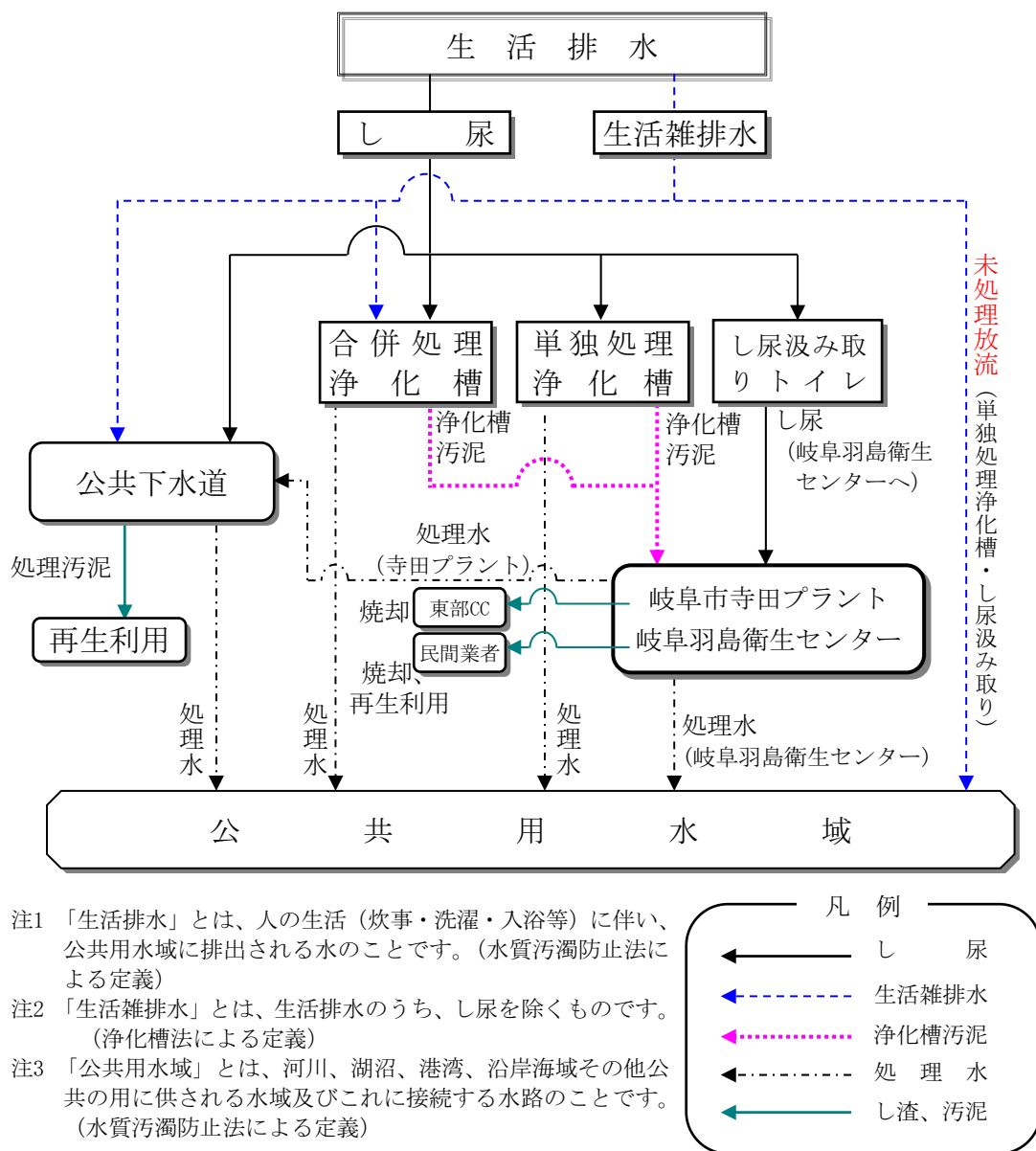


図5-1-1 生活排水処理体系図（令和2年3月末現在）

5.2 生活排水処理形態別人口の状況

過去5年間ににおける生活排水処理形態別人口を表5-2-1及び図5-2-1に示します。

本市では下水道が最も多く普及しており、2019年度（令和元年度）の本市人口の8割以上を占めています。次いで多いのは単独処理浄化槽人口で、年々減少しつつありますが、12%程度となっています。合併処理浄化槽人口は微増で推移していますが、約6%程度、し尿汲み取り人口は減少を続けており、1%以下となっています。

表 5-2-1 生活排水処理形態別人口

区 分	単 位	2015	2016	2017	2018	2019
		H27	H28	H29	H30	H31/R1
1 計画処理区域内人口	人	412,589	412,254	410,297	408,970	408,109
2 水洗化・生活雑排水処理人口	人	352,813	353,469	353,205	354,593	354,506
(1) 浄化槽人口（合併処理浄化槽）	人	22,813	22,969	22,665	23,833	23,876
(2) 公共下水道人口	人	330,000	330,500	330,540	330,760	330,630
3 水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）	人	55,428	54,783	53,429	50,997	50,537
4 非水洗化人口	人	4,348	4,002	3,663	3,380	3,066
(3) し尿汲み取り人口	人	4,348	4,002	3,663	3,380	3,066
(4) 自家処理人口	人	0	0	0	0	0
5 計画処理区域外人口	人	0	0	0	0	0
生活排水処理率	%	85.5	85.7	86.1	86.7	86.9

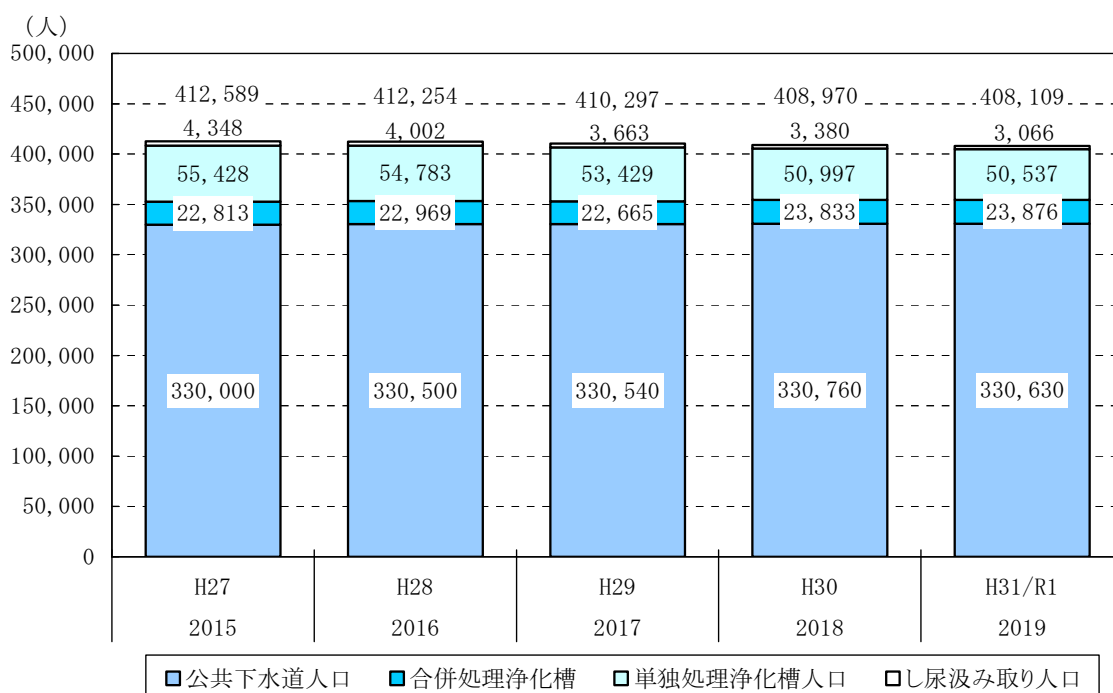


図 5-2-1 生活排水処理形態別人口の推移

5.3 し尿・浄化槽汚泥の排出量の状況

過去5年間のし尿及び浄化槽汚泥の収集量実績を表5-3-1に示します。

公共下水道の普及に伴い、し尿・浄化槽汚泥量はともに減少傾向にあります。

表 5-3-1 し尿等年間収集量実績

区 分	単 位	2015	2016	2017	2018	2019	
		H27	H28	H29	H30	H31/R1	
収集量 (年量)	し尿量(岐阜羽島衛生センター搬入分)	kℓ/年	5,695.45	5,200.27	5,065.87	4,629.92	4,368.22
	浄化槽汚泥量	kℓ/年	47,488.51	45,740.81	45,811.77	46,050.15	44,776.76
	(1) 岐阜市寺田プラント搬入分	kℓ/年	44,123.00	42,475.50	42,551.40	42,939.20	41,632.50
	(2) 岐阜羽島衛生センター搬入分	kℓ/年	3,365.51	3,265.31	3,260.37	3,110.95	3,144.26
	合計	kℓ/年	53,183.96	50,941.08	50,877.64	50,680.07	49,144.98
収集量 (日量)	し尿量(岐阜羽島衛生センター搬入分)	kℓ/日	15.56	14.25	13.88	12.68	11.94
	浄化槽汚泥量	kℓ/日	129.75	125.32	125.51	126.16	122.34
	(1) 岐阜市寺田プラント搬入分	kℓ/日	120.55	116.37	116.58	117.64	113.75
	(2) 岐阜羽島衛生センター搬入分	kℓ/日	9.20	8.95	8.93	8.52	8.59
	合計	kℓ/日	145.31	139.57	139.39	138.84	134.28

5.4 処理主体

本市における生活排水の処理主体を表 5-4-1 に示します。

表 5-4-1 生活排水の処理主体

区 分	処理対象	処理主体
公共下水道の整備・維持管理	し尿・生活雑排水	岐阜県、岐阜市
合併処理浄化槽の整備・維持管理	し尿・生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽の整備・維持管理	し尿	個人等
し尿処理施設の整備・運転管理	浄化槽汚泥(主に旧岐阜市分)	岐阜市 (岐阜市寺田プラント)
	し尿 浄化槽汚泥(主に旧柳津町分)	岐阜羽島衛生施設組合 (岐阜羽島衛生センター)
し尿の収集運搬	し尿	岐阜市(直営・委託)
浄化槽汚泥の収集運搬	浄化槽汚泥	許可業者

5.5 下水道の整備状況

本市における下水道の整備状況を表 5-5-1 に示します。

本市の下水道は、昭和 9 年 7 月に、分流式下水道を日本で最初に採用して着工しました。

単独公共下水道として中部、北部、南部、北西部の 4 処理区の 6,087ha（変更事業計画、平成 29 年 3 月）、流域関連公共下水道として東部第 1・第 2、芥見、日置江、北東部、柳津東、柳津西、佐波、高桑の 9 処理分区の 2,673ha（変更事業計画、平成 28 年 2 月）において事業を進めています。

また、単独公共下水道の各処理場で発生した汚泥を北部プラントに集約し、その灰からリンをリン酸カルシウムとして回収し、肥料として有効利用しています。

表 5-5-1 下水道の整備状況（平成 31 年 3 月末現在）

	単独公共下水道				流域関連公共下水道						計
	中部 処理区	北部 処理区	南部 処理区	北西部 処理区	東部第1 処理分区	東部第2 処理分区	芥見 処理分区	日置江 処理分区	北東部 処理分区	柳津町※ 区域	
計画処理面積 (ha)	625	1,621	2,336	1,505	913	185	489	157	498	431	8,760
計画処理人口 (人)	40,580	82,940	103,630	41,870	40,640	9,400	20,240	3,680	12,120	11,990	367,090
計画処理水量 (m ³ /日)	33,100	44,100	71,700	21,700	20,582	4,823	10,132	1,901	6,347	6,637	221,022
計画処理能力 (m ³ /日)	33,100	44,100	71,700	21,700	—	—	—	—	—	—	170,600
計画年次 (年度)	S9～R3	S37～R3	S45～R3	H10～R3	S58～R2	S58～R2	H元～R2	H6～R2	H17～R2	S63～R2	—
排除方式	分流式										—
処理方式	凝集剤併用 型ステップ 流入式多段 硝化脱窒法 + 急速ろ過法	嫌気好気活性汚泥法		凝集剤併用 型循環式硝 化脱窒法 + 急速ろ過法	木曾川右岸流域下水道へ接続						—
汚泥処理	機械脱水→焼却→リン回収→有効利用										

※「柳津町区域」は、「柳津東処理分区」「柳津西処理分区」「佐波処理分区」「高桑処理分区」を示しています。

5.6 水質汚濁の状況

本市の中央部を流れる長良川は、その中流域が環境省の「名水100選」に選ばれるほどとても清らかで美しい川です。

市内河川の水質状況を把握するため、市内では29カ所の公共用水域水質測定地点が設定されており、そのうち長良川の5地点（藍川橋、長良橋、鏡島大橋、穂積大橋、長良大橋）では水質の常時監視を行っています。

これら長良川の5地点はA類型に指定されています。代表的な水質項目であるBODの水質状況を表5-6-1に示します。5地点とも、BODは過去5年間（平成27～令和元年度）において環境基準値2mg/ℓを達成しており、良好な水質が保たれています。

今後も良好な水質環境を保つため、水質汚濁防止策を引き続き実施していきます。

表 5-6-1 長良川の水質状況（BOD (mg/ℓ)）

河川名	測定地点	2015	2016	2017	2018	2019
		H27	H28	H29	H30	H31/R1
長良川	藍川橋	<0.5	0.9	0.5	0.6	0.5
	長良橋	<0.5	0.7	0.6	0.8	0.9
	鏡島大橋	<0.5	0.6	0.5	0.6	<0.5
	穂積大橋	0.8	0.7	0.7	0.9	1.1
	長良大橋	<0.5	0.8	0.7	0.8	0.6

出典：岐阜市「公共用水域水質測定結果」より75%値を掲載

5.7 収集・運搬体制

5.7.1 収集区域の範囲

し尿及び浄化槽汚泥の収集区域は、本市の行政区域全域です。

5.7.2 収集・運搬の方法

(1) 収集対象

収集対象は、し尿及び浄化槽汚泥です。本市では、し尿及び浄化槽汚泥を区分して収集しています。

(2) 収集・運搬の実施体制

収集・運搬の実施体制は表 5-7-1 に示すとおりです。

表 5-7-1 収集・運搬の実施体制

搬入先施設	収集区分	業者数
岐阜市寺田プラント	浄化槽汚泥	許可：2社
岐阜羽島衛生センター	し尿	直営
		委託：2社
	浄化槽汚泥	許可：1社

(3) 収集・運搬機材

し尿及び浄化槽汚泥はバキューム車により収集・運搬しています。

(4) し尿の収集体系

し尿の収集体系を表 5-7-2 に示します。

し尿の収集は、定期収集と臨時収集があります。

表 5-7-2 し尿の収集体系

項目	定期収集	臨時収集
収集回数	23日に1回 (15.9回/年)	随時
収集対象	<ul style="list-style-type: none">・主に一般家庭の汲み取りトイレ・使用頻度の低い汲み取りトイレ※・水を使う汲み取りトイレ、事業所、寮など	<ul style="list-style-type: none">・仮設トイレ (建設現場、イベント等)

※使用頻度の低いし尿汲み取りトイレについては、申込に基づき汲み取りを行っています。

5.8 中間処理・資源化・最終処分体制

5.8.1 し尿処理施設

(1) 施設の概要

岐阜市寺田プラントでは浄化槽汚泥の処理を、岐阜羽島衛生センターではし尿及び浄化槽汚泥の処理を行っています。

岐阜市寺田プラントの施設の概要を表 5-8-1 に、岐阜羽島衛生センターの施設の概要を表 5-8-2 に示します。

表 5-8-1 施設の概要（岐阜市寺田プラント）

項目	内容		
施設名称	岐阜市寺田プラント		
施設所管	岐阜市 環境部		
施設所在地	岐阜県岐阜市寺田1丁目11		
計画処理能力	160kℓ/日（浄化槽汚泥+デスポーザ汚泥）		
処理方式	主処理：汚泥貯留槽+固液分離+希釈調整→下水投入 汚泥処理：スクリュープレス脱水機による固液分離 臭気処理：（高濃度・低濃度）腐植質脱臭剤+活性炭吸着処理→大気放出		
希釈水の種類	井戸水		
脱水ろ液の放流先	下水道投入		
し渣処分方法	場外搬出→焼却処分		
脱水汚泥の処分方法	場外搬出→焼却処分		
下水道放流水質		基準値 ^{*1}	計画値 ^{*2}
	pH	5.0~9.0	5.0~9.0
	BOD (mg/ℓ)	600 未満	600 未満
	SS (mg/ℓ)	600 未満	600 未満
	T-N (mg/ℓ)	240 未満	240 未満
	T-P (mg/ℓ)	32 未満	32 未満
プラント用水の種類	井戸水		
竣工	2015年（平成27年）10月（1972年（昭和47年）11月建設）		
設計・施工	日立造船株式会社		

※1：岐阜市下水道条例第6条に基づく基準値です。

※2：放流先が下水道投入（下水処理場）であるため、基準値と同値としています。

表 5-8-2 施設の概要（岐阜羽島衛生センター）

項目	内容		
施設名称	岐阜羽島衛生センター		
施設所管	岐阜羽島衛生施設組合 (構成市町：岐阜市、羽島市、羽島郡 2 町 (笠松町、岐南町))		
施設所在地	岐阜県岐阜市境川 5 丁目 147 番地		
共同処理	搬入市町：岐阜市、笠松町、岐南町		
計画処理能力	100 kℓ/日 (し尿：50 kℓ/日、浄化槽汚泥：50 kℓ/日)		
処理方式	主処理：標準脱窒素処理方式 汚泥処理：貯留→脱水→場外搬出 臭気処理：高濃度臭気：生物脱臭装置→腐植質脱臭剤→添着活性炭 中・低濃度臭気：腐植質脱臭剤→添着活性炭		
希釈水の種類	地下水		
放流先	河川 (境川→長良川)		
し渣処分方法	場外搬出→焼却、再生利用		
脱水汚泥の処分方法	場外搬出→焼却、再生利用		
放流水質		基準値 ^{※1}	計画値 ^{※2}
	pH	5.8~8.6	5.8~8.6
	BOD (mg/ℓ)	30 以下	10 以下
	COD (mg/ℓ)	40 以下	10 以下
	SS (mg/ℓ)	150 以下	10 以下
	T-N (mg/ℓ)	30 以下	30 以下
	T-P (mg/ℓ)	3 以下	3 以下
大腸菌群数 (個/cm ³)	3,000 以下	3,000 以下	
竣工	1981 年 (昭和 56 年) 3 月		
設計・施工	株式会社セキスイエンバイロメント		

※1：放流先（公共用水域）の国や県が指定する水質汚濁に係る環境基準値です。

※2：放流先河川の環境負荷を考慮し、環境基準値よりも厳しく設定した計画値です。

（2）処理水

現在、岐阜市寺田プラントの処理水は公共下水道の放流基準まで固液分離及び希釈し、下水道放流しています。

岐阜羽島衛生センターの処理水は境川を經由して長良川に放流しています。

5.9 し尿処理経費

本市における過去5年間のし尿の収集・運搬及びし尿・浄化槽汚泥処理経費の推移を表5-9-1、図5-9-1～図5-9-2に示します。

表5-9-1 し尿・浄化槽汚泥処理経費の推移

区分\年度		2015	2016	2017	2018	2019	
		H27	H28	H29	H30	H31/R1	
処理経費 (円/年)	し尿 収集・ 運搬	直営	46,813,987	36,075,432	41,851,740	51,374,586	49,855,728
		委託(岐阜地区)	49,670,254	46,492,324	45,067,529	42,017,414	41,163,878
		委託(柳津地区)	2,904,100	2,252,443	2,123,071	2,104,197	2,099,328
		し尿収集・運搬費	99,388,341	84,820,199	89,042,340	95,496,197	93,118,934
	処理・ 処分	し尿 (衛生センター)	51,420,079	58,930,717	55,539,220	46,840,672	46,401,183
		浄化槽汚泥	168,763,744	162,099,092	170,718,767	159,011,165	167,813,276
		衛生センター	30,384,921	37,003,283	35,744,780	31,473,328	45,521,817
		寺田プラント	138,378,823	125,095,809	134,973,987	127,537,837	122,291,459
		処理・処分費	220,183,823	221,029,809	226,257,987	205,851,837	214,214,459
		衛生センター計	81,805,000	95,934,000	91,284,000	78,314,000	91,923,000
		寺田プラント計	138,378,823	125,095,809	134,973,987	127,537,837	122,291,459
	処理経費計	319,572,164	305,850,008	315,300,327	301,348,034	307,333,393	
	処理量 (kℓ/年)	し尿 収集・ 運搬	直営	1,481.20	1,346.16	1,344.55	1,177.41
委託(岐阜地区)			3,958.40	3,666.43	3,542.30	3,271.10	3,023.97
委託(柳津地区)			255.84	187.68	179.02	181.41	178.62
し尿収集・運搬量			5,695.44	5,200.27	5,065.87	4,629.92	4,368.22
処理・ 処分		し尿 (衛生センター)	5,695.44	5,200.27	5,065.87	4,629.92	4,368.22
		浄化槽汚泥	47,488.51	45,740.81	45,811.77	46,050.15	44,776.76
		衛生センター	3,365.51	3,265.31	3,260.37	3,110.95	3,144.26
		寺田プラント	44,123.00	42,475.50	42,551.40	42,939.20	41,632.50
		処理・処分量	53,183.95	50,941.08	50,877.64	50,680.07	49,144.98
		衛生センター計	9,060.95	8,465.58	8,326.24	7,740.87	7,512.48
		寺田プラント計	44,123.00	42,475.50	42,551.40	42,939.20	41,632.50
し尿・浄化槽汚泥量		58,879.39	56,141.35	55,943.51	55,309.99	53,513.20	
1kℓ当たり 処理経費 (円/kℓ)		し尿 収集・ 運搬	直営	31,605	26,799	31,127	43,634
	委託(岐阜地区)		12,548	12,681	12,723	12,845	13,613
	委託(柳津地区)		11,351	12,002	11,859	11,599	11,753
	し尿収集・運搬		17,451	16,311	17,577	20,626	21,317
	処理・ 処分	し尿 (衛生センター)	9,028	11,332	10,963	10,117	10,622
		浄化槽汚泥	3,554	3,544	3,727	3,453	3,748
		衛生センター	9,028	11,332	10,963	10,117	14,478
		寺田プラント	3,136	2,945	3,172	2,970	2,937
		処理・処分	4,140	4,339	4,447	4,062	4,359
		衛生センター処理	9,028	11,332	10,963	10,117	12,236
		寺田プラント処理	3,136	2,945	3,172	2,970	2,937
	し尿・浄化槽汚泥1kℓ当たり	5,428	5,448	5,636	5,448	5,743	

注) 項目ごとに四捨五入しているため、合計値と合わない場合があります。

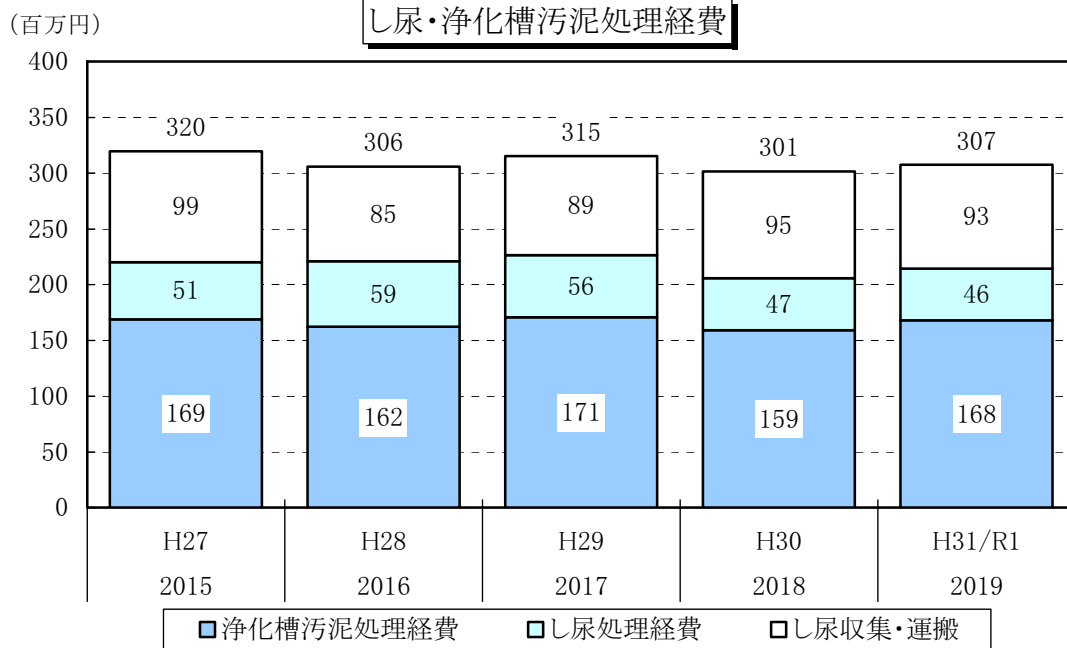


図 5-9-1 し尿・浄化槽汚泥処理経費の推移

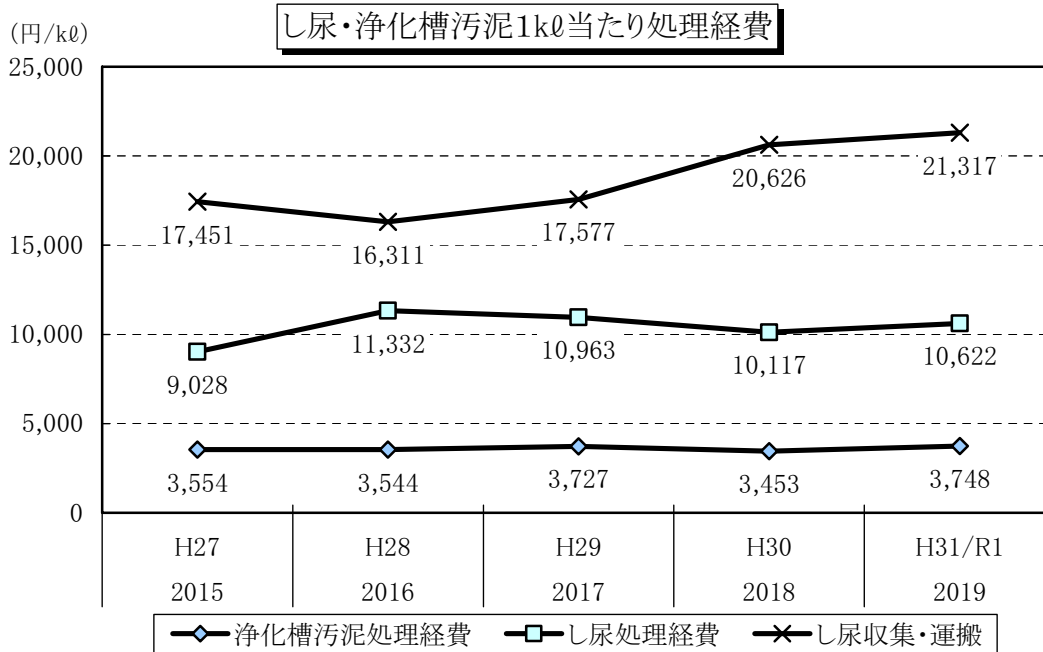


図 5-9-2 し尿・浄化槽汚泥 1kℓ当たり処理経費の推移

5.10 生活排水処理率

生活排水処理率とは、下水道人口及び合併処理浄化槽人口など、し尿と生活雑排水の両方を衛生的に処理している人口の計画処理区域内人口に対する比率です。

本市における生活排水処理率の推移を表 5-10-1、図 5-10-1 に示します。

生活排水処理率は 2015 年度（平成 27 年度）の 85.5%から 2019 年度（令和元年度）には 86.9%に向上しています。

表 5-10-1 生活排水処理率の推移

区分 / 年度	2015	2016	2017	2018	2019
	H27	H28	H29	H30	H31/R1
計画処理区域内人口（行政区域内人口）（人）	412,589	412,254	410,297	408,970	408,109
水洗化・生活雑排水処理人口（人）	352,813	353,469	353,205	354,593	354,506
生活排水処理率（%）	85.5	85.7	86.1	86.7	86.9

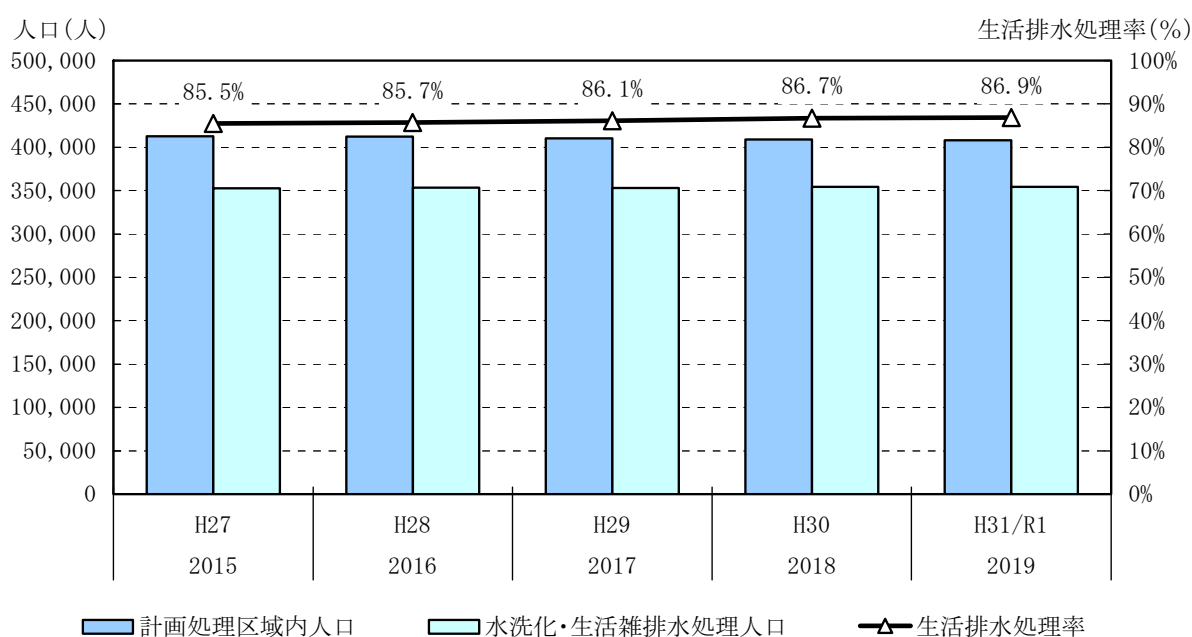


図 5-10-1 生活排水処理率の推移

5.11 課題の抽出

5.11.1 公共下水道

公共下水道事業、流域関連公共下水道事業とも、整備は順調に進んでおり、事業計画区域 8,760ha のうち 8,004ha (91.4%) が整備済みです。

今後は、未整備箇所を順次整備しつつ、建設・拡張の時代から維持管理・更新の時代へ変わってきていることから、ストックマネジメントによる計画的かつ効率的な施設管理を行っていく必要があります。

5.11.2 し尿の収集運搬

収集対象の汲み取りトイレは減少しつつありますが、工事現場やイベント等の仮設トイレ、家屋の構造上浄化槽を導入できない場合のほか、災害時に設置される非常用トイレの対応等から、し尿の収集運搬業務がなくなることはないと考えられます。今後は、汲み取りが必要なトイレの設置状況に応じた適切かつ効率的な収集運搬を行う必要があります。

5.11.3 し尿処理施設の長寿命化又は施設更新の検討

岐阜市寺田プラントは、1972年(昭和47年)11月に建設され、し尿処理施設として処理を行っていましたが、2005年(平成17年)に浄化槽汚泥専門処理施設に改造しました。その後、2014年(平成26年)から2か年計画で、有機性廃棄物リサイクル施設への改造工事を実施しており、工事完了後、約5年が経過しています。

また、岐阜羽島衛生センターは1981年(昭和56年)3月に竣工し、稼働後約40年が経過しているため、毎年適切な修理・補修工事を実施しているものの、老朽化した設備機器もあり、長寿命化計画に沿って設備改修を行っています。

今後は、設備機器のように確認することが難しい受入槽などの水槽類の経年劣化等も考えられることから、寺田プラント、岐阜羽島衛生センター共に大規模な基幹的整備、施設の更新等の検討を行う必要があります。

5.11.4 し尿・浄化槽汚泥と下水との共同処理の検討

将来的に、し尿や浄化槽汚泥は減少していくと予想されることから、効率的かつ経済的な処理を行っていくため、下水との共同処理について検討する必要があります。

5.11.5 ディスポーザー汚泥の対応

台所の排水口に設置し、生ごみを破砕して排水とともに公共下水道へ流すディスポーザーについては、日本で公共下水道や合併処理浄化槽が普及し始めたばかりの1960年代に導入が始められたことから、粉砕された生ごみが生活雑排水とともに未処理で放流されることも多く、旧建設省が使用の自粛を求めたこともあり、多くの自治体で設置できない状態が続いていました。

また、国土交通省の「ディスポーザー導入による影響評価に関する研究報告（平成17年7月）」では、汚泥処理施設への影響について、消化ガス発生量の増加、汚泥熱量の増加による助燃料使用量の減少（汚泥焼却炉が整備されている場合）、汚泥有効利用量が増加する等のメリットが考えられるものの、汚泥濃縮槽、嫌気性消化槽、脱水機などへの固形物負荷が増加するデメリットが考えられると評価されています。

ディスポーザー対応型合併処理浄化槽を設置している世帯ではディスポーザーを設置しても問題ない場合もありますが、し尿汲み取りトイレ又は単独処理浄化槽の利用世帯が導入した場合には生ごみ等のディスポーザー粉砕物が公共用水域へ放流されてしまうという大きな問題となる可能性があります。本市では、下水道施設への影響等から、ディスポーザー排水が直接下水道に排出されるディスポーザーの使用は、一部の地域（北西部処理区）でのみ認めています。

このような状況を踏まえて、ディスポーザーの設置に際しては、生活排水の処理状況に十分配慮するように、利用者に対する意識啓発を推進する必要があります。

5.11.6 処理料金の適正化

し尿等処理手数料は、2000年（平成12年）に前年行われた下水道料金改定に伴い

料金の見直しを行って以降、2019年度(令和元年度)の消費税改定時に臨時収集加算金の見直しを行いました。それ以降は改定を行っていないため、今後の状況に応じて料金改定について検討する必要があります。

第6章 生活排水処理基本計画

6.1 計画策定にあたっての検討事項

岐阜市では、人口密集度を考慮し、市街化区域は集合型生活排水処理施設（下水道）、市街化調整区域は個別型生活排水処理施設（合併処理浄化槽）による生活排水処理を基本方針としています。

生活排水処理に係る既存計画が上記基本方針と整合がとれていることを経済的要因、社会的要因、投資的効果発現の迅速性、地域環境保全効果及び将来見通しの5つの視点により確認した結果、表6-1-1に示すように下水道、合併処理浄化槽とも5つの視点すべてで整合がとれていることを確認できました。

表 6-1-1 生活排水処理に係る確認事項

	下水道 (公共下水道事業、 流域関連公共下水道事業)	合併処理浄化槽 (浄化槽設置整備事業)
経済的要因 (評価の視点) 施設整備の対象となる地域の地理的条件、人口密集度等を勘案し、集合処理とすべきか、個別処理とすべきかが検討されているか。	「市街化区域」及び「下水道区域に隣接する区域で下水道での採算が可能な地域」を対象としており、集合型生活排水処理施設が有利な人口密集度が高い地域を対象としている。	下水道整備が当分の間見込まれない地域（原則として7年以上見込まれない地域）を対象としており、個別型生活排水処理施設が有利な人口密集度が低い地域を対象としている。
社会的要因 (評価の視点) 実際に施設の選定を行うに当たっては、社会的要因への配慮が重要であり、要因の抽出・整理、影響等が検討されているか。	少子高齢化、人口減少、節水型社会への移行など、社会的要因の変化に対応するため、適宜、事業計画を見直している。	少子高齢化、人口減少、節水型社会への移行など、社会的要因の変化に対応するため、適宜、事業計画を見直している。
投資的効果発現の迅速性 (評価の視点) 建設に要する期間等を考慮し、水洗化の要望への対応や生活雑排水対策の効果がいつの時点で期待できるかが検討されているか。	下水道は污水管布設工事に長期間を要するが、事業計画区域8,760haのうち8,004ha(91.4%)が整備済みである。	1週間程度で設置工事が完了するため、投資効果発現は早い。
地域環境保全効果 (評価の視点) 処理施設における処理水質レベルのみならず、小水域での自然浄化能力を十分に活用できる点にも配慮されているか。	下水道終末処理は、必要な処理能力を有する施設を、適切に運転・維持管理しているため、良好な放流水質を確保できている。	放流水は合併処理浄化槽の設置場所周辺の水路に放流されるため、地域内の水路等の流量確保・自浄性確保が期待できる。
将来見通し (評価の視点) 将来、施設の拡張等を必要とするか否かの見通しについて検討されているか。	事業計画区域の91.4%が整備済み、下水道に86.4%の人口が接続済みであり、今後の大規模な施設拡張は不要である。	毎年70基程度の設置実績があり、今後も同程度の年間設置数を確保できるよう努める。

6.2 生活排水処理形態別人口、計画処理量の予測

6.2.1 予測手順

本市における生活排水処理形態別人口は、p. 95 の表 5-2-1 に示した実績値を基にそれぞれ予測します。

また、し尿及び浄化槽汚泥の計画処理量の予測については、p. 96 の表 5-3-1 に示した実績値から 1 人 1 日平均排出量（原単位）を算出し、生活排水処理形態別人口の将来予測値に乗じて予測します。

6.2.2 1 人 1 日平均排出量の算出

し尿及び浄化槽汚泥の 1 人 1 日平均排出量（原単位）の算出結果を表 6-2-1 に示します。

表 6-2-1 し尿及び浄化槽汚泥の 1 人 1 日平均排出量（原単位）の算出結果

区分 / 年度		単位	2015	2016	2017	2018	2019	平均値
			H27	H28	H29	H30	H31/R1	
原単位	し尿1人1日平均排出量	ℓ/人・日	3.58	3.56	3.79	3.75	3.89	3.71
	浄化槽汚泥1人1日平均排出量	ℓ/人・日	1.66	1.61	1.65	1.69	1.64	1.65

※し尿 1 人 1 日平均排出量＝日平均し尿量 ÷ し尿汲み取り人口 × 1,000

浄化槽汚泥 1 人 1 日平均排出量＝日平均浄化槽汚泥量 ÷ （合併処理浄化槽人口＋
単独処理浄化槽人口） × 1,000

6.2.3 生活排水処理形態別人口及び計画処理量の予測結果

各年度の生活排水処理形態別人口及び計画処理量の予測結果を表 6-2-2、図 6-2-1～図 6-2-2 に示します。

今後、単独処理浄化槽人口とし尿汲み取り人口の減少に伴い、本市が処理すべきし尿・浄化槽汚泥の計画処理量は減少していくものと予測されます。

表 6-2-2 生活排水処理形態別人口及び計画処理量の予測結果（現状のまま推移した場合）

区分 / 年度	2019		2020		2021		2022		2023		2024		2025		2026		2027		2028		2029		2030		2031		2032		2033		2034		2035					
	単位	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29	R30	R31	R32	R33				
1 計画処理区域内人口	人	408,109	406,823	405,658	404,512	403,384	402,273	401,181	400,108	399,052	398,014	396,995	395,994	395,010	394,045	393,098	392,170	391,259																				
2 水洗化・生活雑排水処理人口	人	354,506	354,862	355,205	355,548	355,892	356,238	356,586	357,291	357,994	358,648	358,998	359,352	359,706	360,060	360,414	360,768	361,122																				
(1) 浄化槽人口（合併処理浄化槽）	人	23,876	24,135	24,446	24,761	25,080	25,403	25,730	26,062	26,397	26,737	27,082	27,431	27,784	28,142	28,505	28,872	29,244																				
(2) 公共下水道人口	人	330,630	330,727	330,759	330,787	330,812	330,835	330,856	330,876	330,894	330,911	330,927	330,943	330,957	330,971	330,984	330,997	331,009																				
3 水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）	人	50,537	49,165	47,916	46,668	45,420	44,171	42,921	41,668	40,415	39,159	37,900	36,639	35,375	34,108	32,838	31,565	30,289																				
4 非水洗化人口	人	3,066	2,796	2,537	2,296	2,072	1,864	1,674	1,502	1,346	1,207	1,086	981	894	824	771	736	717																				
(3) し尿汲み取り人口	人	3,066	2,796	2,537	2,296	2,072	1,864	1,674	1,502	1,346	1,207	1,086	981	894	824	771	736	717																				
(4) 自家処理人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																				
5 計画処理区域外人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																				
生活排水処理率	%	86.9	87.2	87.6	87.9	88.2	88.6	88.9	89.2	89.5	89.9	90.2	90.5	90.8	91.1	91.5	91.8	92.1																				
し尿量（岐阜羽島衛生センター搬入分）	k0/年	4,368	3,785	3,435	3,110	2,815	2,526	2,267	2,033	1,826	1,635	1,471	1,329	1,215	1,117	1,044	996	974																				
浄化槽汚泥量	k0/年	44,777	44,147	43,581	43,019	42,577	41,902	41,344	40,789	40,348	39,686	39,135	38,588	38,141	37,489	36,945	36,398	35,952																				
(1) 岐阜市寺田プラント搬入分	k0/年	41,633	40,598	39,822	39,071	38,446	37,630	36,938	36,270	35,722	34,999	34,393	33,809	33,335	32,699	32,177	31,673	31,276																				
(2) 岐阜羽島衛生センター搬入分	k0/年	3,144	3,549	3,759	3,948	4,130	4,272	4,406	4,519	4,626	4,687	4,742	4,779	4,806	4,790	4,768	4,725	4,676																				
合計	k0/年	49,145	47,932	47,016	46,129	45,391	44,428	43,610	42,822	42,174	41,322	40,606	39,916	39,356	38,606	37,989	37,394	36,926																				
し尿量（岐阜羽島衛生センター搬入分）	k0/日	11.94	10.37	9.41	8.52	7.69	6.92	6.21	5.57	4.99	4.48	4.03	3.64	3.32	3.06	2.86	2.73	2.66																				
浄化槽汚泥量	k0/日	122.34	120.95	119.40	117.86	116.33	114.80	113.27	111.75	110.24	108.73	107.22	105.72	104.21	102.71	101.22	99.72	98.23																				
(1) 岐阜市寺田プラント搬入分	k0/日	113.75	111.23	109.10	107.04	105.04	103.10	101.20	99.37	97.60	95.89	94.23	92.63	91.08	89.59	88.16	86.78	85.45																				
(2) 岐阜羽島衛生センター搬入分	k0/日	8.59	9.72	10.30	10.82	11.29	11.70	12.07	12.38	12.64	12.84	12.99	13.09	13.13	13.12	13.06	12.94	12.78																				
合計	k0/日	134.28	131.32	128.81	126.38	124.02	121.72	119.48	117.32	115.23	113.21	111.25	109.36	107.53	105.77	104.08	102.45	100.89																				

注) 項目ごとに四捨五入しているため、合計値と合わない場合があります。

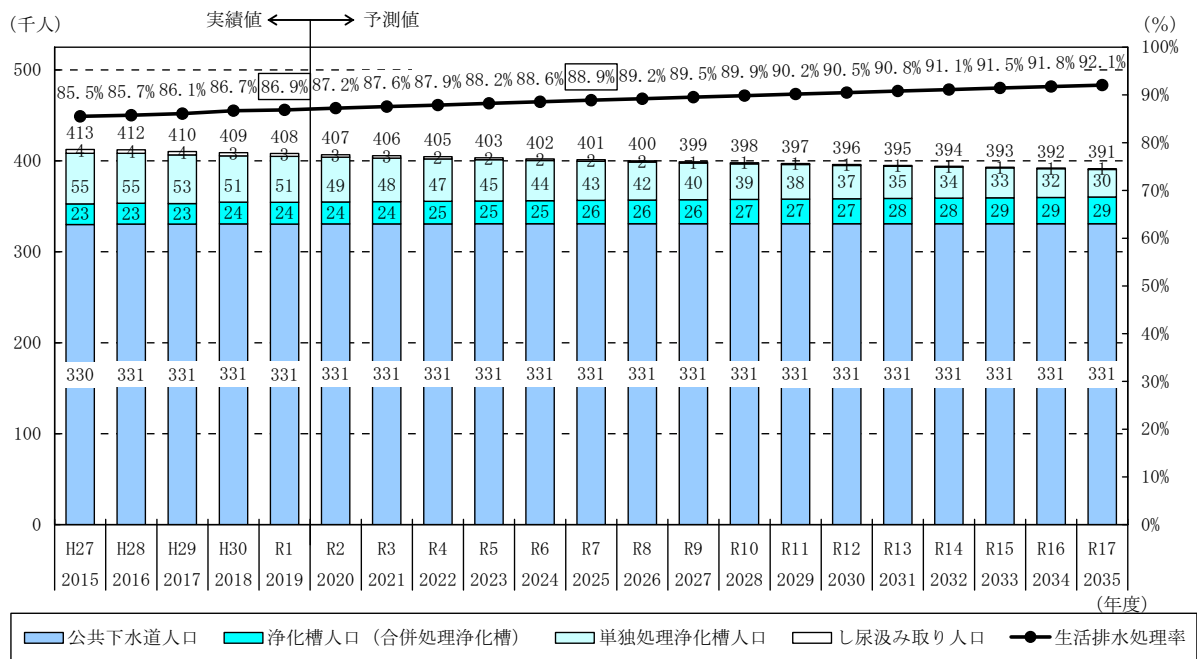


図 6-2-1 生活排水処理形態別人口の推移 (現状のまま推移した場合)

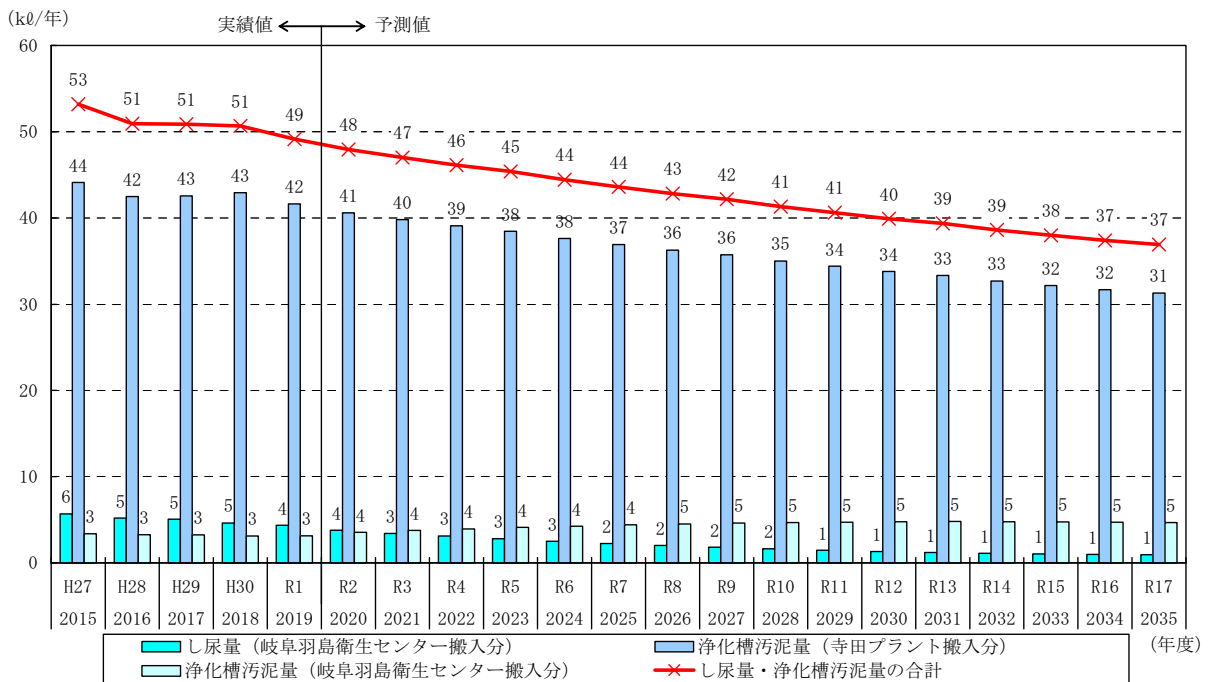


図 6-2-2 し尿・浄化槽汚泥計画処理量の推移 (現状のまま推移した場合)

6.3 生活排水の目標値

6.3.1 現計画目標値の達成状況

現計画における中間目標値に対する現状は、表 6-3-1 のとおりです。中間目標として設定していた目標値 87.5%には 0.3 ポイント届かないことが予測されます。

本計画の目標達成のためには、引き続き生活排水処理率の向上に向けた施策が必要となります。

表 6-3-1 中間目標の達成状況

項目	現計画	実績値からの予測		
	2020 年度(令和 2 年度)	2020 年度(令和 2 年度)		
	中間目標値	予測値	差	達成
生活排水処理率	87.5%	87.2%	-0.3P	×

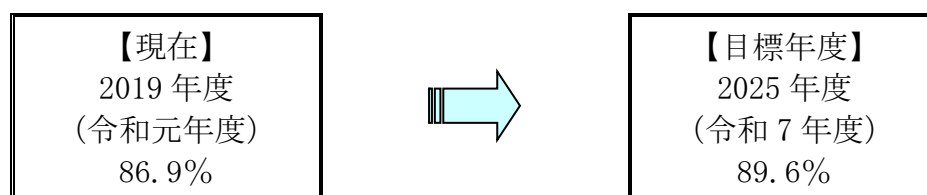
6.3.2 生活排水処理の目標

基本理念及び基本方針を達成するための行動の目安となる具体的な数値目標を掲げます。

2019 年度（令和元年度）における本市の生活排水処理率は 86.9%です。本市では、公共下水道の整備及び合併処理浄化槽への切替により、計画目標年度である 2025 年度（令和 7 年度）までに生活排水処理率を 89.6%以上にすることを目指します。

【本計画の数値目標】

- 2025 年度（令和 7 年度）までに生活排水処理率 89.6% を達成します。



注：「生活排水処理率」とは、公共下水道や合併処理浄化槽等の生活雑排水も衛生的に処理できる生活排水処理施設による処理率を表したものです。

6.4 基本理念と基本方針

6.4.1 基本理念

近年、都市化の進展や生活様式の変化等により、生活排水による河川の水質汚濁が問題となっています。

こうした中、平成5年1月12日、岐阜県は、長良川下流域及び新境川流域の本市を含む3市10町（現在は5市4町）について、生活排水対策を特に推進する必要があるとして、水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域に指定しました。

また、本市は、人々に多大な恩恵を与えている長良川の貴重な水資源を次世代に引き継いでいくため、流域自治体等が共通認識のもと、環境保全活動を実施することを目的に設置された「長良川流域環境ネットワーク協議会」に参加しています。

今後、市民と協働して生活排水対策を総合的かつ計画的に推進することにより、市内の中小河川及び水路の生活排水による水質汚濁の防止を図り、全国に誇れる水のまちを目指し、次項の基本方針に沿った施策を展開していきます。

6.4.2 基本方針

生活排水対策の基本として、水の適正利用に関する普及啓発とともに、生活排水の処理施設を逐次整備していくこととし、生活排水処理施設整備の基本方針は次のとおりとします。

(1) 公共下水道

本市の市街化区域の下水道整備は概ね完了しており、今後は下水道による処理が効率的な区域のうち、地域の実情に応じて採算が可能な地域等の整備を行います。

(2) 合併処理浄化槽

下水道が整備されていない区域は合併処理浄化槽を基本とします。

なお、下水道事業計画区域外及び区域内であっても下水道が当面整備されない区域に設置される浄化槽については、設置費の一部を補助します。

(3) 単独処理浄化槽、汲み取りトイレ

下水道が使用できない区域に既に設置されている単独処理浄化槽及び汲み取りトイレに関しては、合併処理浄化槽への切り替えに伴う配管工事費の一部を補助します。また、単独処理浄化槽の撤去に係る費用の一部に対しても補助をします。

6.5 排出抑制計画

6.5.1 排出抑制に関する目標

生活圏から発生する生活排水により、河川や湖沼等の公共用水域をはじめとする生活環境への汚濁負荷を削減することを目標とします。

6.5.2 排出抑制方法

(1) 公共下水道への接続の促進

下水道処理区域内については、公共下水道への接続を促進し、水洗化率の向上を図ります。

(2) 浄化槽の適正な維持管理

適切な管理がなされていない浄化槽は処理能力が低下し、適正に処理されていない排水が公共用水域に排出され、水質汚濁の要因となるため、浄化槽の定期点検、清掃等の維持管理を適正に実施するよう指導します。

(3) 啓発活動の推進

市民に対し、公共下水道への接続や合併処理浄化槽の整備、浄化槽の適正な維持管理の重要性を啓発するとともに、生活排水処理対策の必要性について広くPRを行います。

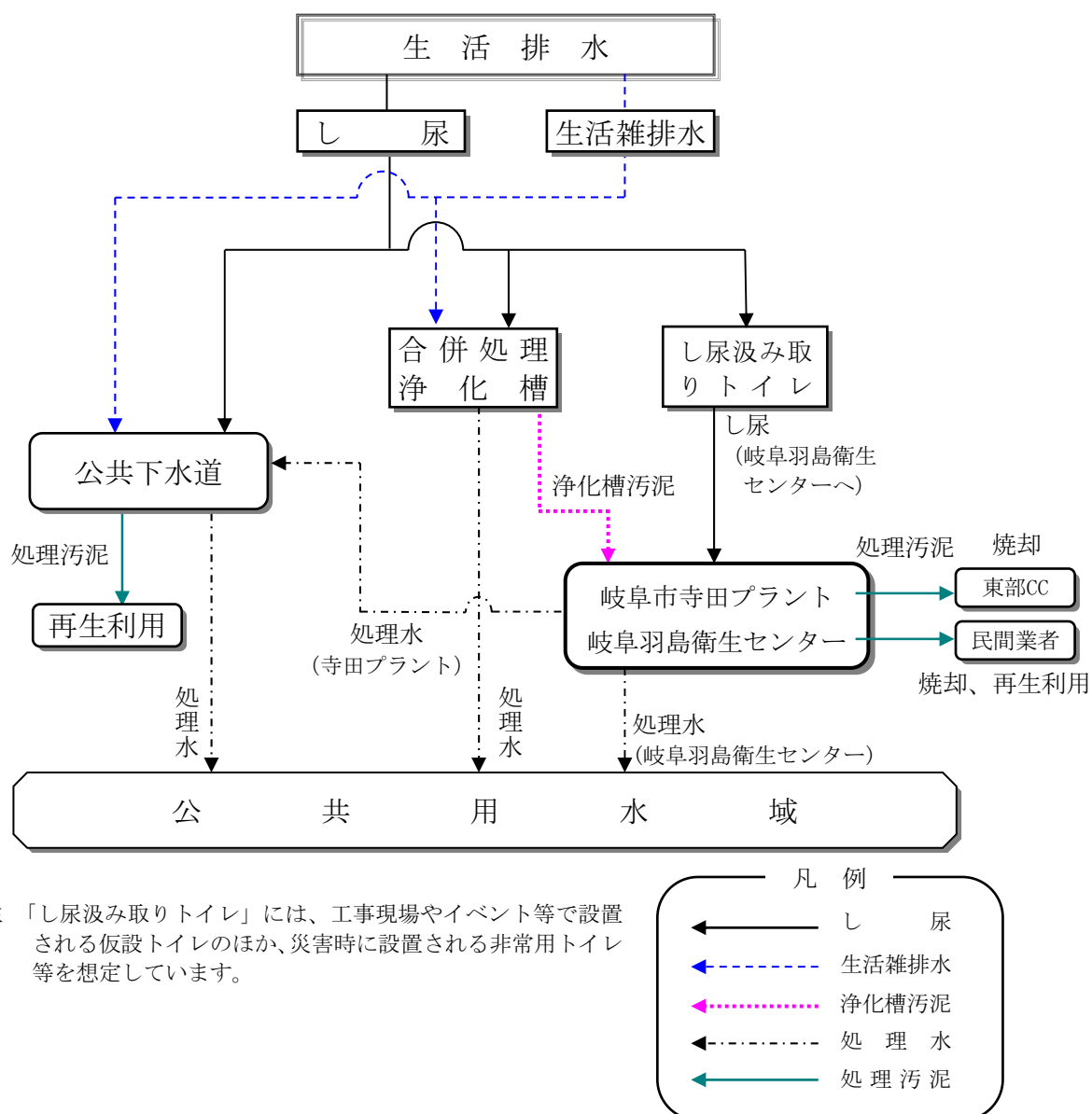
6.6 目標及び整備計画

6.6.1 処理体系の目標

本市から発生するすべての生活排水を処理施設において処理することを目標とします。

なお、本市では、公共下水道計画区域では下水道を整備し、その他の地域では合併処理浄化槽等による処理を継続し、発生する浄化槽汚泥についてはし尿処理施設で適正処理を図ります。

本市における将来の生活排水処理体系を図 6-6-1 に示します。



注 「し尿汲み取りトイレ」には、工事現場やイベント等で設置される仮設トイレのほか、災害時に設置される非常用トイレ等を想定しています。

図 6-6-1 将来の生活排水処理体系

6.6.2 整備目標

整備目標を達成するには、今後は下水道による処理が可能な区域では、公共下水道への接続を促進するため、以下の施策を実施します。

下水道処理区域以外の区域では、合併処理浄化槽による処理を行うものとします。

(1) 整備目標達成のための施策

1) 公共下水道普及促進

下水道処理区域においては、継続的な戸別訪問によって下水道のメリットを伝えることに加え、助成制度を活用することにより、下水道利用者数を増加させることで、生活排水処理率の向上を図ります。

2) 合併処理浄化槽普及促進

下水道未整備区域における生活排水処理率の向上を図るため、既設の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えに対する補助金の交付などの支援の充実を図ります。

さらに、戸別訪問や広報紙、市のホームページによる普及活動を実施します。

(2) 生活排水処理形態別人口及び計画処理量の目標

各年度の生活排水処理形態別人口及び計画処理量の目標を表 6-6-1～6-6-2 及び図 6-6-2～6-6-4 に示します。

表 6-6-1 目標設定に基づく生活排水処理形態別人口及び計画処理量

区分 / 年度	単位	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
		H31/R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
1 計画処理区域内人口	人	408,109	406,823	405,658	404,512	403,384	402,273	401,181	400,108	399,052	398,014	396,995	395,994	395,010	394,045	393,098	392,170	391,259
2 水洗化・生活雑排水処理人口	人	354,506	354,862	355,739	356,617	357,495	358,376	359,258	359,610	359,963	360,320	360,681	361,046	361,413	361,785	362,161	362,541	362,925
(1) 浄化槽人口 (合併処理浄化槽)	人	23,876	24,135	24,482	24,835	25,192	25,554	25,921	26,255	26,592	26,934	27,282	27,633	27,989	28,349	28,714	29,084	29,458
(2) 公共下水道人口	人	330,630	330,727	331,257	331,782	332,303	332,822	333,337	333,355	333,371	333,386	333,399	333,413	333,424	333,436	333,447	333,457	333,467
3 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	人	50,537	49,165	47,382	45,599	43,817	42,033	40,249	38,996	37,743	36,487	35,228	33,967	32,703	31,436	30,166	28,893	27,617
4 非水洗化人口	人	3,066	2,796	2,537	2,296	2,072	1,864	1,674	1,502	1,346	1,207	1,086	981	894	824	771	736	717
(3) し尿汲み取り人口	人	3,066	2,796	2,537	2,296	2,072	1,864	1,674	1,502	1,346	1,207	1,086	981	894	824	771	736	717
(4) 自家処理人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5 計画処理区域外人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活排水処理率	%	86.9	87.2	87.7	88.2	88.6	89.1	89.6	89.9	90.2	90.5	90.9	91.2	91.5	91.8	92.1	92.4	92.8
し尿量 (岐阜羽島衛生センター搬入分)	k0/年	4,368	3,785	3,435	3,110	2,815	2,526	2,267	2,033	1,826	1,635	1,471	1,329	1,215	1,117	1,044	996	974
浄化槽汚泥量	k0/年	44,777	44,147	43,282	42,420	41,673	40,705	39,851	39,296	38,851	38,194	37,646	37,099	36,651	36,007	35,460	34,916	34,466
(1) 岐阜市寺田プラント搬入分	k0/年	41,633	40,598	39,569	38,564	37,681	36,616	35,673	35,006	34,454	33,735	33,132	32,548	32,073	31,444	30,919	30,418	30,017
(2) 岐阜羽島衛生センター搬入分	k0/年	3,144	3,549	3,713	3,856	3,992	4,088	4,177	4,290	4,397	4,459	4,514	4,551	4,578	4,563	4,541	4,498	4,449
合計	k0/年	49,145	47,932	46,716	45,530	44,487	43,231	42,117	41,329	40,677	39,829	39,117	38,427	37,866	37,124	36,504	35,912	35,440
し尿量 (岐阜羽島衛生センター搬入分)	k0/日	11.94	10.37	9.41	8.52	7.69	6.92	6.21	5.57	4.99	4.48	4.03	3.64	3.32	3.06	2.86	2.73	2.66
浄化槽汚泥量	k0/日	122.34	120.95	118.58	116.22	113.86	111.52	109.18	107.66	106.15	104.64	103.14	101.64	100.14	98.65	97.15	95.66	94.18
(1) 岐阜市寺田プラント搬入分	k0/日	113.75	111.23	108.41	105.65	102.95	100.32	97.74	95.91	94.14	92.42	90.77	89.17	87.63	86.15	84.71	83.34	82.02
(2) 岐阜羽島衛生センター搬入分	k0/日	8.59	9.72	10.17	10.57	10.91	11.20	11.44	11.75	12.01	12.22	12.37	12.47	12.51	12.50	12.44	12.32	12.16
合計	k0/日	134.28	131.32	127.99	124.74	121.55	118.44	115.39	113.23	111.14	109.12	107.17	105.28	103.46	101.71	100.01	98.39	96.84

注) 項目ごとに四捨五入しているため、合計値と合わない場合があります。

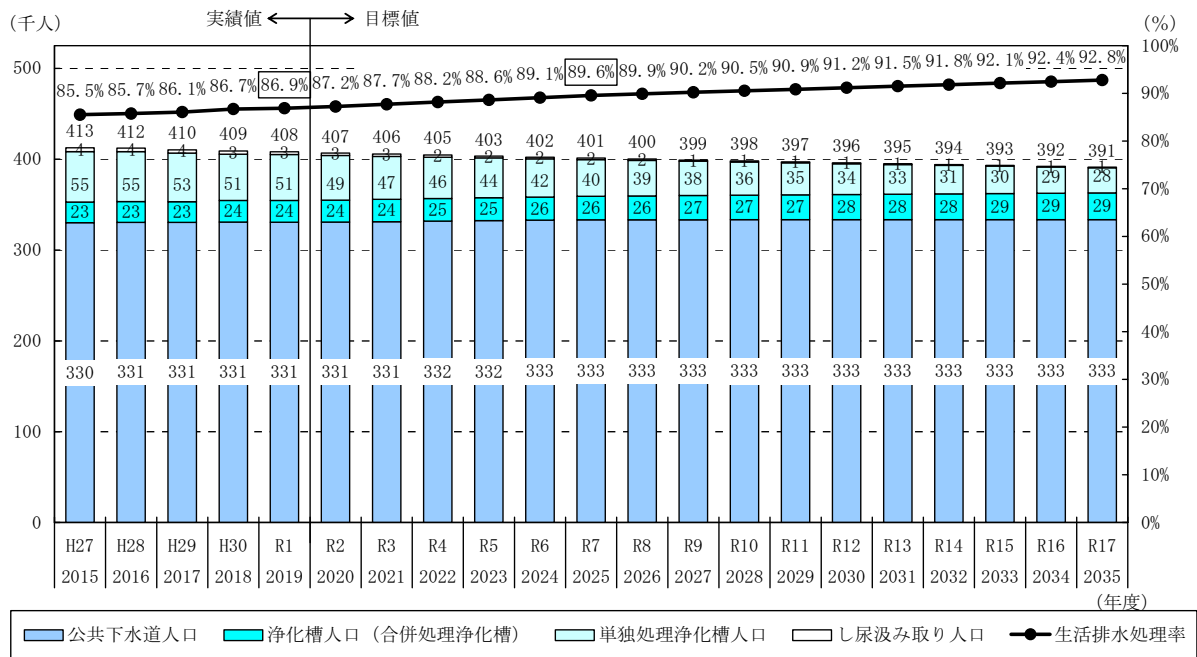


図 6-6-2 目標設定に基づく生活排水処理形態別人口の推移

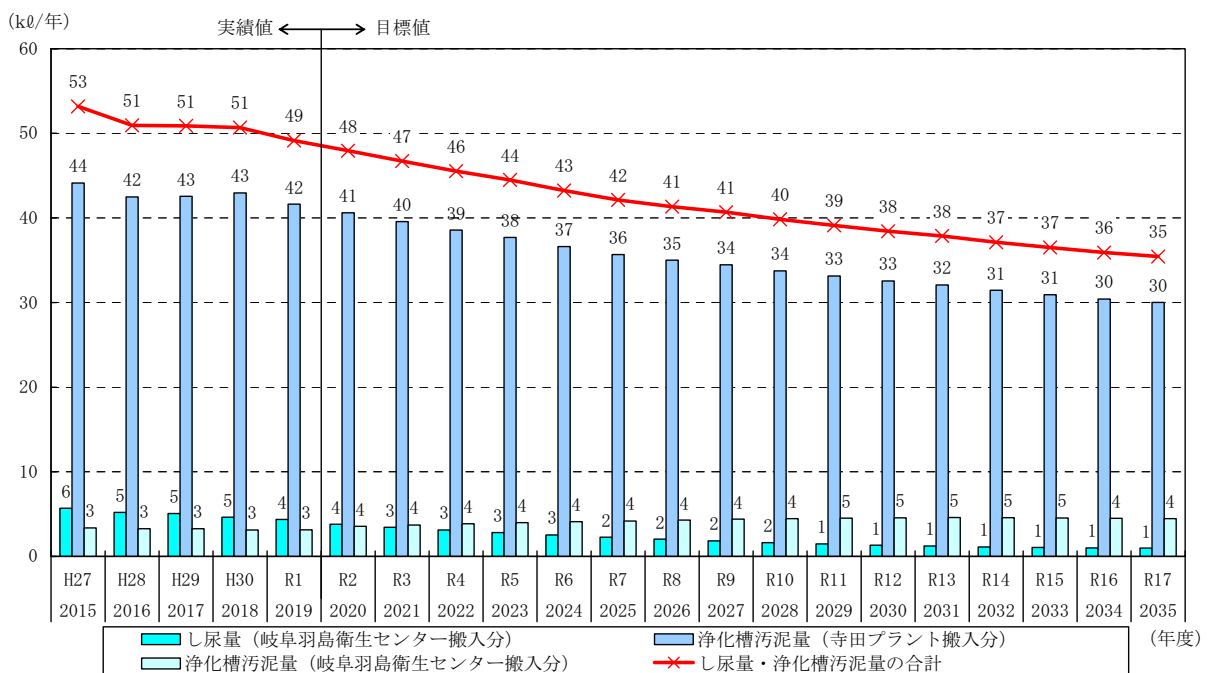


図 6-6-3 目標設定に基づくし尿・浄化槽汚泥計画処理量の推移

表 6-6-2 生活排水処理人口及び処理率（抜粋）

区分 / 年度	実績		目標年度	
	2019		2025	
	H31/R1		R7	
1 計画処理区域内人口（行政区域内人口）	408,109		401,181	
2 水洗化・生活雑排水処理人口 （右欄：生活排水処理率）	354,506	86.9%	359,258	89.6%
3 水洗化・生活雑排水未処理人口 （単独処理浄化槽）	50,537		40,249	
4 非水洗化人口	3,066		1,674	

※生活排水処理率＝水洗化・生活雑排水処理人口 ÷ 計画処理区域内人口 × 100

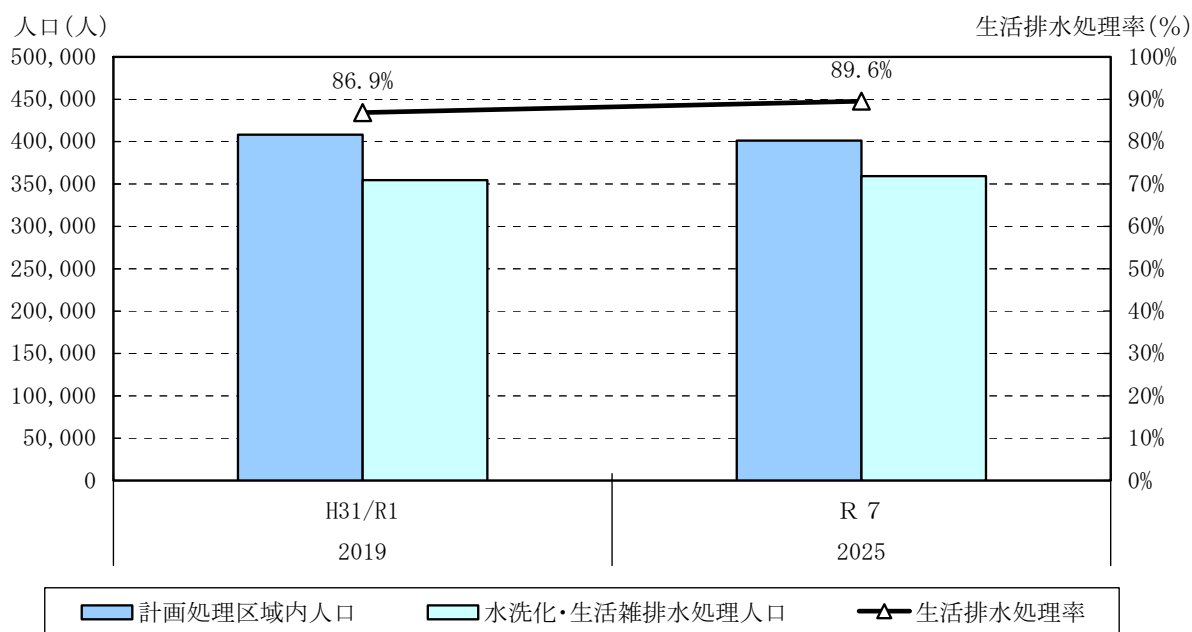


図 6-6-4 生活排水処理人口及び処理率（抜粋）

6.6.3 整備計画及び維持管理計画

本市で公共下水道、合併処理浄化槽を整備していく区域及び人口を表 6-6-3 に示します。

また、処理区域及びそれぞれの処理方針を以下に整理します。

表 6-6-3 生活排水処理に関する区域及び人口

区分	計画処理区域	計画処理人口（人）		供用開始年度
		2019	2025	
		令和元年度	令和7年度	
合併処理浄化槽	下水道整備区域以外	23,876	25,921	—
公共下水道	下水道整備区域 (市街地、その他)	330,630	333,337	昭和12年度

※計画処理人口＝（合併処理浄化槽人口＋公共下水道人口）＝水洗化・生活雑排水処理人口

（１）公共下水道

本市の市街化区域の下水道整備は概ね完了しており、今後は下水道による処理が効率的な区域のうち、地域の実情に応じて採算が可能な地域等の整備を行います。

（２）合併処理浄化槽

下水道整備区域以外の区域では、し尿汲み取りトイレや単独処理浄化槽から、合併処理浄化槽への転換を推進します。

また、合併処理浄化槽は、清掃、点検等の維持管理が適正に行われない場合、その処理性能が十分に発揮されず、水質汚濁や悪臭の原因となります。浄化槽の維持管理は、管理者の責任において許可業者及び登録業者がそれぞれ清掃及び点検を行っており、その維持管理方法について指導をしていきます。

（３）コミュニティ・プラント

本市におけるコミュニティ・プラントの整備計画は、現時点ではありません。

（４）農業集落排水施設

本市における農業集落排水施設の整備計画は、現時点ではありません。

6.7 収集・運搬、中間処理、最終処分計画

6.7.1 収集・運搬計画

(1) 収集・運搬に関する目標

生活圏から発生するし尿及び浄化槽汚泥の量を把握して適正に収集し、し尿処理施設へ安全にかつ、迅速に運搬します。

(2) 収集区域

収集区域は本市の行政区域全体とします。

(3) 収集・運搬方法

1) 収集区分

収集区分は、し尿と浄化槽汚泥（単独処理浄化槽汚泥及び合併処理浄化槽汚泥）とします。

2) 実施主体

し尿の収集・運搬の実施主体は直営及び委託、浄化槽汚泥の収集・運搬の実施主体は許可業者によるものとします。

3) 収集・運搬機材

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬機材は、バキューム車によるものとします。

4) 収集方法

収集方法は現行どおりとし、し尿は直営及び委託業者による収集、浄化槽汚泥は許可業者による収集とします。

人口の減少や公共下水道の普及に伴い、将来的に減少していくと予測されるし尿及び浄化槽汚泥の量及び箇所数に見合った収集体制の効率化・円滑化を図ります。

6.7.2 中間処理計画（し尿・汚泥の処理計画）

（１）中間処理に関する目標

生活圏から発生するし尿及び浄化槽汚泥の量、質を把握して適正に処理し、し尿処理施設の設備状況を勘案した適正な施設運営を行います。

（２）中間処理量

中間処理量は、原則として本市全域から発生するし尿及び浄化槽汚泥の全量とします。

今後、人口の減少や公共下水道の普及に伴い、し尿及び浄化槽汚泥の量が減少していくと予測されるため、それに対応した処理を実施していきます。

（３）処理方法

現行どおり、中間処理施設（岐阜市寺田プラント、岐阜羽島衛生センター）でし尿及び浄化槽汚泥を適切に処理します。

6.7.3 最終処分計画

（１）最終処分に関する目標

中間処理の一次処理で発生する沈砂、し渣、汚泥を焼却処理し、その残渣を適正に埋立処分します。

（２）最終処分方法

し尿処理施設に関する最終処分は、処理工程から発生する沈砂、し渣、汚泥が該当します。

岐阜市寺田プラントについては、今までどおり助燃剤として焼却の上、最終処分します。

岐阜羽島衛生センターの沈砂、し渣、汚泥は収集・運搬、処分の全てを民間業者

へ委託しています。

6.7.4 収集・運搬、中間処理、最終処分計画の整理

収集・運搬、中間処理、最終処分計画を整理して表 6-7-1 に示します。

表 6-7-1 収集・運搬、中間処理、最終処分計画

区分	収集運搬	中間処理			最終処分	
		一次処理	計画平均処理量(k0/日)			二次処理 (焼却、再生利用)
			2019 R1	2025 R7		
し尿	直営・委託	岐阜羽島衛生センター (し尿処理施設)	11.94	6.21	岐阜羽島衛生施設組合が 委託する処理業者	
浄化槽汚泥	許可業者		8.59	11.44		
		寺田プラント	113.75	97.74	東部クリーンセンター (ごみ焼却施設) 大杉一般廃棄物最終処分場	

6.8 その他

6.8.1 市民に対する広報・啓発活動

今後、適切な生活排水処理を実施するための啓発活動として、以下に示す内容を推進します。

(1) 生活排水に対する市民意識の高揚

公共用水域の水質汚濁の現状と、その原因のひとつが各家庭から排出される生活雑排水等にあることについて、戸別訪問やパンフレット、ポスター、広報誌及び市HP等による広報を定期的に行い、市民の生活排水に対する意識を高めていきます。

(2) 施設・設備等見学会の開催

水質汚濁と生活排水との関係を深く理解してもらうため、汚濁の進行している河川・湖沼等や汚濁浄化した河川・湖沼等の現状、処理施設や設備の見学会実施等について検討します。

(3) 生活排水処理対策推進に関する市民組織の育成及びその活動支援

市民を主体とした生活排水処理対策推進のための組織育成や、それらの活動の支援方法について検討します。